

**第6次滑川町総合振興計画 基本構想・前期基本計画**  
**第3期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略**

**令和8年3月**



## 笑顔あふれる滑川町の実現に向けて

滑川町は、埼玉県のほぼ中央、東京から60km圏内に位置する首都近郊のまちとして発展してきました。町内には2つの鉄道駅を有し、近隣には高速道路のインターチェンジが位置する交通利便性の高い地域でありながら、令和5年1月には古くから伝わる伝統的な農法が「比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム」として日本農業遺産に認定されています。こうした充実した都市基盤による居住快適性と豊かな自然や美しい里山が調和した環境が、本町の大きな魅力となっています。



全国的に人口減少が進む中であっても、駅周辺の大規模な住宅開発や、給食費の無償化や学童保育の整備などの子育て支援策を進めてきたことなどにより、町の人口は着実に増加し、近年は自立持続可能な自治体として注目されています。

しかしながら、本計画の策定時点においては、人口増加率は縮小傾向にあり、何も手を打たなければ、将来的に人口が停滞もしくは減少していくことが十分に想定される状況となっています。こうした時代の変化を的確にとらえ、本町の地域特性を生かした観光振興や農業支援、地域の防災力の強化など、地域経済の活性化や社会的課題の解決に向けた取組にチャレンジしていく必要があります。そのためにも、町政運営の羅針盤となりながら、社会情勢の変化に柔軟に対応し、時代に即した取組を積極的に進めることができる計画が必要であると考えています。

今回の策定にあたっては、「第6次滑川町総合振興計画基本構想・前期基本計画」と「第3期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的な計画として策定し、より部署横断的かつ機動的に、地方創生に取り組むものとしています。滑川町総合振興計画審議会や滑川町まち・ひと・しごと推進審議会の委員の皆様をはじめ、町議会議員の皆様、各種グループヒアリングや町民意向調査などを通じて貴重なご意見をお寄せいただきました町民の皆様のご協力により、町政運営の柱となる計画が出来上がりました。心より御礼申し上げます。

今後は、本計画に基づき、町民や事業者、地域の皆様の協力を仰ぎながら、施策を着実に推進していくことが行政の役割となります。一つ一つの取組が「まちづくり」であり、「ひとづくり」であり、「笑顔あふれる滑川町」をつくる礎となると信じ、次の時代への歩みを進めてまいります。

令和8年 3月

滑川町長 大塚 信一



## 滑川町民憲章

わたくしたちの町は、美しい自然と歴史に恵まれた、森林公園のある町です。

わたくしたちは、活気にみちた豊かな文化都市をめざし、ここに町民憲章を定めます。

- 一、緑をまもり 環境をととのえ 住みよい町をつくります。
- 一、伝統を尊び 敬愛の心と創造性豊かな町をつくります。
- 一、文化をたかめ スポーツを愛し 活力ある町をつくります。
- 一、健康で仕事に励み 年寄り 子供を大切にする町をつくります。
- 一、親切と思いやりの心で 手をとりあう町をつくります。

# 目次

<b>第1編 総論</b> .....	<b>1</b>
序 計画策定の目的 .....	2
1 計画の構成及び期間、進行管理 .....	3
2 町の概要 .....	4
3 本町を取り巻く時代の潮流 .....	12
4 町民の意向（町民意向調査結果） .....	14
5 課題の整理 .....	18
<b>第2編 基本構想</b> .....	<b>21</b>
1 基本構想の意義と役割 .....	22
2 まちづくりの目標 .....	23
3 基本構想の人口フレーム .....	24
4 土地利用構想 .....	25
<b>第3編 前期基本計画</b> .....	<b>29</b>
1 施策の大綱と施策体系 .....	31
2 重点施策 .....	37
重点施策1 公民連携による地域活力の創造	
重点施策2 強みを生かした雇用の創出、産業の支援	
重点施策3 住み続けたいくなる暮らしの充実	
3 政策分野別基本目標 .....	43
第1章 誰もが生涯安心して暮らせるまちづくり（福祉）	
1-1 子育て支援対策の充実.....	46
1-2 健康づくりの推進と医療の充実.....	50
1-3 地域で支え合う福祉の充実.....	55
1-4 高齢者の暮らしの充実.....	58
1-5 障害者の暮らしの充実.....	62
第2章 豊かな心と文化を育むまちづくり（教育文化）	
2-1 就学前教育の充実.....	70
2-2 学校教育の充実.....	73
2-3 家庭・地域と連携した教育の充実.....	79
2-4 生涯学習の充実.....	82
2-5 郷土文化の保護・活用.....	87

第3章 暮らしやすい快適なまちづくり（都市基盤 生活環境）	
3-1 調和（バランス）のとれた土地利用の推進	92
3-2 安全で安心な生活を守る仕組みづくり	95
3-3 きれいで快適に暮らせる地域環境づくり	99
3-4 便利で住みよい機能的な都市基盤づくり	103
3-5 水と緑に囲まれた居住の場づくり	108
第4章 特性を生かした活力ある産業のまちづくり（産業経済）	
4-1 滑川らしさを生かした持続可能な農業の振興	114
4-2 工業・商業・サービス業の振興	117
4-3 観光の振興と地域間交流	120
第5章 町民との協働による自立可能なまちづくり（行財政・コミュニティ）	
5-1 地域コミュニティの形成とまちづくりの担い手育成	124
5-2 住民と行政の情報の共有化の推進	126
5-3 平等で平和な明るい社会の形成	128
5-4 満足度の高い行政サービスの提供	132
5-5 効率的で着実な行財政運営の推進	135

## 資料編 141

1 基本計画関連データ一覧	142
2 用語集	152
3 策定の経緯	155
4 策定体制	158
5 滑川町総合振興計画審議会条例	159
6 滑川町総合振興計画審議会委員	161
7 滑川町まち・ひと・しごと推進審議会条例	162
8 滑川町まち・ひと・しごと推進審議会委員	163
9 滑川町総合振興計画策定委員会委員	164
10 滑川町まち・ひと・しごと創生推進本部会議本部員	165
11 滑川町まちづくり研究会会員	166
12 滑川町総合振興計画審議会への諮問書	167
13 滑川町総合振興計画審議会からの答申書	168
14 滑川町まち・ひと・しごと推進審議会への諮問書	169
15 滑川町まち・ひと・しごと推進審議会からの答申書	170
16 議案書及び議決書	171





# 第1編 総論

---

# 序 計画策定の目的

## (1) 計画策定の目的

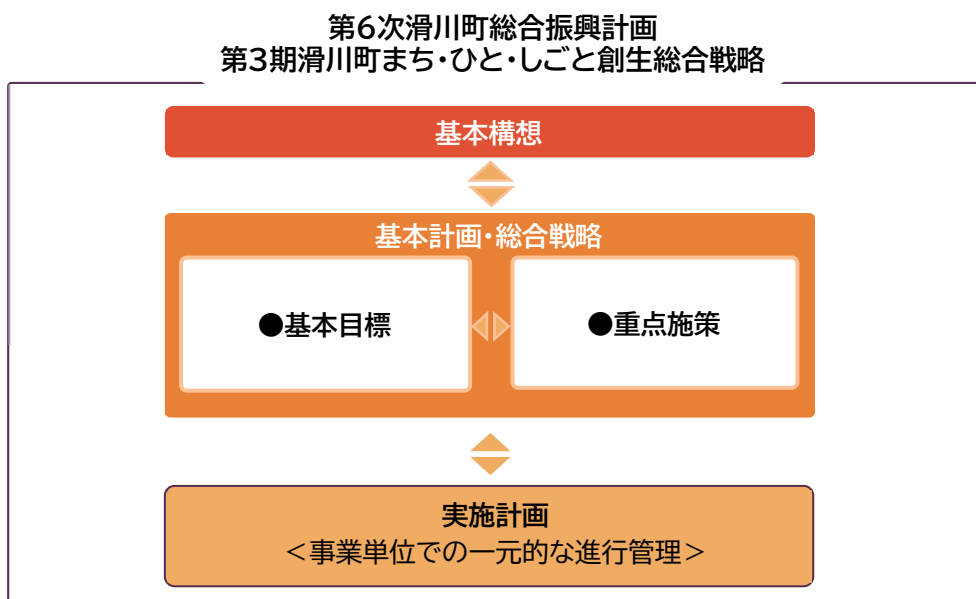
「第5次滑川町総合振興計画」の計画期間である平成28(2016)年度から令和7(2025)年度においては、価値観やライフスタイルの多様化、情報通信技術の急激な進歩、景気の変動、グローバル化の進展など、我が国を取り巻く環境は大きく変化してきました。特に、後期基本計画の計画期間である令和3(2021)年度から令和7(2025)年度においては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行や国内での驚異的な感染拡大などにより、多大な社会的影響が発生する状況となりました。こうした状況を踏まえ、後期基本計画では、様々な危機的状況への対応を念頭に、毎年の進行管理により適切な優先順位と最適な手法を判断していくものとししました。

現在では、危機管理体制の充実のもと、暮らしの機能は回復し、安定した行政運営が求められています。現行の総合振興計画が令和7(2025)年度をもってその計画期間を終了するにあたり、本町を取り巻く社会の変化、現計画における取組の検証結果、町民の意見などを総括し、本町の抱える課題を改めて捉え、新たな将来像の実現に向けたまちづくりを進めるため、令和8(2026)年度から始まる新たな計画となる「第6次滑川町総合振興計画」を策定するものです。

## (2) 計画の位置づけ

「第5次滑川町総合振興計画後期基本計画」では、5つの施策と6つの重点プロジェクトを位置づけ、様々な取組を進めてきました。重点プロジェクトは、「第2期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられる4つの戦略プロジェクトと、安全・安心なまちづくりや効率的な行財政運営を推進するための2つの推進プロジェクトに区分され、効果的・効率的に施策を推進するものでした。

「第6次滑川町総合振興計画」においては、計画の実行性・包括性をさらに高めるため、両計画を一体とし、「第3期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を内包した計画とします。



# 1 計画の構成及び期間、進行管理

## (1) 基本構想

町政を総合的・計画的に進めていくために目指すべき目標を明らかにするものです。計画期間は令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10か年の長期計画となります。

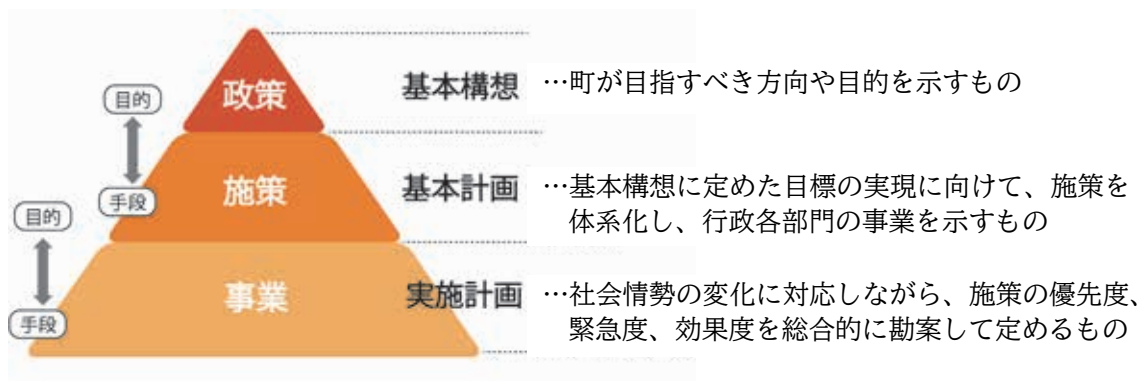
## (2) 基本計画

基本構想に定めた目標の実現に向けて、施策を体系化し、行政各部門の事業を示すものです。前期基本計画は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までで、後期基本計画は令和13（2031）年度から令和17（2035）年度までの5か年計画です。

## (3) 実施計画

実施計画は、基本計画に基づいて、社会情勢の変化に対応しながら、施策の優先度、緊急度、効果度を総合的に勘案して定めるものです。計画の期間は3か年とし、毎年度ローリングしながら策定します。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
「基本構想」 政策	計画期間（10年間）									
「基本計画」 施策	前期基本計画・総合戦略					後期基本計画・総合戦略				
「実施計画」 事業	第1次実施計画									



## 2 町の概要

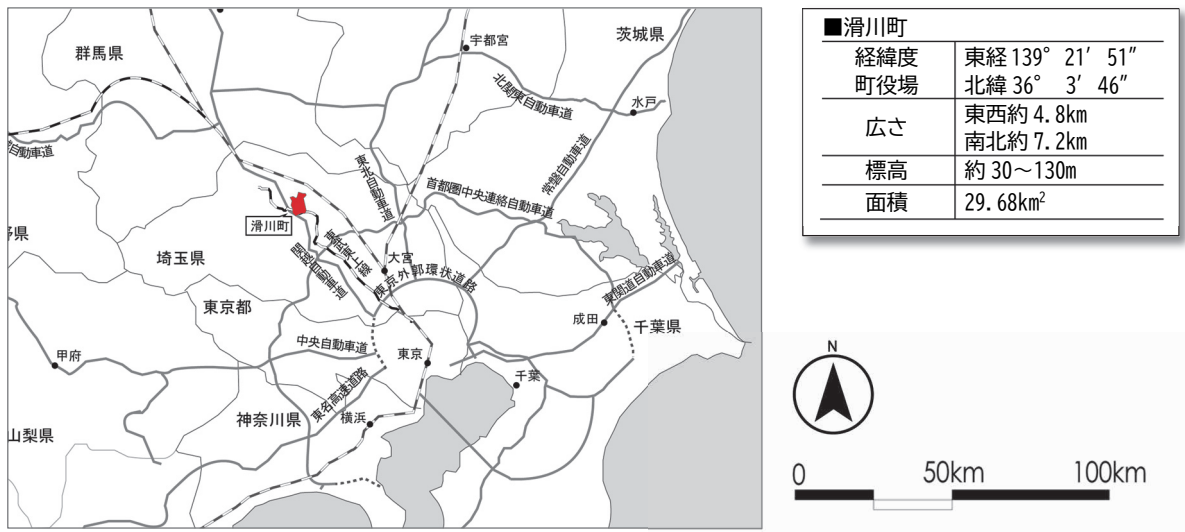
### (1) 位置

本町は、埼玉県のほぼ中央、東京から60km圏内に位置しています。町の東部と南部は東松山市に接し、西部は嵐山町、北部は熊谷市に接しています。南北は約7.2km、東西は約4.8kmの広がりを持ち、標高は約30m～130m、面積は約29.68km<sup>2</sup>となっています。

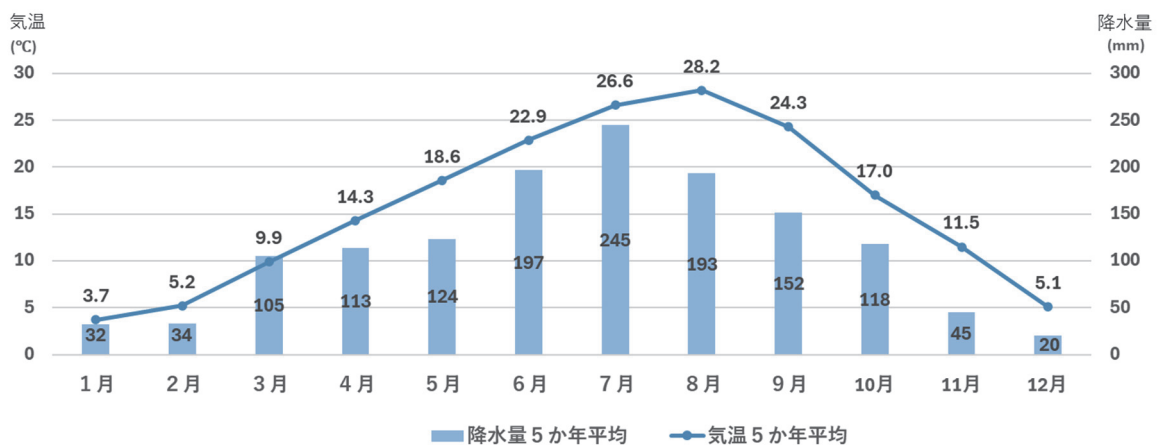
### (2) 地勢・気候

本町は全域の約60%を丘陵地が占め、町の中央を滑川が、南部を市野川が流れ、丘陵地に囲まれた地域には、谷津田が形成され、その上流部には関東一ともいわれる水田の水源となる約200個のため池が点在しています。町北東部は丘陵地の地形を生かした国内初の国営公園「武蔵丘陵森林公園」があり、民間開発によるゴルフ場も点在しています。

また、本町の気候は、大きくは温帯性気候に属していますが、夏季は高温多湿、冬季は寒冷乾燥で、年間の寒暖の差が比較的大きい気候となっています。近年は、夏季の高温や局地的な大雨が顕著となっています。



■月別平均気温と月別降水量の状況（2020年～2024年 5か年平均）



出典：熊谷地方気象台（鳩山地点）

### (3) 沿革

本町の変遷をみると、明治元（1868）年、山田、土塩、和泉、菅田、中尾、伊古、羽尾の7か村が武蔵知県事に、福田村、水房村、月輪村は前橋藩に属し、明治4（1871）年には福田、水房、月輪は前橋県に、旗本領であったその他の地区は蕪山県に属しています。その後、明治22（1889）年の市町村制施行（明治の大合併）により、福田村（福田、山田、土塩、和泉、菅田の5か村が合併）、宮前村（中尾、伊古、水房、月輪、羽尾の5か村が合併）が誕生し、大正13（1924）年には宮前村内に東武東上線が開通、昭和6（1931）年には両村全域に電灯が入るなど、都市化が進んできました。

昭和29（1954）年には、町村合併促進法の施行を受けて福田村と宮前村が合併し、現在の滑川町の前身である滑川村が誕生しました。そして、昭和31（1956）年には役場庁舎が福田に完成、昭和46（1971）年の東武東上線「森林公園駅」開業、昭和49（1974）年の国営武蔵丘陵森林公園の開園、昭和55（1980）年の関越自動車の開通、昭和56（1981）年に現在の役場庁舎の完成等を経て、昭和59（1984）年に町制を施行し、現在の「滑川町」となっています。

その後、公共下水道の整備や土地区画整理事業\*が進められ、平成14（2002）年には、町内2つ目の駅となる東武東上線「つきのお駅」が開業しました。さらに、土地区画整理事業\*が進められ、平成22（2010）年には「月の輪小学校」が新設開校しました。

平成23（2011）年には、保育・幼稚園児から中学生までの給食費無償化を開始し、こどもにやさしい施策に取り組んできました。さらに同年11月には、町内に生息している国指定天然記念物「ミヤコタナゴ」をモチーフにした滑川町イメージキャラクター「ターナちゃん」が誕生し、親しみやすいまちのイメージづくりを進めました。

令和5（2023）年には「比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム」が日本農業遺産に認定されました。

そして、令和6（2024）年に本町は町制施行40周年を迎え、現在も活気のあるまちづくり、自然と調和したまちづくりを進めています。



滑川町イメージキャラクター  
ターナちゃん



町制施行40周年記念ロゴ

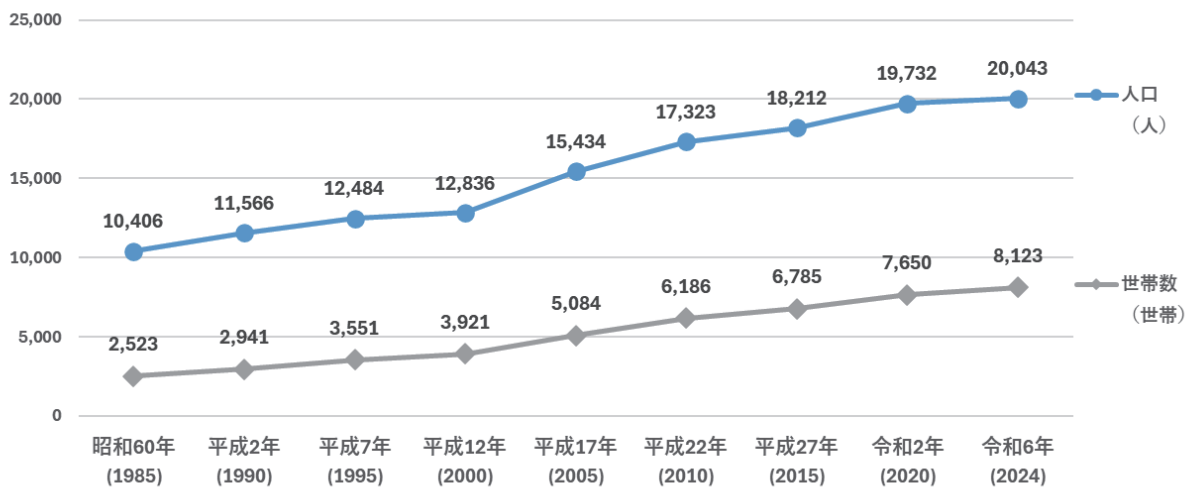


谷津沼農業システム（日本農業遺産）

#### (4) 人口・世帯の状況

本町の人口と世帯数は、東武東上線つきのわ駅の開業（平成 14(2002)年）や月輪土地区画整理事業（平成 21(2009)年竣工）に伴う宅地整備の進捗などにより増加傾向が続いています。年齢3区分別の人口の推移をみると、老年人口の割合は増加が続いていましたが、令和 6（2024）年には減少がみられます。年少人口の割合は平成 17(2005)年から増加が続いていましたが、令和 2（2020）年には減少に転じています。生産年齢人口の割合は平成 17(2005)年から減少傾向にありましたが、令和 6（2024）年には増加に転じており、総人口の 61.9%を占めています。

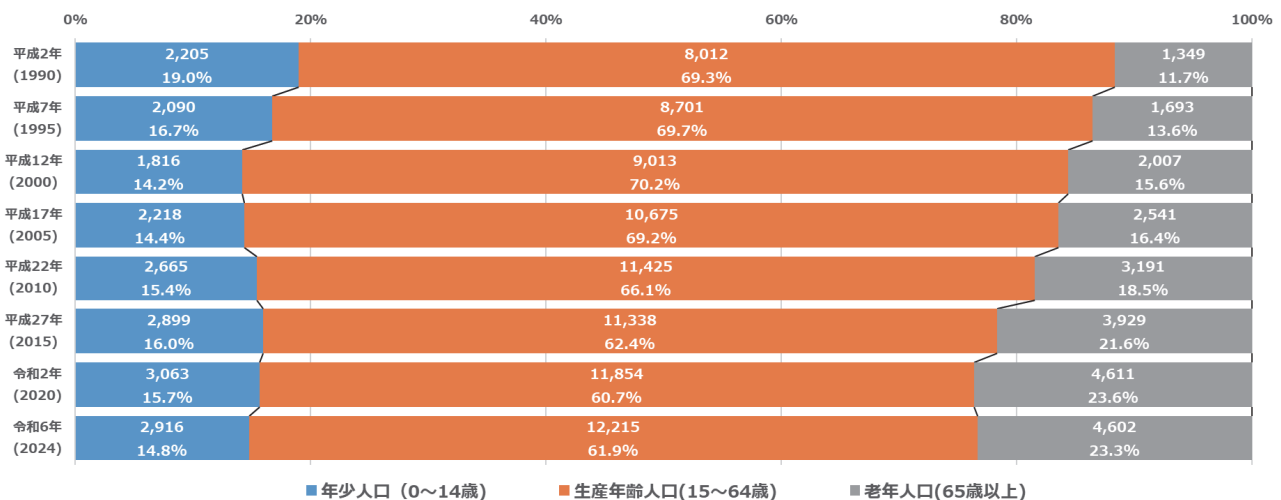
##### ■人口と世帯数の推移



出典：国勢調査（令和 6（2024）年のみ埼玉県推計人口 [12月1日時点]）

※埼玉県推計人口とは、直近の国勢調査人口を基準に、各月の出生・死亡・転入・転出者数を加減して算出した実績値。

##### ■年齢3区分別人口・割合の推移



出典：国勢調査（令和 6（2024）年のみ町年齢別人口統計）

※年齢不詳人口が含まれていないため合計値が総人口と合致しない場合があります。

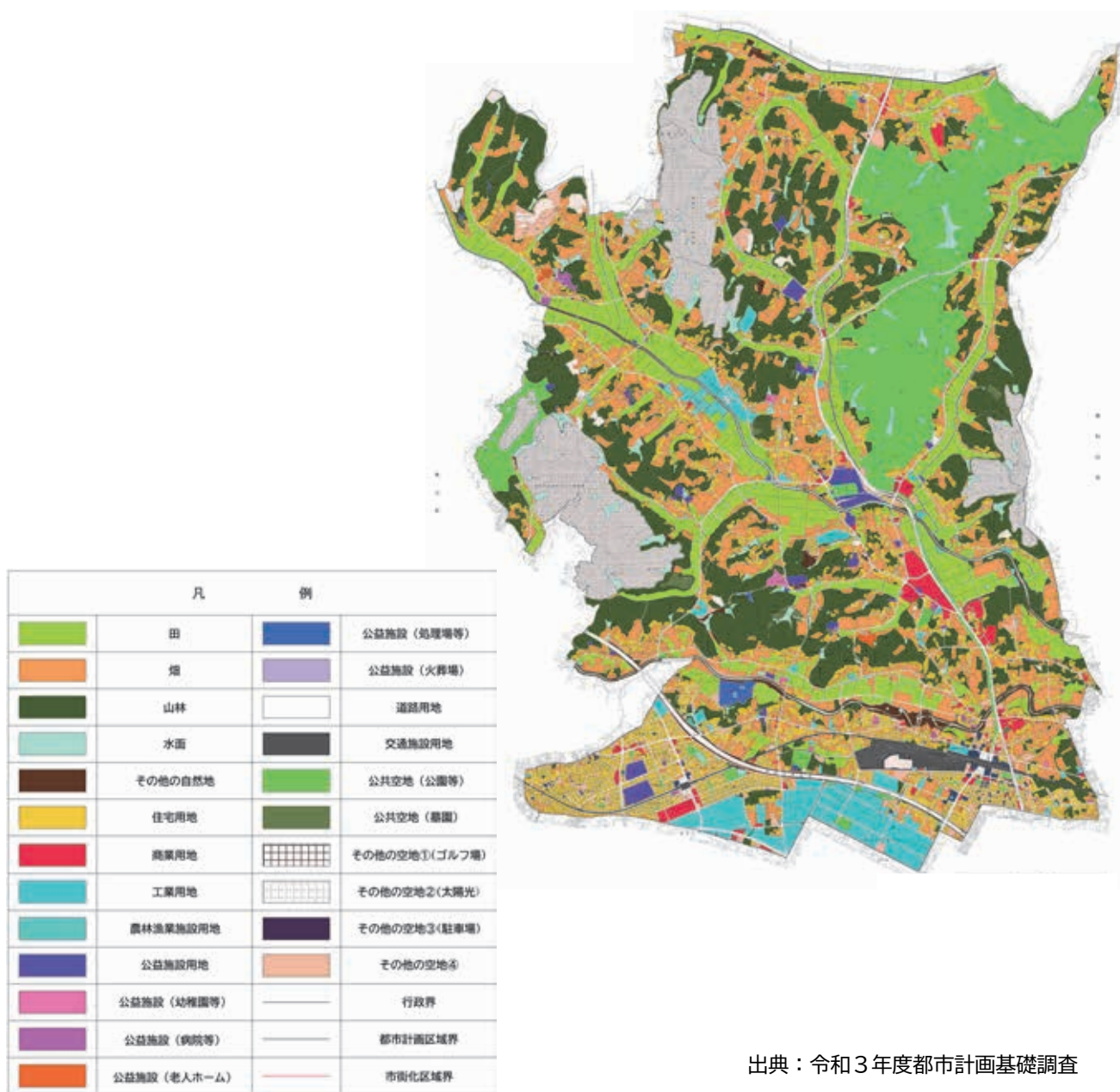
## (5) 土地利用の状況

本町の土地利用状況をみると、市野川を境として南側の地域では市街化が促進され、土地区画整理事業\*によって良好な住宅市街地が形成されています。また、東松山市と隣接した地域では、関越自動車道や国道 254 号などの交通条件を生かして工業団地が形成されています。市野川を境として北側の地域では、平坦地や谷津田、丘陵地を利用した畑地など農業を中心とした土地利用となっています。

丘陵地は、国営武蔵丘陵森林公園やゴルフ場として利用され、近年では太陽光発電施設としての利用もみられますが、人工的に手を加えられていない自然のままの山林も多く残されています。

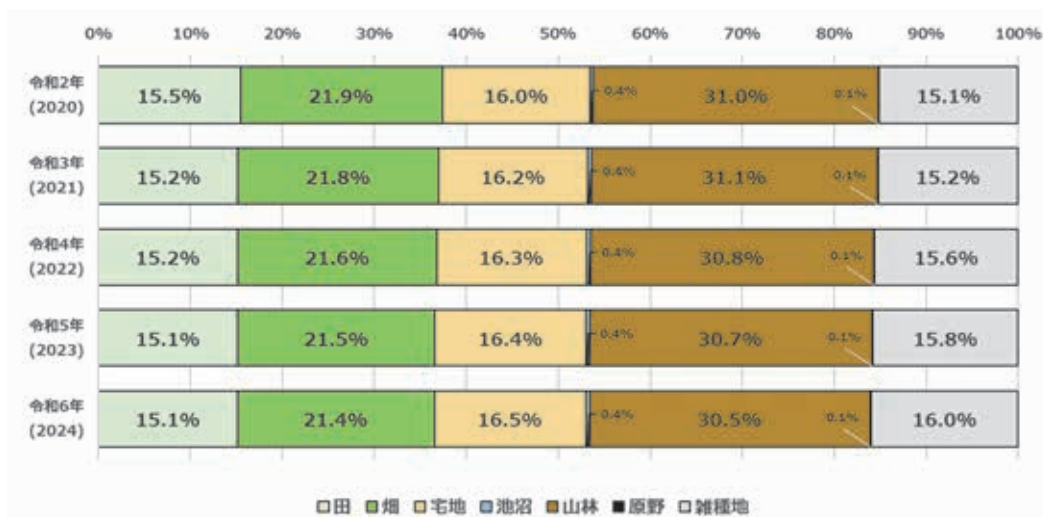
また、地目別土地利用を見ると、田・畑・山林が減少し、宅地、雑種地の増加が続いています。

### ■土地利用現況図



出典：令和3年度都市計画基礎調査

## ■地目別土地利用の推移



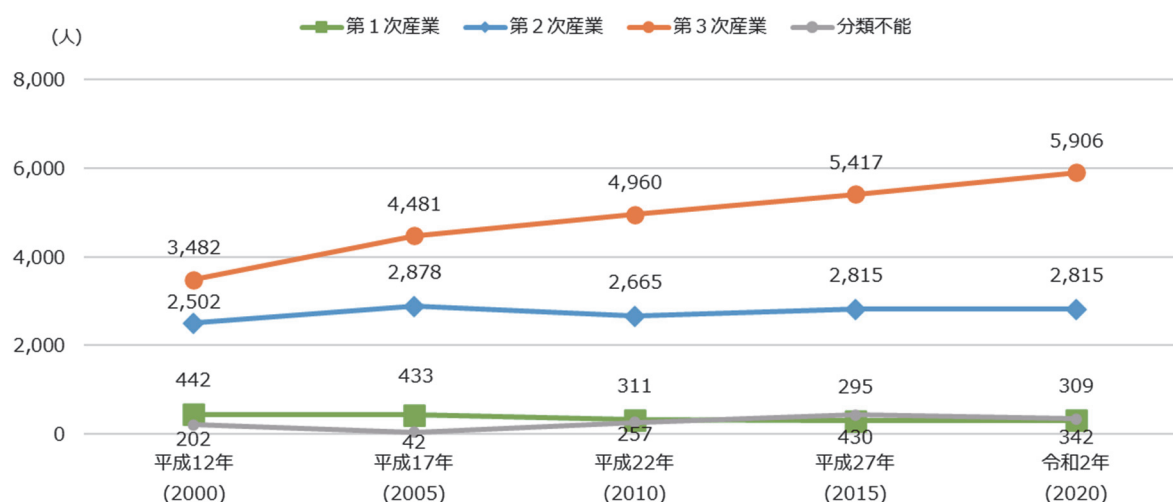
出典：埼玉県統計年鑑（縣市町村課 各年1月1日現在）

## (6) 産業の状況

本町の産業別の就業人口をみると、第1次産業は減少を続け、平成12(2000)年には442人（全就業人口に対する割合は6.7%）だった就業者が、令和2（2020）年には309人（全就業人口に対する割合は3.3%）となっています。また、第2次産業については、ほぼ横ばいで推移しており、令和2（2020）年には2,815人（全就業人口に対する割合は30.0%）となっています。

第3次産業は増加が続いており、平成12(2000)年には3,482人（全就業人口に対する割合は52.5%）だった就業者が、令和2（2020）年には5,906人（全就業人口に対する割合は63.0%）となっています。

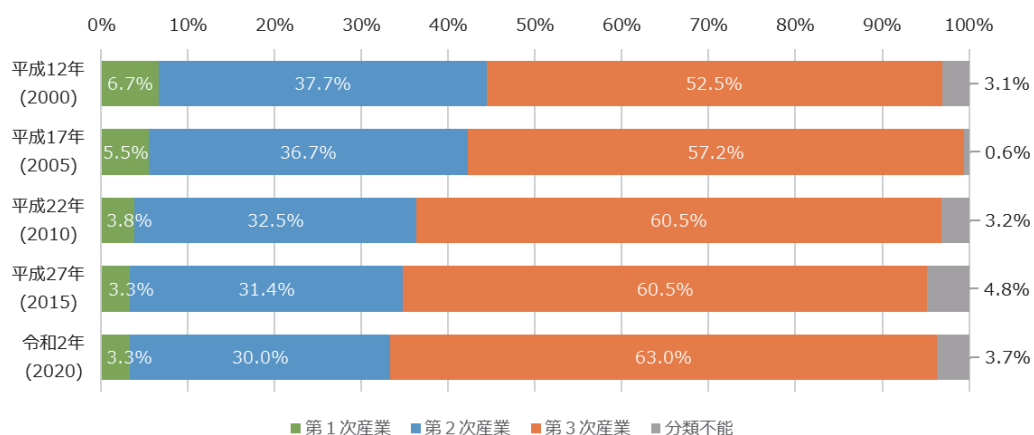
## ■産業別就業人口（人）の推移



出典：国勢調査



## ■産業別就業人口構成比(%)の推移



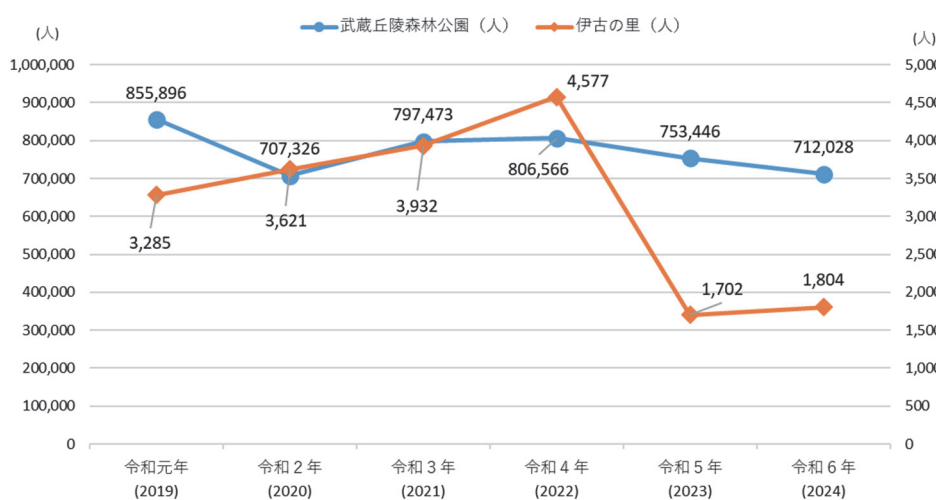
出典：国勢調査

## 【観光】

国営武蔵丘陵森林公園の観光入込客数は、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛などもあり、増減を繰り返しています。令和元(2019)年の 855,896 人に対して、令和6(2024)年には 712,028 人となっています。

また、伊古の里の観光入込客数は増加傾向で推移してきましたが、令和5(2023)年には異常気象による沼の水位低下の影響を受け伊古の里フィッシングパークの来客数が減少に転じています。令和元(2019)年の 3,285 人に対して、令和6(2024)年には 1,804 人となっています。

## ■年間観光入込客数(人)の推移

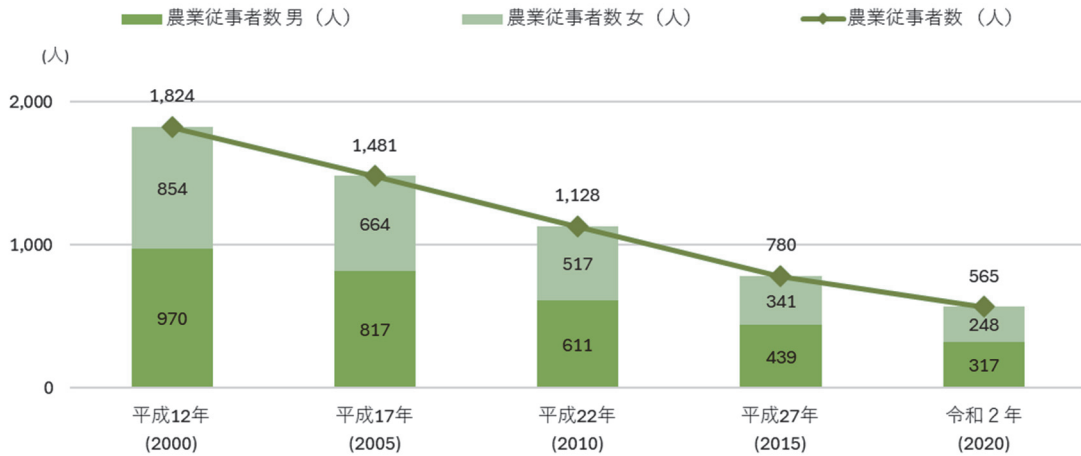


出典：滑川町産業振興課

## 【農業】

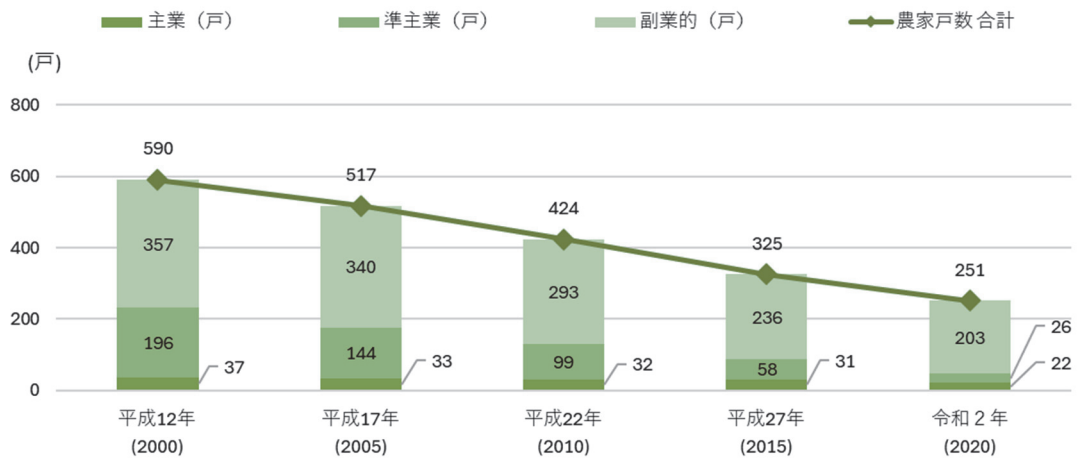
農業従事者は減少が続いており、平成12(2000)年には1,824人だった従事者が、令和2(2020)年には565人となっています。また、農家戸数についても同様に減少しており、平成12(2000)年に590戸だった戸数が、令和2(2020)年には251戸となっています。

### ■農業従事者（人）の推移



出典：国勢調査

### ■農家戸数（戸）の推移

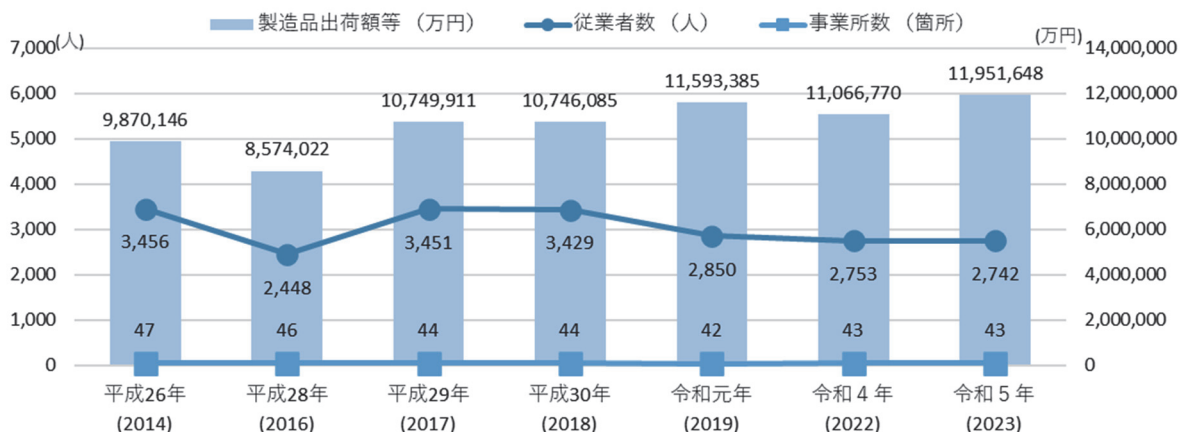


出典：農林業センサス「主副業別農家数」

【工業】

製造品出荷額等については増減を繰り返しながらも増加傾向にあり、平成 26(2014)年にはおよそ 987 億円だった出荷額が、令和 5 (2023)年にはおよそ 1,195 億円となっています。また、従業者数については減少傾向にあり、平成 26(2014)年には 3,456 人だった従業者数が、令和 5 (2023)年には 2,742 人となっています。事業所数についても同様に減少しており、平成 26(2014)年には 47 箇所だった事業所数が、令和 5 (2023)年には 43 箇所となっています。

■工業の推移



出典:工業統計調査/平成 28 年経済センサス 活動調査/経済産業省「経済構造実態調査(製造業事業所調査)」

※平成 26 年の従業者数及び事業所数は 12 月 31 日現在の数値。製造品出荷額等は調査年 1 年間の数値。

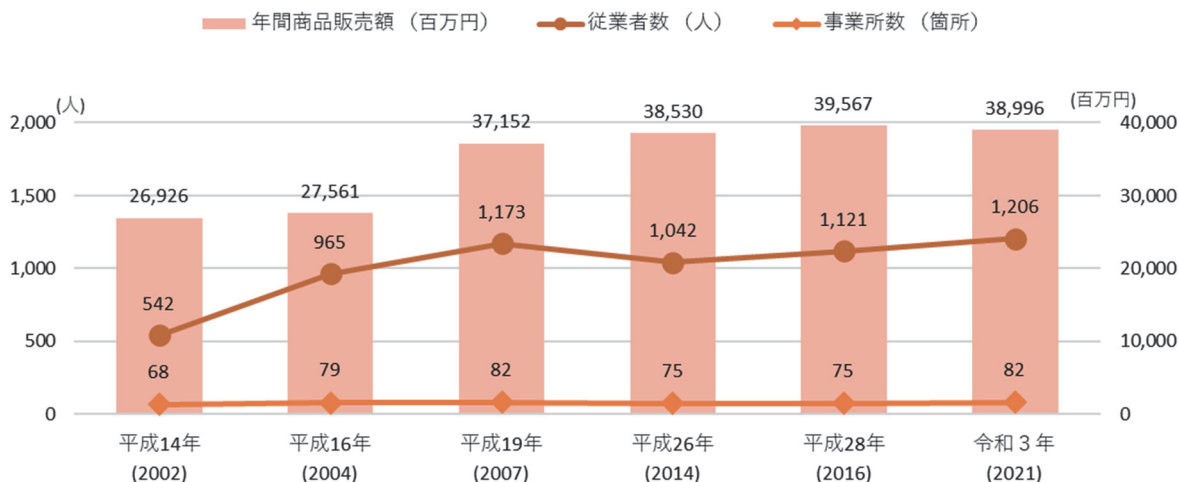
※平成 27 年は工業統計調査休止。

※平成 28 年以降の従業者数及び事業所数は 6 月 1 日現在の数値。また製造品出荷額等は調査前年1~12 月の 1 年間の数値。

【商業】

年間商品販売額は、直近では横ばいで推移しており、平成 26(2014)年以降、390 億円前後で推移しています。また、従業者数についても、平成 26(2014)年以降、増加が続き、1,200 人前後で推移しています。事業所数についても同様に増加しており、平成 26(2014)年には 75 箇所だった事業所数が、令和 3 (2021)年には 82 箇所となっています。

■商業の推移



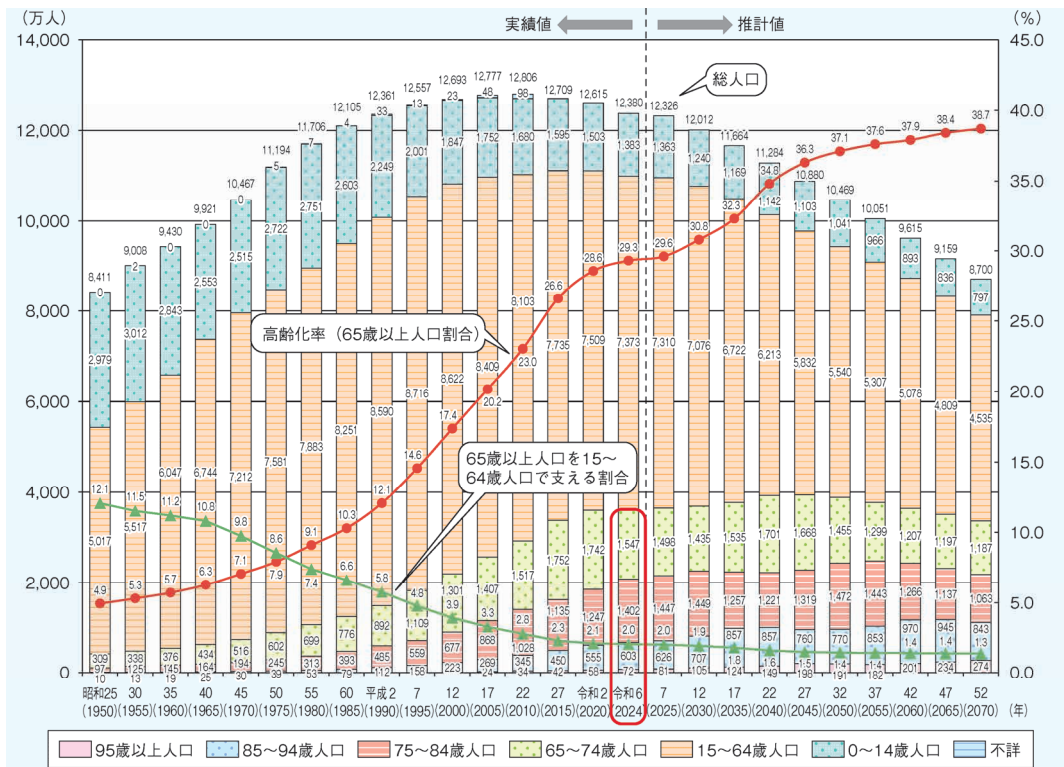
出典:商業統計調査/経済センサス 活動調査

# 3 本町を取り巻く時代の潮流

## (1) 人口減少・少子高齢化の深刻化

国勢調査における我が国の人口は、平成 22 (2010) 年の 1 億 2,806 万人をピークに減少が続いています。令和 5 (2023) 年の出生数は 72.7 万人と過去最低を更新しました。国立社会保障・人口問題研究所の推計 (令和 5 (2023) 年 8 月) によれば、人口は令和 32 (2050) 年に 1 億 469 万人となり、令和 6 (2024) 年から約 1,900 万人 (15.4%) 減少すると見込まれています。

少子化と人口減少により、生産年齢人口の縮小を背景に、労働力不足や経済規模の縮小、社会保障負担の増加、地域コミュニティの衰退など、社会経済への深刻な影響が懸念されます。

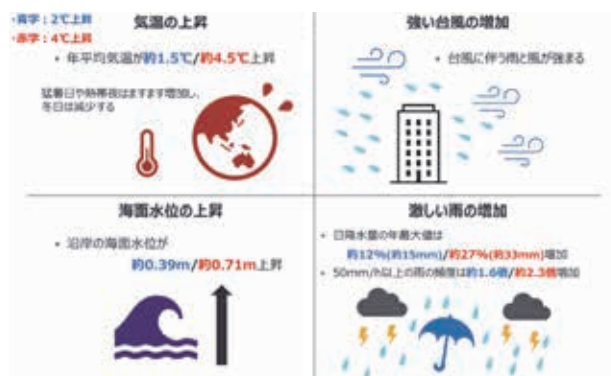


出典：「令和 5 年版高齢社会白書」(内閣府)

## (2) 自然災害の激甚化と防災意識の高まり

近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響で、気温の異常上昇や強い台風、豪雨・豪雪などの自然災害が頻発・激甚化しています。令和 6 (2024) 年 1 月の能登半島地震では、M7.6・最大震度 7 を観測し甚大な被害が発生しており、今後も南海トラフ地震や首都直下地震など、大規模災害による深刻な被害が懸念されます。

さらに、地域住民構成の多様化・複雑化、高齢化に伴う要配慮者の増加、サラリーマン世帯の増加による地域コミュニティの担い手不足など、地方行政における災害対策の負担は大きくなっています。このため、災害発生前からの事前防災・減災の推進や、地域単位での自助・共助の強化が一層重要となっています。



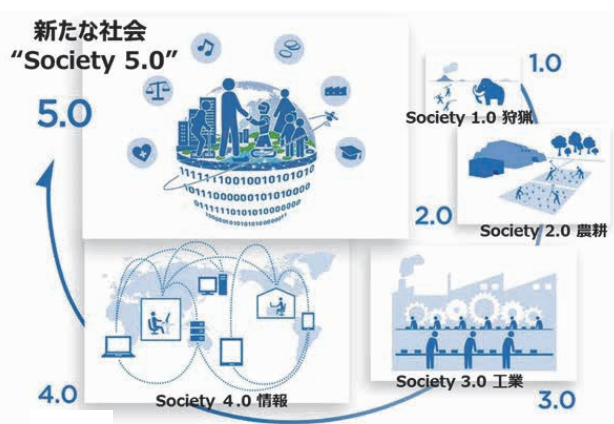
出典：「令和 4 年版国土交通白書」(国土交通省)

### (3) デジタル・トランスフォーメーション (DX\*) による社会の変化

近年、人工知能 (AI\*)、IoT (Internet of Things)、ビッグデータ\*などのデジタル技術が急速に進展し、インターネットをあらゆる分野で活用し、経済成長と社会課題の解決を両立させる「Society5.0」が提唱されています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大時には、安全かつ迅速な対応を支えるデジタル化の遅れが明らかとなりました。これを受け、国はデジタル・トランスフォーメーション (DX\*) を推進し、企業や行政の業務効率化、付加価値創出、住民生活の質向上などの社会課題の解決を目指しています。

一方で、情報セキュリティや個人情報保護への不安、デジタル技術を活用できる人とできない人との格差 (デジタルデバインド) など、新たな問題も浮き彫りになっています。

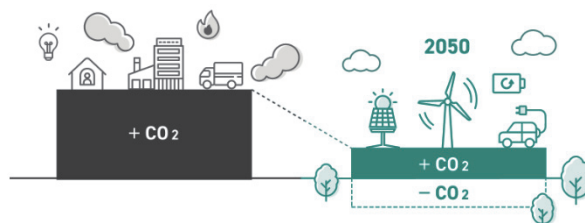


出典：Society5.0 (内閣府)

### (4) 循環型社会の実現に向けた取組

世界では、人口の急増と経済成長に伴い、化石エネルギーの大量消費やCO<sub>2</sub>排出による地球温暖化など、環境問題が深刻化しています。こうした状況を受け、平成 27 (2015) 年には「パリ協定」が採択され、途上国を含む全参加国に温室効果ガスの排出削減が求められるようになりました。現在では、世界各国でカーボンニュートラルへの認識が広がり、脱炭素社会を目指す取組が進められています。

我が国でも、令和 2 (2020) 年にカーボンニュートラルの実現を宣言し、再生可能エネルギーへの転換を進めるグリーントランスフォーメーション (GX)\* を推進しています。温室効果ガスの排出削減と経済成長の両立に向けた取組が進められています。



出典：脱炭素ポータル (環境省)

### (5) 価値観の多様化と共生社会の実現に向けた動き

国際情勢の変化や情報通信技術 (ICT) の進展により、我が国を取り巻く環境は大きく変化し、社会経済に様々な影響を及ぼしています。こうしたグローバル化の進展に伴い、多様性を尊重し、すべての人の尊厳が守られる共生社会の実現が求められています。

国内では、高齢化・長寿命化に伴い「人生 100 年時代」を迎え、働き方やライフスタイル、家族のあり方が多様化するとともに、社会のあり方や価値観にも変化が生じています。

多様な人々が活躍し、不自由なく暮らせる社会の実現は、幸福度・満足度 (Well-being) や社会の活力向上につながることから、性別、年齢、人種・国籍、障害の有無、価値観、キャリアや経験など、様々な属性をもつ人々を包摂する社会の形成に向けた取組が進められています。

# 4 町民の意向（町民意向調査結果）

## （1）調査概要

本計画の策定にあたり、町民の意向を把握し、計画に反映するうえでの基礎資料とするために令和6（2024）年11月に町民意向アンケート調査を実施しました。

町民アンケートは、町内在住の19歳以上の男女2,000人を対象として実施し、1,023人（回収率51.2%）より回答をいただきました。また、青少年アンケートは、町内在住の15～18歳の全数（614人）を対象に実施し、206人（回収率33.6%）より回答をいただきました。

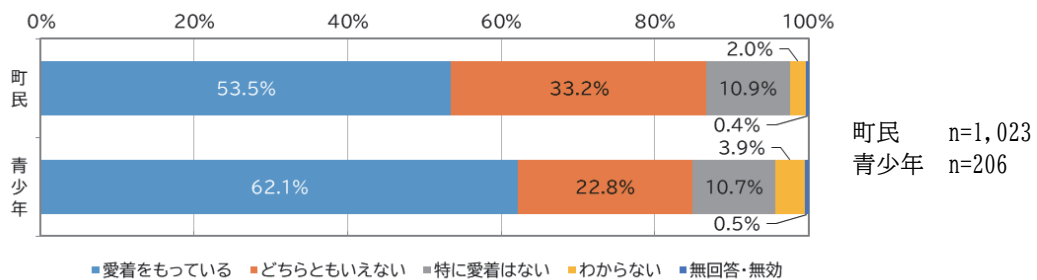
### ■調査方法

区分	①町民アンケート調査	②青少年アンケート調査
調査対象	町内に居住する 満19歳以上（2,000人無作為抽出）	町内に居住する 15～18歳全数（614人）
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あなたご自身のことについて</li> <li>・滑川町の住みごこち等について</li> <li>・まちづくりを進める取組内容について</li> <li>・将来の滑川町のまちづくりについて</li> <li>・本町をより良くしていくための意見・提案について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あなたご自身のことについて</li> <li>・滑川町の住みごこち等について</li> <li>・まちづくりを進める取組内容について</li> <li>・あなたの将来と滑川町のまちづくりについて</li> </ul>
調査期間	令和6（2024）年11月15日（金） ～令和7（2025）年1月31日（金）	令和6（2024）年11月15日（金） ～令和7（2025）年1月31日（金）
配布／回収	郵送配布／郵送回収及びWEB回答	郵送配布／郵送回収及びWEB回答
回収数（回収率）	1,023票（51.2%）	206票（33.6%）

## （2）町への愛着について

「愛着をもっている」の割合が最も多く、町民では53.5%、青少年では62.1%となっています。町民よりも青少年の方が愛着をもっている割合が約9%高くなっています。

### ■町民の町への愛着

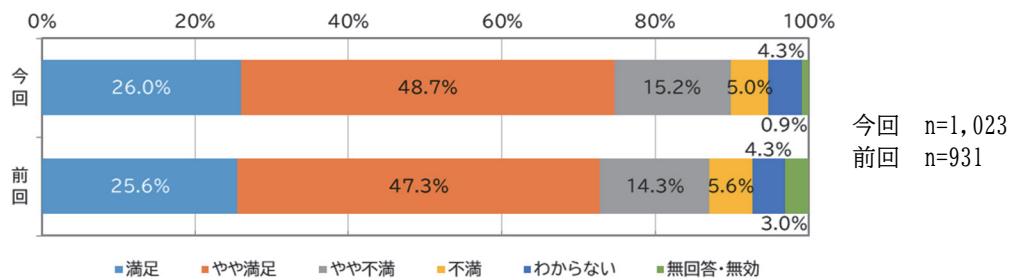


### (3) 町の住みごちについて

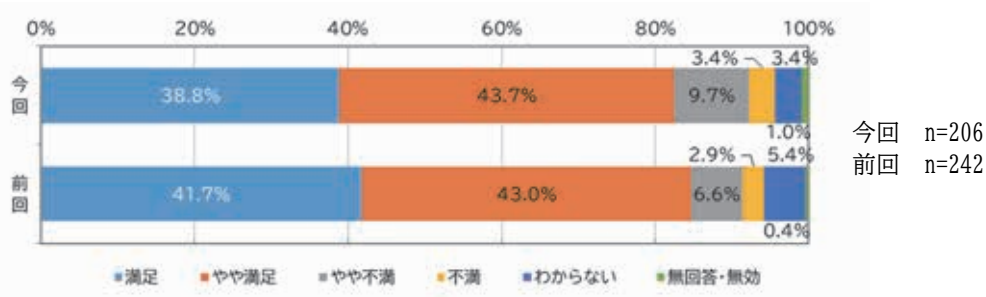
町民・青少年共に「やや満足」が最も多く、全体の約半数を占めています。満足度（「満足」「やや満足」の合計）は、町民が74.7%、青少年が82.5%で、青少年の方が約8%高くなっています。

また、前回調査との比較では、町民は1.8%増加した一方、青少年は2.2%減少しました。このように、前回調査と比べると青少年の町の住みごちへの評価が下がっています。

#### ■町民の町の住みごち



#### ■青少年の町の住みごち

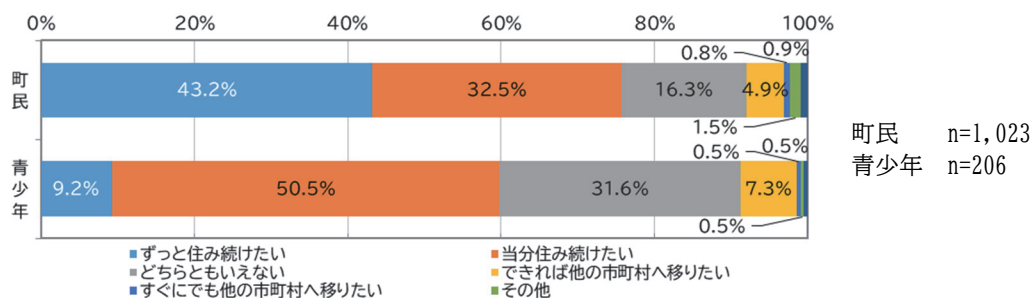


### (4) 町への居留意向について

町民では、「ずっと住み続けたい」が43.2%と最も多くを占め、次いで「当分住み続けたい」が32.5%と多くなっています。その一方で、青少年では「当分住み続けたい」が50.5%と最も多くを占め、次いで「どちらともいえない」が31.6%と多くなっています。

住み続けたいという居住の意向をもつ青少年の割合が59.7%にとどまり、町民の割合75.7%よりも低い値となっています。

#### ■町への居留意向



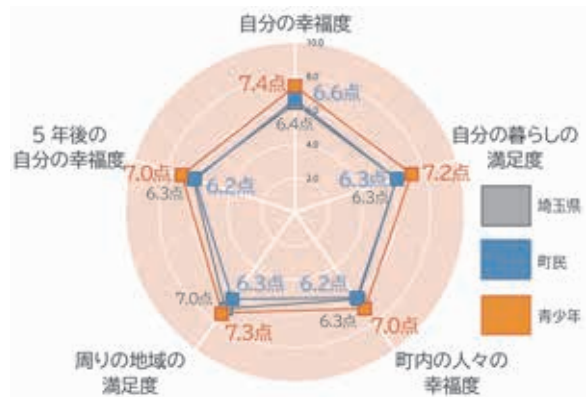
### (5) 住んでいる地域での幸福度・満足度 (Well-being) について

幸福度：自分の幸福度、町内の人々の幸福度、5年後の自分の幸福度について0～10の11段階で評価  
 満足度：自分の暮らしの満足度、周りの地域の満足度について0～10の11段階で評価

すべての項目において青少年は7.0点以上となっています。この値は、埼玉県 averages より高い値となっています。

その一方で、町民は「自分の幸福度」が6.6点と埼玉県の結果を上回っていますが、「町内の人々の幸福度」「周りの地域の満足度」「5年後の自分の幸福度」については埼玉県の結果を下回っています。

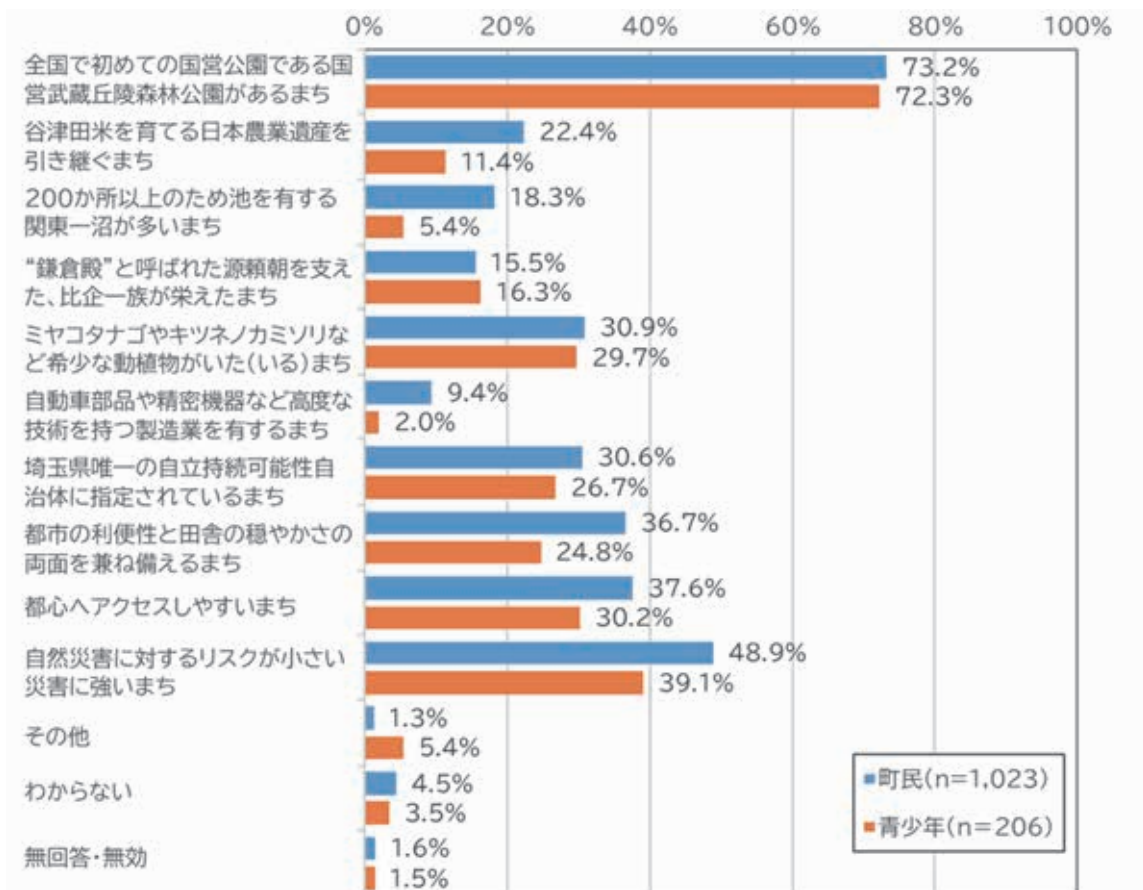
#### ■住んでいる地域での幸福度・満足度



### (6) 滑川町のアイデンティティ (独自の魅力や特性) について

町民と青少年は、共に「全国で初めての国営公園である国営武蔵丘陵森林公園があるまち」が最も多く（町民 73.2%/青少年 72.3%）を占めています。次いで、「自然災害に対するリスクが小さい災害に強いまち」（町民 48.9%/青少年 39.1%）と「都心へアクセスしやすいまち」（町民 37.6%/青少年 30.2%）が続いています。

#### ■滑川町のアイデンティティ

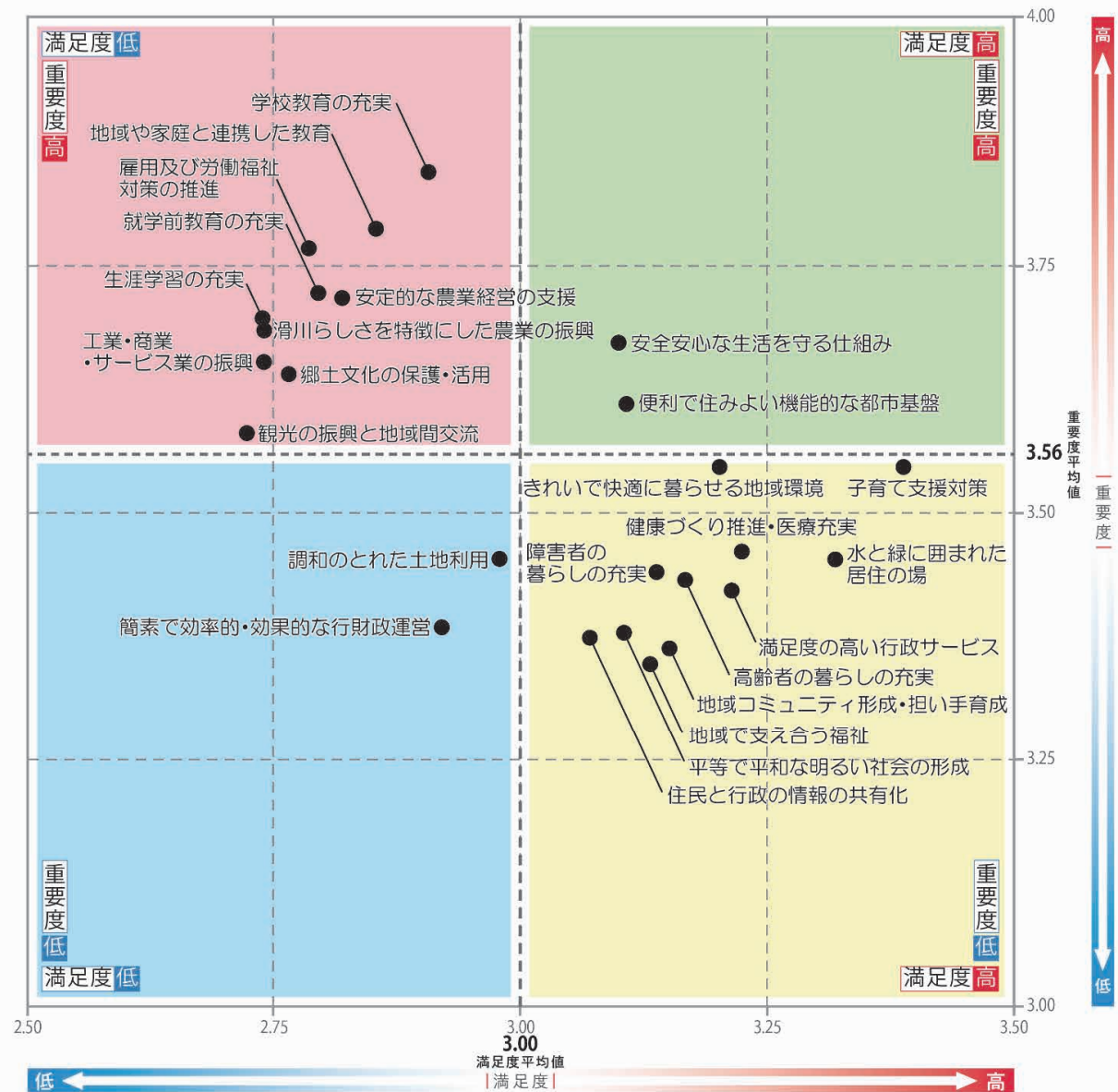




## (7) 行政施策の重要度・満足度について

グラフ左上に位置する行政施策の最優先項目（重要度高い・満足度低い）では、「学校教育の充実」「地域や家庭と連携した教育」などの教育に関する施策、「雇用及び労働福祉対策の推進」「安定的な農業経営の支援」などの産業に関する施策があげられています。

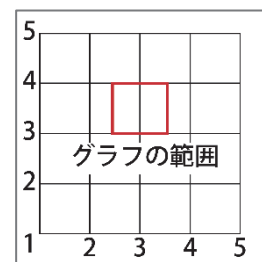
また、グラフ右上の町の強みとなる項目（重要度高い・満足度高い）では、「安全安心な生活を守る仕組み」「便利で住みよい機能的な都市基盤」の施策があげられています。



重要度：まちづくりを進める取組について、まちづくりや発展のために重視すべきだと思う度合いを「重要である」～「重要ではない」の5段階で評価した点数の平均点

満足度：まちづくりを進める取組について、暮らしの中で感じている満足の度合いを「そう思う」～「そう思わない」の5段階で評価した点数の平均点

※グラフは、右の図の赤枠部分を切り取って表示した図となります。



## 5 課題の整理

本町の概要、本町を取り巻く時代の潮流、町民の意向などを総括し、各分野における本町の課題を整理します。

### (1) 福祉分野の課題

- ・月輪土地地区画整理事業を中心とした住宅開発が収束し、人口増加率は減少傾向にある。
- ・全国と比較しても年少人口率・生産年齢人口率は高いが、出生数は減少が続いている。今後、老年人口率が高まっていくことが予想される。
- ・子育て施策は今後も必要とされており、これまで実施してきたこども医療費無料化・給食費無償化などに加えた子育て支援策が求められている。
- ・町に住み続けたいと思っている青少年の割合が6割を下回っており、若い世代が住みたくなるまちづくりが必要である。

#### 福祉分野の課題の整理

- 子育て支援施策をステップアップし、子育て世代が住み続けたくなる環境づくり
- 高齢者が活躍できる地域社会の実現
- 健康で幸せなまちづくりを継続
- 多様な住民が社会参画できる仕組みづくり

### (2) 教育文化分野の課題

- ・教育施策は、本町でも重要度の高い分野であることから、学校教育、地域や家庭と連携した教育、就学前教育などの教育施策の充実が求められる。
- ・青少年が本町に住み続け、働く将来イメージをもてるよう、体験的な教育の充実が求められる。
- ・多様な価値観をもつ人同士の交流が増えてきている。多文化・多世代の交流を活発化させるため、行政と民間・住民のさらなる協力が必要である。

#### 教育文化分野の課題の整理

- 確かな学び、心と体の成長を育む教育に必要な知識と体験の機会の提供
- 滑川町の特性である自然環境・歴史・文化を知る機会の充実
- 住民一人一人が学び続けられる豊かな環境づくり
- 多文化・多世代の交流の機会の充実

### (3) 都市基盤、生活環境分野の課題

- ・自然と都市の調和がとれた豊かな環境を維持していく必要がある。
- ・高齢化が進み、車がなくても移動しやすい公共交通の需要が高まっている。
- ・気候変動による自然災害の激甚化、気温の高温化は、身近な問題になってきている。風水害時の避難施設の整備、道路冠水や河川の内水氾濫への対策など、防災対策の充実が求められている。

#### 都市基盤、生活環境分野の課題の整理

- 質の高い住宅環境の整備・充実
- 地域特性を生かした住環境の整備
- 誰もが使いやすい公共交通の充実
- 安全・安心を感じられる都市基盤の整備

### (4) 産業経済分野の課題

- ・農業、商業においては、世代交代が進んでおらず、担い手が不足している。
- ・住む人の働く場所が不足しており、農商工の雇用の創出が求められる。
- ・町の知名度が低く、町の魅力を積極的にPRする取組が必要である。本町を訪れた人が楽しめるまちづくりが求められている。

#### 産業経済分野の課題の整理

- 滑川町の農業を次世代につなぐための支援の充実
- 活力ある地域経済の発展に寄与する取組の充実
- 国営武蔵丘陵森林公園との相乗効果を図る町の魅力を生かした観光施策の実施
- 町の認知度を向上させる情報発信の充実

### (5) 行財政・コミュニティ分野の課題

- ・新型コロナウイルス感染症の影響後、地域のつながりがさらに希薄になっている。集まれる場づくりや、地域コミュニティと関わりをもつ機会が必要になっている。
- ・コミュニティに対する価値観も多様化しているが、町民同士が主体的にまちづくりに参画し、満足度の高い暮らしをつくっていくことも必要である。
- ・高齢化・核家族化・国際化などにより町民ニーズが高度化・多様化しており、ニーズに応じたサービスの充実が求められている。

#### 行財政・コミュニティ分野の課題の整理

- 町民が課題や情報を共有しあえる場づくり
- 誰もが自分のスキルやノウハウを生かして活躍することができる機会づくり
- 多様な人材の積極的な活用
- 町民と行政の協働による自立的なまちづくりの形成
- デジタル化の推進による効率的・効果的なサービスの提供



# 第2編 基本構想

---

# 1 基本構想の意義と役割

本町では、「第4次滑川町総合振興計画」の将来都市像「人と自然の共生 愛ふるタウン滑川」から、「第5次滑川町総合振興計画」の将来都市像「住んでよかった 生まれてよかった まちへ 住まいるタウン滑川」へと、ステップアップしながら、町民の暮らしを重視したまちづくりを進めてきました。

「第5次滑川町総合振興計画」の策定期間においては、価値観・ライフスタイルの多様化、情報通信技術の急激な進歩、グローバル化の進展など、我が国を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、町においては、これまで東武東上線沿線の土地区画整理事業\*に伴う宅地整備や子育て支援の推進による人口増加が続いていましたが、社会増・自然増の低下とともに、人口増加率は横ばいに近づいています。

町内外での変化に的確に対応し、これからも住みたい、住んでよかったと思えるまちづくりを着実に進めていくため、町の将来像を描き、町民と共有していくことが必要です。ここに示す基本構想は、本町の現状と課題を的確に捉え、国・県計画との整合性に配慮しつつ、都市像、人口、土地利用の望ましい将来都市像を明らかにし、まちづくりの長期的な指針とするものです。

## 基本構想の役割

1. 「第5次滑川町総合振興計画 基本構想」の将来都市像で示した考え方を継承し、発展させることを基本に策定するものです。
2. 滑川町が講じる行政活動の総合的かつ計画的な取組の指針となるものです。
3. 町民及び事業者が、地域社会において活動をする際の指針となるものです。
4. 国や県、関係自治体、事業者などに対し、本町が目指すまちづくりへの理解と積極的な協力を得る指針となるものです。

## 2 まちづくりの目標

本町は、国営武蔵丘陵森林公園をはじめとした自然と歴史に恵まれた美しい町です。起伏に富んだ丘陵地と谷津に広がる田園地帯、滑川や市野川が流れる水辺環境などの里山と都市部の魅力が共存し、住みたい町として発展してきました。

第5次総合振興計画においては、「住んでよかった 生まれてよかった まちへ 住まいるタウン滑川」を将来都市像として、産業・交通・福祉・環境など総合的な都市基盤の整備を推進してきました。その結果、全国でも高い人口増加率を誇る町として、認知度を高めてきました。

しかし、全国的に少子化・高齢化による人口減少が進行する中、本町においても人口増加率が縮小する段階となってきています。将来的な人口減少を見据え、ハード面の拡充だけでなく、QOL（クオリティ・オブ・ライフ）や幸福度（ウェルビーイング）の向上を目指した新しいステージのまちづくりが求められています。町民が健康でいきいきと暮らせる町、町民が安全で安心して暮らせる町、利便性の高いにぎわいのある町、人と人が絆を築いていける町など、本町が町民の多様な暮らしの舞台となるよう、「まちづくり ひとづくり 笑顔あふれる滑川町」を将来都市像とし、これからのまちづくりを進めていきます。

### まちづくりの目標(将来都市像)



# まちづくり ひとづくり 笑顔あふれる滑川町



### 3 基本構想の人口フレーム

「基本構想の人口フレーム」は、将来都市像を具体化していくための目標として示すものです。国立社会保障・人口問題研究所が令和5（2023）年に公表した人口推計では、本町の人口は継続して増加することが示されているものの、平成14（2002）年に誕生した東武東上線つきのわ駅周辺の住宅開発に伴い転入した世代の社会増・自然増が、近年では徐々に落ち着きを見せてきている状況にあり、人口の増加は縮小していくことが予想されます。

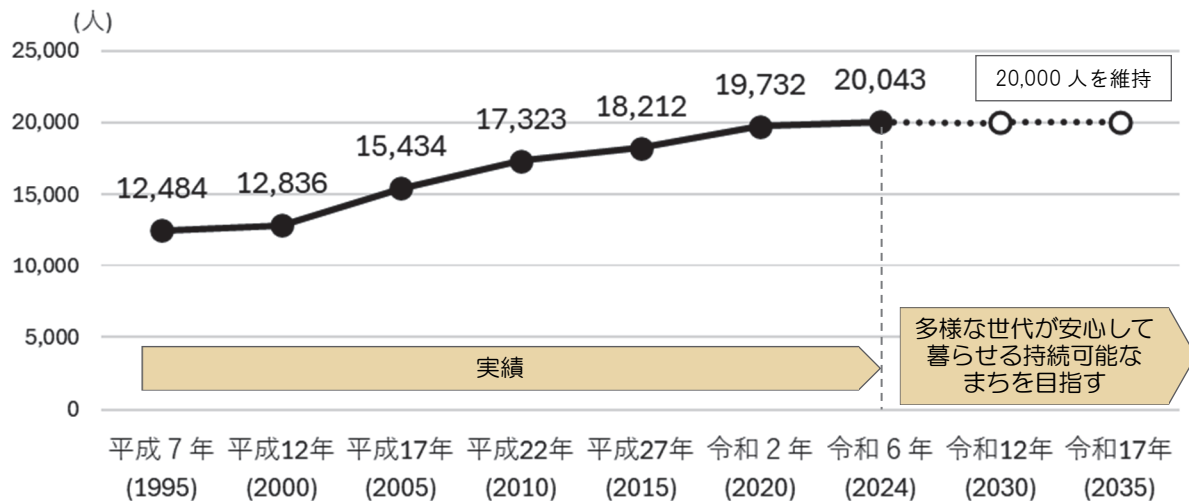
日本の人口全体が減少していく時代の中で、情報通信技術の進展、グローバル化などを背景とした社会経済情勢の変化を踏まえながら、住みたいまち、住み続けたいまちであり続けるために、ふさわしいまちの姿を描いていく必要があります。

今後も、継続して町民生活の利便性の向上や暮らしの充実に取り組むとともに、多様な世代が安心して住み続けられる持続可能なまちづくりを展開し、10年後の人口フレーム20,000人の維持を目指します。

#### 第6次総合振興計画人口フレーム

令和17(2035)年 **20,000人**

#### ■基本構想の人口フレーム



出典：国勢調査（令和6（2024）年のみ埼玉県推計人口12月1日）

※埼玉県推計人口とは、直近の国勢調査人口を基準に、各月の出生・死亡・転入・転出者数を加減して算出した実績値。



# 4 土地利用構想

## (1) 土地利用の考え方

本町は、比企丘陵地域に位置し、武蔵野の原風景を今に伝える首都圏有数の里山として知られています。谷津が連続する地形において用水を確保するため、「ため池かんがい」を採用した米作りが行われてきました。その農業基盤は、谷津沼、水路、谷津田、斜面林、屋敷・集落によって構成される里山の姿を形づくっています。

また一方で、鉄道駅や高速道路インターチェンジ周辺など、交通利便性の高いエリアを中心に住宅地や工業団地の立地を推進し、様々な都市機能の充実を図ってきました。都市基盤の整備を進める施策がニーズを捉え、暮らしの場、就業の場をつくり、本町の人口増につながってきました。

これらの豊かな自然的土地利用と利便性の高い都市的土地利用の調和のとれた環境は、現在の町の魅力を形成するものとなっています。「第6次滑川町総合振興計画」においては、これまでの基盤整備によって形成されたバランスのとれた土地利用を生かしながら、町の活力のさらなる向上を目指していきます。

### 1) 都市と自然が調和した持続可能な暮らしを育む土地利用の推進

市野川以北の土地利用については、農地や丘陵地などが広がる豊かな自然環境や既存の住環境の保全を図るとともに、自然環境との調和・共生に配慮した環境づくりを推進します。

市野川以南の土地利用については、町民生活や産業・経済活動等を支える都市機能を高め、効率的な市街地の形成を推進します。

それぞれの地域特性を生かした適切な土地利用を推進し、町全体として調和のとれた発展を図ります。

### 2) 都市機能の充実を図るエリアの形成

住む町、働く町としての機能の充実を図ります。既存の土地利用を生かしながら、良好な居住環境の保全や改善、秩序ある市街化の誘導など、産業や暮らしの充実に寄与するよう、効果的な土地利用を推進します。

### 3) 町内外の交流を促進するエリアの整備・充実の推進

学ぶ町、集う町、憩う町、ふれあう町であるための魅力づくりを推進します。これまでの基盤整備を効果的に活用しながら、町内外の交流を促進する土地利用を推進します。

## (2) エリアと連携軸

### 1) エリア

#### ① にぎわい交流エリア

東武東上線森林公園駅周辺やつきのわ駅周辺、谷津の里、伊古の里、菅田の里、ぶんやまの里をにぎわい交流エリアと位置づけます。駅周辺は、町民が利用する商業・サービス施設が集積するエリアとして、さらに魅力を高めていきます。谷津の里、伊古の里、菅田の里、ぶんやまの里は、森林などの自然環境の保全に努めるとともに、町民や来訪者が身近な生き物や植物に接し、学ぶことができる空間の創造を促進し、本町の憩いの場としての魅力を高めます。

それぞれのエリアが、町民だけでなく様々な人々が集い、にぎわい、交流する場として活用されるよう充実を図ります。

#### ② まちづくり交流エリア

滑川町役場庁舎やコミュニティセンター（中央公民館）、図書館、総合体育館、総合運動公園多目的グラウンド、エコミュージアムセンター、保健センター、福祉センターCOCONA（ここな）が集積する地区をまちづくり交流エリアと位置づけます。まちづくり交流エリアは、町の地理的中心であるとともに多様な住民サービスが集約していることを生かし、町民の利便性の向上を図るとともに、町民が気軽に集い、活発な交流ができるよう機能の強化を推進します。

#### ③ 産業系土地利用検討エリア

町北部の幹線道路に隣接した福田地区・山田地区・和泉地区を産業系土地利用検討エリアとして位置づけます。福田地区・山田地区に位置づける産業系土地利用検討エリアは、小規模な産業施設の立地による周辺環境と調和した産業立地の整備・誘導を検討します。和泉地区に位置づける産業系土地利用検討エリアは、嵐山小川インターチェンジにつながる構想路線周辺での産業系土地利用の誘導を検討します。

#### ④ 住居系土地利用検討エリア

森林公園駅北西側の羽尾地区・月輪地区の各一部を住居系土地利用検討エリアとして位置づけます。町の都市計画の方針に基づき、より快適な住環境を形成できるよう土地利用を検討します。

### 2) 連携軸

#### ① 広域交流連携軸

広域交流連携軸として、主要地方道や一般県道など、周辺自治体とを結ぶ広域的な幹線道路を位置づけます。これらの道路は、本町とほかの地域を結び、本町の産業活動や町民生活の利便性向上に期待できる道路として沿道も含め整備促進を図りながら、効率的かつ経済的な交通流動を確保するネットワークづくりを進めます。

### (3) 土地利用の方向性

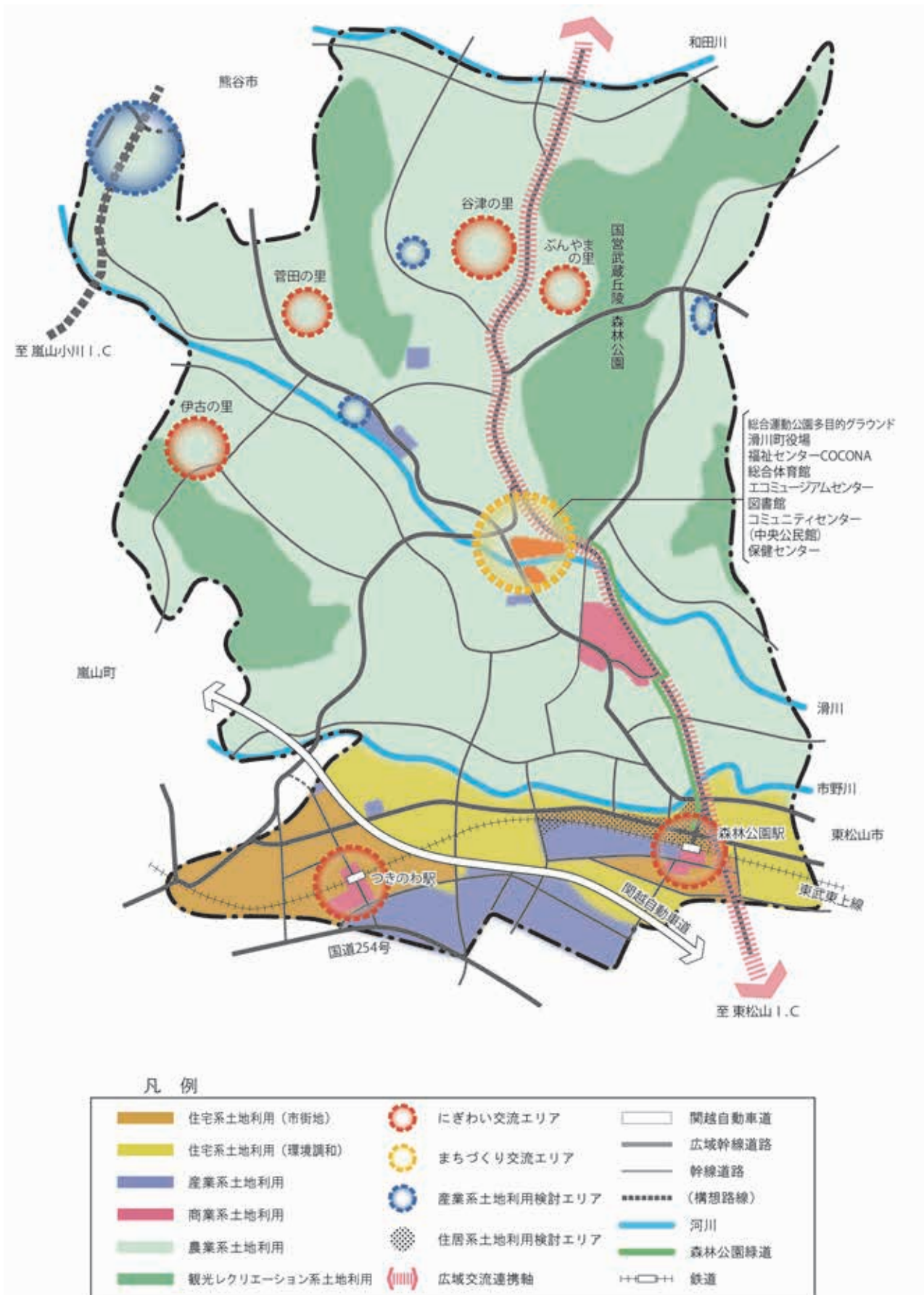
#### 1) 都市的土地利用

- ①住宅系土地利用のうち、市街化区域として位置づけられる部分を「市街地」とし、道路、公園、下水道といった都市基盤整備の充実を図りながら、都市としての計画的な整備を推進します。市街化調整区域を「環境調和」とし、生活利便性の向上を図りながら、自然環境と調和した緑豊かで良好な住環境を維持します。
- ②産業系土地利用については、本町の活力を支える工業地として充実を図ります。
- ③商業系土地利用については、集客性のある商業施設のほか、最寄品を取り扱う中小規模の商業施設などの立地を促進し、魅力ある商業・業務地の形成を図ります。
- ④農業系土地利用については、地域の「自然」や「農」のもつ多面的な機能を生かした田園環境にふさわしい居住スタイルを営むことのできる良好な住環境の形成を図ります。

#### 2) 自然的土地利用

- ①北部の農地や用水などの自然環境が豊かな農村地帯においては、農業生産環境と調和した緑豊かな田園環境の形成を図る土地利用を進めます。
- ②農業系土地利用としては、農業遺産に認定された文化的な背景をもつ産業、緑豊かな潤いのある空間を形成する土地利用の保全を図ります。
- ③観光レクリエーション系土地利用としては、町内外の人が訪れ、町の魅力を体験することができる場としての活用を図ります。

#### (4) 土地利用構想図



# 第3編 前期基本計画

---



# 1 施策の大綱と施策体系

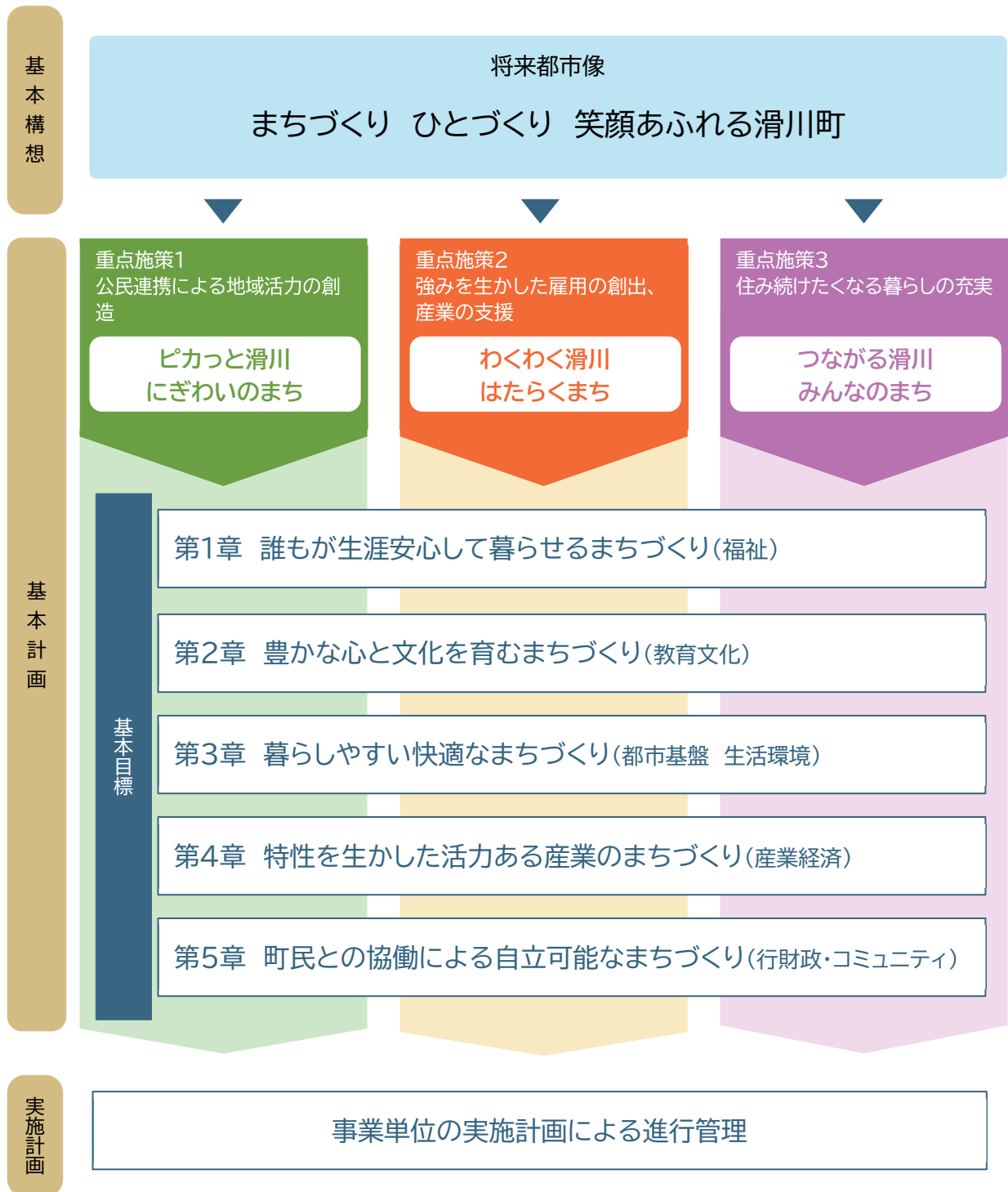
---





## ■施策の大綱について

施策の展開にあたっては、将来都市像の実現を目指し、町民生活を支える施策を体系的に整理します。これまで培ってきた行財政運営に基づき、さらに地域と行政が一体となってまちづくりを進めるとともに、豊かな町民生活に寄与する様々な施策において、町民一人一人の笑顔を引き出すまちづくりに取り組みます。さらに、基本計画の推進にあたって、特に重点的・横断的に取り組むべき内容を重点施策として位置づけます。



## ■施策の体系について

基本計画の施策の体系を以下のように定めています。

政策分野 (大分類)		基本目標 (中分類)		基本方針 (小分類)	
第1章	誰もが生涯安心して暮らせるまちづくり(福祉)	1-1	子育て支援対策の充実	1-1-1	保育の充実
				1-1-2	母子保健の充実
				1-1-3	育成環境の整備
				1-1-4	ひとり親福祉の推進
				1-1-5	少子化対策の推進
		1-2	健康づくりの推進と医療の充実	1-2-1	疾病予防・生活習慣病予防対策
				1-2-2	地域保健活動
				1-2-3	精神保健対策・難病対策
				1-2-4	日常医療の確保
				1-2-5	休日・夜間救急医療体制の確保
				1-2-6	国民健康保険
				1-2-7	高齢者医療
		1-3	地域で支え合う福祉の充実	1-3-1	地域福祉推進体制の整備・充実
				1-3-2	活動の促進
				1-3-3	虐待防止ネットワークの構築
				1-3-4	低所得者福祉
		1-4	高齢者の暮らしの充実	1-4-1	地域包括支援の推進
				1-4-2	介護予防・生活支援
				1-4-3	高齢者の社会参加の推進
				1-4-4	介護保険事業の運営
1-4-5	国民年金				
1-5	障害者の暮らしの充実	1-5-1	総合的な障害者福祉の支援体制の確立		
		1-5-2	障害の早期発見・療育		
		1-5-3	障害者の生活支援		
		1-5-4	社会参加・社会復帰の促進		
第2章	豊かな心と文化を育むまちづくり(教育文化)	2-1	就学前教育の充実	2-1-1	町立幼稚園の充実
				2-1-2	幼稚園における子育て支援の充実
		2-2	学校教育の充実	2-2-1	教育施設・設備の充実と維持管理
				2-2-2	教育内容の充実
				2-2-3	信頼される開かれた学校づくり
				2-2-4	社会的環境に対応した総合的な教育支援
		2-3	家庭・地域と連携した教育の充実	2-3-1	家庭教育・地域ぐるみの教育活動
				2-3-2	青少年健全育成の促進
		2-4	生涯学習の充実	2-4-1	生涯学習の推進体制の整備
				2-4-2	文化芸術活動への支援
				2-4-3	生涯学習施設の整備・活用
				2-4-4	各種スポーツ活動の推進
				2-4-5	各種スポーツ施設の整備・活用
2-5	郷土文化の保護・活用	2-5-1	文化財の保護		
		2-5-2	文化財の活用		

政策分野 (大分類)		基本目標 (中分類)		基本方針 (小分類)	
第3章	(都市基盤 生活環境) 暮らしやすい快適なまちづくり	3-1	調和(バランス)のとれた土地利用の推進	3-1-1	都市的・自然的土地利用の推進
				3-1-2	適切な土地利用の誘導
		3-2	安全で安心な生活を守る仕組みづくり	3-2-1	防災体制の確立
				3-2-2	消防・救急体制の強化
				3-2-3	危機管理・国民保護計画の推進
				3-2-4	交通安全対策の充実
		3-3	きれいで快適に暮らせる地域環境づくり	3-2-5	防犯活動の推進
				3-3-1	環境を大切にしたい暮らしの普及
				3-3-2	自然と調和した暮らしやすい生活環境づくり
		3-4	便利で住みよい機能的な都市基盤づくり	3-3-3	ごみ減量化の推進
				3-3-4	廃棄物処理体制の充実
				3-4-1	道路の整備
				3-4-2	公共交通網の充実
				3-4-3	上水道の整備
		3-5	水と緑に囲まれた居住の場づくり	3-4-4	汚水処理の推進と維持管理体制の充実
				3-4-5	情報通信基盤の充実
				3-5-1	住みよい住居環境づくり
				3-5-2	河川・水路・ため池の整備及び管理
		第4章	特性を生かした活力ある産業のまちづくり (産業経済)	4-1	滑川らしさを生かした持続可能な農業の振興
4-1-1	基盤整備と農地利用等の最適化				
4-1-2	担い手の育成				
4-2	工業・商業・サービス業の振興			4-1-3	消費者ニーズに対応した農産物づくり
				4-2-1	企業誘致の推進
4-3	観光の振興と地域間交流			4-2-2	町内事業者の事業環境の充実・支援
		4-3-1	観光の振興		
第5章	まちづくり(行財政・コミュニティ) 町民との協働による自立可能な	5-1	地域コミュニティの形成とまちづくりの担い手育成	4-3-2	田園環境を生かした都市農村交流の推進
				5-1-1	コミュニティ施設の活用と整備
		5-2	住民と行政の情報の共有化の推進	5-1-2	コミュニティ活動の促進
				5-2-1	広報・広聴活動の充実
		5-3	平等で平和な明るい社会の形成	5-2-2	住民参加機会の拡充
				5-3-1	男女共同参画社会の形成
				5-3-2	差別と偏見のない社会づくり
				5-3-3	多文化共生のまちづくり
		5-4	満足度の高い行政サービスの提供	5-3-4	平和への取組
				5-4-1	行政サービスの充実
		5-5	効率的で着実な行財政運営の推進	5-4-2	ICTを活用した住民サービスの拡充
5-5-1	効率的な行政運営				
5-5-2	着実な行政運営				
5-5-3	開かれた行政運営				
				5-5-4	財政の健全化



## 2 重点施策

---

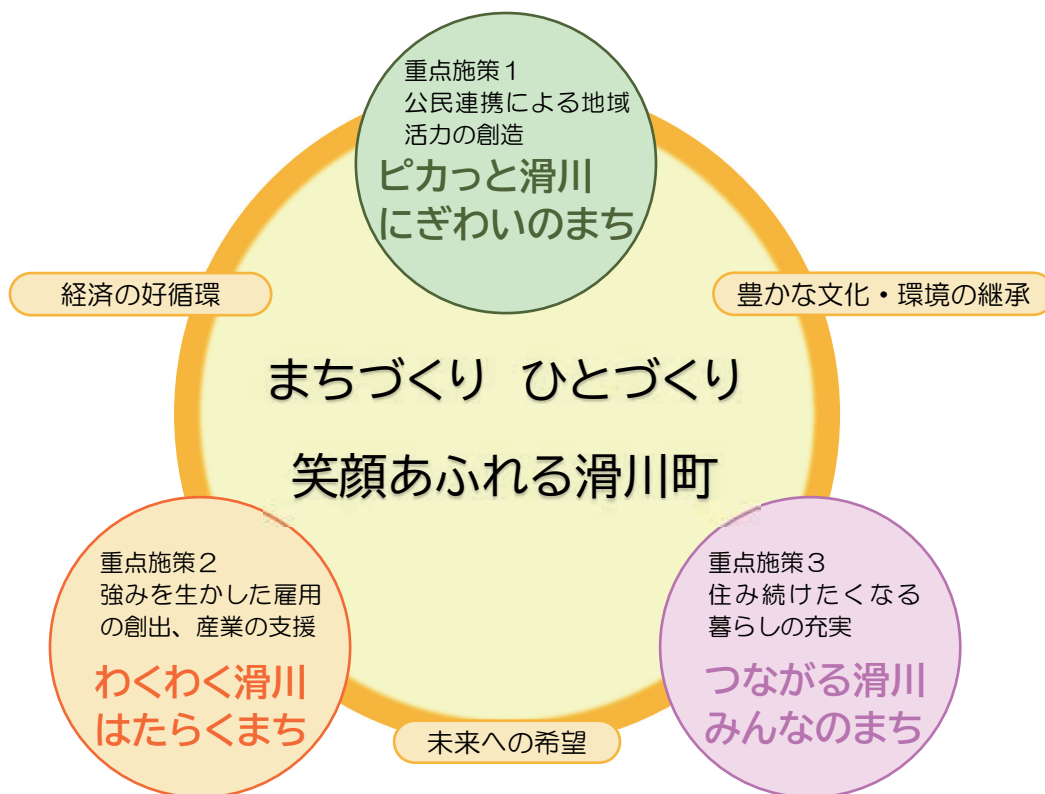
## ■重点施策について

重点施策は、「第6次総合振興計画前期基本計画」の計画期間を通して、重点的・横断的に推進すべき取組を定め、総合振興計画を効果的に推進していくことを目的に設定するものです。

目まぐるしく変化する社会経済情勢、東京一極集中による地方都市の疲弊、風水害・地震などの自然災害の脅威、国際的な紛争の影響など、これまで体験したことのない予測困難な時代の中、国においては、地域間のネットワークを強化し、地方を拠点として活性化を図ることが、国の経済活性化につながるものとして、さらなる地方創生に取り組むものとしています。

人口増を維持している本町においても、今後確実に訪れる変化を見据え、「経済・社会・環境」、「住む・訪れる・働く」の好循環を生み出していく必要があります。地域経済循環を確立すること、豊かな文化・環境を継承すること、未来への希望を育むことで好循環を生み出します。将来都市像である「まちづくりひとづくり 笑顔あふれる滑川町」の実現を目指し、特に注力すべき事業を明確化し、重点施策としてより一層の推進を図ります。

### <重点施策のイメージ>



## 重点施策1 公民連携による地域活力の創造 ～ピカッと滑川 にぎわいのまち～

「ピカッと」は、活気あるコミュニティ、未来への可能性を象徴する言葉です。人が輝き、町に笑顔があふれるにぎわいを創出し、町民が楽しめるまちから、人が訪れたいまちを目指し、これまで以上に町民と行政が一体となってまちをつくり、育てていきます。

### 1. 地域資源を生かした交流の促進

町内に点在するにぎわい・歴史・文化の拠点をめぐるネットワークをつくり、身近な地域資源を体感できる機会を提供します。また、本町の主要な観光資源である国営武蔵丘陵森林公園を訪れる人が、町内を回遊し、居心地の良さを感じることができるよう、おもてなしの環境づくりを推進します。

- 町内の文化財、レクリエーション拠点などの拠点を活用した観光・交流ネットワークづくり
- 農業を通じた町民の交流促進
- 町内の観光推進体制の強化と回遊の促進
- 駅周辺の空間を活用した滞留スペースづくり など

#### <具体的事業例>

- 文化財の周知
- 谷津の里・伊古の里等の活用
- 観光イベントの活用
- 地産地消の推進 など

### 2. デジタル化の多様な活用の推進

防災、教育、行政サービスなどのあらゆる場面で、DX\*（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に取り組みます。インターネットを使った迅速かつ正確な情報伝達、効果的な情報発信など、新たな技術やシステムを積極的に活用します。

- 防災DX\*による迅速かつ正確な防災情報の発信
- 文化財や史料のデジタルアーカイブ化
- 部署横断的な情報のクラウド化によるサービスの質の向上
- 観光情報のデジタル化
- 自治体DX\*による住民サービスの拡充 など

#### <具体的事業例>

- 防災気象情報システムの整備
- 情報配信システムの整備
- SNSの活用
- 自治体DX\*の推進 など

### 3. 世代や文化をつなぐコミュニケーションの場づくり

コミュニティのつながりを強め、町の豊かさを高めていくことを目指します。世代と世代、町外からの転入者と既存のコミュニティなど、多様な背景をもつ人同士が理解を深めていけるよう、コミュニケーションの場を設け、情報交換や交流の促進を図ります。

- 多世代・多文化の交流を育む機会や場の提供
- 集える場所を中心とした、各地域のコミュニティの再構築
- 生涯学習活動やスポーツ・サークル活動の充実 など

#### <具体的事業例>

- コミュニティセンター建設事業
- 異文化交流の推進
- 「公共施設総合管理計画」の推進 など

## 重点施策2 強みを生かした雇用の創出、産業の支援 ~わくわく滑川 はたらくまち~

本町が住み続けられるまちであるために、農業、工業、商業による産業の持続的・発展的な振興、経済循環の確立を推進します。職・食と住のある暮らしやすいまちを目指し、人や企業を呼び込むしごとづくりに取り組みます。

### 1. 持続可能な農業の推進

担い手の不足が深刻な課題となっている農業を支えるため、後継者の育成、新規就農者の支援など持続可能な農業経営の確立を図ります。また、本町の地形的な特性を生かした谷津田米は、ほかにはない町の財産として次の世代へ継承します。

- 農業の省力化を図るための新たな技術の農業への導入支援
- 本町の特産品のブランド力の強化、新たな特産品や加工品の開発支援
- 安心して農業を続けられる環境づくり など

#### < 具体的事業例 >

- 農地の集積による経営規模拡大・支援
- 認定農業者の支援
- 新規就農者・認定農業者確保事業 など

### 2. 安定した雇用の創出

雇用を支える製造業、暮らしの利便性を提供する商業において、安定した雇用の創出を図ります。新たな産業の誘致などにより、若い世代が安心して本町に住み続けることができるよう、雇用の確保に努めます。

- 産業系・商業系の適切な土地利用の推進
- 企業誘致の推進
- 多様な働き方環境の整備 など

#### < 具体的事業例 >

- 企業等の誘致事業
- 社会の制度や意識のあり方の見直し など

### 3. 地域経済の活性化の促進

地元根付いた中小企業の安定経営や担い手の育成を支援し、町内の商工業の活性化を支援します。また、誰もが移動しやすい環境づくりを推進し、買物、レジャー、スポーツ、学習などを楽しみながら町の中でひと・もの・サービスが循環する地域内経済の確立を目指します。

- 地元企業のニーズに即した優遇制度の検討や相談支援の強化
- 経営者の育成や就業者のスキルアップ支援 など

#### < 具体的事業例 >

- 商工会への支援事業
- 経営資金融資制度の活用
- デマンド交通の適切な運行 など



## 重点施策3 住み続けたくなる暮らしの充実 ～つながる滑川 みんなのまち～

本町に住む人が、社会の中で生きがいをもって、いきいきと暮らすことができるまちを目指し、子育て支援、教育の充実、健康づくり、防災体制の充実に取り組みます。安全・安心のもと、未来に向けて希望と誇りをもち、住み続けたいと感じられるまちづくりを進めます。

### 1. 子育て支援の充実

本町では、これまで子育て支援に先進的に取り組んできました。若い世代が安心して子どもを産み、育てられるよう、地域全体の支え合いのもと、子育てのステージに応じた支援体制の充実を図ります。

- 子育て支援メニューと体制の充実による子育て負担の軽減
- 安心して子育てができる相談体制の充実 など

#### <具体的事業例>

- 子ども家庭センターの設置
- 子ども医療費支給事業
- 子ども誰でも通園制度 など

### 2. 豊かな人生の土台となる教育の推進

本町では、伝統的に教育の場を大切にしてきました。人や自然との関わりを通して育まれる力を身に付け、より良い社会をつくる人材を育てるための学びを推進します。

- 地域の特性を生かした教育環境、体験的学びの充実
- 家庭と連携した基本的な生活習慣の確立
- 町民の主体的な学びを支援する生涯学習の推進 など

#### <具体的事業例>

- 学校等施設の統廃合整備
- 家庭と連携した基本的な生活習慣の確立
- 滑川町史の編纂 など

### 3. 一人一人の健康で豊かな生活の支援

地域の中でのつながりは、健康や幸福を高めるために欠かせないものです。町民一人一人が、自分らしく健康で豊かな生活を送ることができるよう、地域ぐるみの支援体制の充実を図ります。

- 誰もが自分らしく、自立した生活を送ることができるための健康づくり
- 見守り活動など、日常生活の支援を通じた地域コミュニティの形成 など

#### <具体的事業例>

- 健康づくり活動支援
- 健康づくり推進員の活用
- 移動販売事業 など

### 4. 安全・安心な防災体制の充実

自助・共助の考え方に基づいて、平時における防災意識の啓発を推進し、地域防災力の向上を図ります。また、発災時のリスクを想定し、町民の命と財産を守る危機管理体制を強化します。

- 防災訓練や防災知識の普及による地域防災力の向上
- 発災を想定したタイムライン\*の作成などによる逃げ遅れゼロ など

#### <具体的事業例>

- 防災訓練の実施
- 橋梁点検及び修繕 など



### 3 政策分野別基本目標

---



# 第1章

## 誰もが生涯安心して暮らせるまちづくり(福祉)

### 【 K G I \*(重要目標達成指標) 】

指標値	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
合計特殊出生率	1.19	1.50
健康寿命 65歳の方が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの期間	男性 17.88 年 女性 21.49 年 (R5)	男性 18.00 年 女性 22.00 年

# 1-1

## 子育て支援対策の充実

### 【 現状と課題 】

- 本町では「こども・子育てファースト」を掲げ、各種支援に取り組み、出生率は県内トップクラスを維持していますが、出生数は減少に転じています。働き方や生活の多様化に伴い、子育て支援のニーズも多様化しており、保育需要や学童保育所の利用も増えています。
- 町の人口増に伴い、子育て世帯が増加する中、様々な課題を抱える家庭もみられます。妊娠期からの切れ目ない支援に取り組んでいますが、関連する機関との連携が一層重要となっています。
- ひとり親家庭の生活困窮世帯が年々増加しており、こども家庭センターや関係課、福祉事務所等と連携し、必要な情報の周知と適切な支援につなげることが重要となっています。
- 晩婚化や出産年齢の高齢化により不妊治療を受ける方が増え、経済的負担も大きくなっています。
- 晩婚化や未婚率の上昇が進んでおり、出会いの場がないことが要因の一つとして考えられています。結婚を希望している人への出会いの機会づくりの支援が必要となっています。



多様化する子育てニーズや家庭状況の変化に対応し、母子保健の充実や少子化対策を含めて、行政と関係機関、地域等が連携した包括的な子育て支援体制の充実に取り組んでいく必要があります。

### 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
待機児童数	認可保育園の定員の拡充や、家庭保育室等の整備、支援、さらには広域保育により待機児童なしの維持を目標とします。	0人	0人
放課後児童クラブの充実	全小学校校区にある放課後児童クラブの活動を支援し内容充実を図り、定員オーバー地区においては新たな放課後児童クラブの設置により対応することを目標とします。	13クラブ	15クラブ

## 【 方向性と取組 】

### 1-1-1 保育の充実

新たな子ども・子育て支援法に基づき、多様化するニーズに対応した保育サービスの充実に努め、広域保育への対応を促進し、待機児童ゼロを維持します。

#### (1) 保育内容の拡充

低年齢児保育促進・障害児保育事業や延長保育、病児保育などの多様な保育のニーズに対応し、保育内容の充実を図ります。

#### (2) ニーズに応じた保育

家庭で児童を保育している保護者に急用が発生した場合、保護者に代わって保育を実施する一時預かり事業や、病児保育も対応できるファミリー・サポート・センター事業を推進します。

さらに、毎日の保育所利用までには至らない児童の保育については、各保育所と連携しながら、子ども誰でも通園制度や一時預かり事業などを推進します。

「子育て応援フェア」を開催し、町内の幼稚園・保育園・学童保育室等の情報収集や、利用の相談ができる機会を設けます。

#### (3) 広域保育の実施と待機児童ゼロの維持

就労その他の都合により、本町外での保育の希望に対応するため、広域保育を推進します。さらに、町内の認可保育施設と連携するとともに、広域保育事業の実施等により、国基準での待機児童ゼロを維持します。

### 1-1-2 母子保健の充実

母子の健康管理の支援や、親子に対する育児の相談や指導、健康診査を実施し、母子共に健康に育ち、安心して暮らせる環境づくりに努めます。

#### (1) 相談・指導の充実

母子の健康管理と出産や子育てに関する不安を軽減するため、子育て中の親子同士の仲間づくりの機会や場を提供する「パパママ教室」を開催するとともに、父親の参加を呼びかけ、積極的な子育てへの参加を促します。

新生児期に助産師または保健師が直接家庭を訪問し、育児に関する悩みや相談に対し、正しい情報の提供と育児支援を行う新生児訪問指導事業を推進します。

また、乳幼児健診の機会を活用して、発達段階に応じた育児相談を実施し、事後指導が必要な乳幼児については、保健所や医療機関・専門職種との連携を図り対応します。

## (2) 健康診査の充実

---

妊産婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦健康診査・産婦健康診査の受診を促進するとともに、併せて新生児聴覚検査・1か月児健康診査の助成を実施し、異常の早期発見に努めます。

また、乳幼児健康診査として、4か月、10か月、1歳6か月、3歳（屈折検査\*含む）の健康診査を実施し、2歳児を対象とした歯科検診を実施します。

さらに、疾病の予防と早期発見、育児支援を図るため、健康診査の内容と実施後のフォローの充実、並びに就学前の支援体制の充実に努めます。

## 1-1-3 育成環境の整備

妊娠から子育てまで切れ目のない支援と相談体制の充実に努めるとともに、共働き世代の増加等に伴う放課後児童対策の需要増に対応した放課後児童クラブの充実を図ります。また、家庭児童相談・支援を強化し、児童虐待の予防、早期発見・対応等に努め、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

### (1) 子育て支援の推進

---

こども家庭センターにおいて、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じます。

また、現在、委託で実施している地域子育て支援拠点においては、町内の小学校区を基本単位とした整備を進め、より保護者が気軽に利用できる育児相談や指導、ほかの子育て家庭との交流事業、育児講座、園庭開放などの子育て支援を実施し、子育て家庭の孤立化や密室育児による保護者のストレスを軽減するとともに、地域に見守られた健全な子育て環境の整備に努めます。

### (2) 放課後児童対策

---

保育の必要な児童を対象に、放課後に町内の学童保育所において適切な遊びや生活の場を提供します。

また、利用状況に応じて柔軟に対応した必要なサービスが提供できるよう施設や体制の整備に努めるとともに、障害児や多様な問題を抱えている児童の利用にも対応できるよう、放課後児童クラブの指導員の確保と研修による資質の向上を図ります。

### (3) 家庭児童相談体制の整備

---

滑川町福祉センターCOCONA内において、こども家庭センターと、こども第三の居場所との連携を図り、より切れ目のない支援を提供できるよう、家庭児童相談・支援体制を強化します。個々の家庭の課題や複雑なニーズに対しては、家庭支援事業や多様なサービスと地域資源を有機的に組み合わせ、個別支援計画（サポートプラン）を立てて支援を行います。

児童虐待や不登校、いじめ等、複雑化する児童問題に対応するため、相談体制の充実に努めるとともに、関係機関の連携を強化し、予防・早期発見・早期対応を目指します。また、関係機関で組織する要保護児童対策地域協議会の実務者会議、及び担当者ケース会議等を継続して実施し、支援の実効性を高めます。



## 1-1-4 ひとり親福祉の推進

ひとり親家庭の方が安心して暮らせるよう、情報提供や窓口相談を実施するとともに、経済的支援を継続して実施し、負担の軽減を図ります。

### (1) 相談・指導の推進

増加するひとり親家庭の自立を促すため、総合的な支援や相談活動を実施するとともに、民生児童委員や主任児童委員等による見守りの強化を図ります。

### (2) 自立支援

ひとり親家庭の自立を支援するため、県の母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度をはじめ、職業訓練や資格取得の支援制度の普及を図り、利用を促進します。

### (3) 経済的負担軽減

18歳までの医療費無料化制度と連携し、ひとり親家庭等で、18歳までの児童を養育している父・母及びその養育者の医療費を助成します。また、児童扶養手当の申請を受け付けし、支給を行います。

## 1-1-5 少子化対策の推進

子育てに係る経済的・心身の支援の継続と結婚支援の推進により、「子育てナンバーワン」「子育てファースト滑川」の実現と、地域住民の定住及び少子化解消を目指します。

### (1) 子育て負担の軽減

子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、18歳までのこどもの医療費の無料化とともに、県内の協定医療機関における医療費の窓口払いの負担廃止を継続します。その他、「子ども・子育て支援新制度」に基づく各種支援制度の適切な運用を図ります。

また、不妊・不育症に関する支援として、早期不妊検査費助成事業、不育症検査費助成事業を継続実施します。

### (2) 結婚支援の推進

少子化解消及び地域住民の定住化を図る取組の一環として、「SAITAMA出会いサポートセンター」の周知を図ります。

あわせて、本町の豊かな観光資源を広くPRし、広域的な交流の拡大を図る中で、民間事業者等と連携しながら、結婚につながる出会いの場の提供に向けた、交流イベント等の開催を検討します。



滑川町福祉センターCOCONA（ここな）

## 【 現状と課題 】

- 本町は「みんなが健康で長寿の町」を掲げ、健康づくり事業や、各種健診・がん検診による疾病の早期発見・予防に取り組んでいますが、さらなる健康寿命延伸に向けては無関心層への働きかけの必要性が高まっています。
- 平成 24（2012）年 6 月の「滑川町健康づくり行動宣言」以降、町民が自主的な健康づくりに取り組んでいます。地域の健康づくりに対して支援を行っていますが、会員数の減少などで活動が休止しているグループもあります。
- 精神保健福祉手帳と自立支援医療受給者証の取得者数は年々増加し、関係機関との連携の重要性が増しています。
- 町民対象のゲートキーパー研修については受講者が横ばいの状況です。
- 高齢化に伴う在宅診療のニーズの高まりや、外国人従業者の増加による安心できる医療体制の確保など、日常医療のニーズは多様化しています。比企広域市町村圏内（近隣市町村）の医療機関や、町内医療機関、訪問診療所等との連携や協働が一層重要となっています。
- 休日や夜間緊急医療についても比企地区（近隣市町村）との連携のもと、病院輪番制や在宅当番医制、小児初期救急医療の体制を整備し、広報紙やホームページで周知しています。
- 町民の健康を守る国民健康保険制度については、理解促進と周知を行い、医療費の適正化や保険料の収納率向上に取り組んでいます。また、マイナ保険証\*の利用普及の啓発を進めています。
- 本町では、比企地区 9 市町村と連携し在宅医療・介護の支援体制を整備しています。また、後期高齢者の増加に伴い、一人当たり医療費も増加傾向にあり、長寿健診や高齢者保健・介護予防事業を一体的に実施し、生活習慣病予防やフレイル対策に取り組む必要性が高まっています。



高齢化の進展や町民の健康意識の多様化等に対応するため、健康づくりや地域保健活動を支援し、生活習慣病予防やフレイル対策に取り組むことが求められています。また、地域や関係機関との広域連携を強化し、包括的な医療・介護体制の充実を図ることが重要です。

## 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
国民健康保険特定健康診 査受診率	被保険者の健康の保持増進に対する取組をさらに充実 させ、40歳～74歳までの被保険者数に対する特定健康 診査の受診者数の割合を高めていくことを目標としま す。	46%	60%
国民健康保険特定保健指 導率	メタボリックシンドロームの要因となる生活習慣病の 重症化を防ぐため保健指導受診率の向上を目指しま す。	30%	50%
がん検診受診率	がん死亡率を減少させるため、がん検診の受診率の向 上を目指します。	5.63%	7.5%
予防接種（麻しん風しん） 接種率	指標として麻しん風しんワクチン（第1期・第2期）の 接種率の維持を目標とします。	94.6%	現状維持
健康づくりに関する講習 会、教室等の回数	健康づくりに関する講習会、教室等を開催し、健康増進 を図ります。	年20回	年30回
かかりつけ医をもってい る人の割合	かかりつけ医の普及・定着を目標とします。	70.7%	75%

## 【 方向性と取組 】

### 1-2-1 疾病予防・生活習慣病予防対策

予防接種や健康診査、健康教育・相談の充実により、町民の生活習慣病の疾病予防・早期発見と健康意識の向上を図ります。また、国・県と連携した感染症予防の徹底により、安全・安心な地域づくりに努めます。

#### （1）予防接種の充実

未接種者の把握に努めるとともに、周知の徹底を図り、すべての対象者が予防接種を受けることができる体制を確保します。

#### （2）健康教育・健康相談の推進

生活習慣病の予防、その他健康に関することについて正しい知識の普及を図ることにより、「自分の健康は自分で守る」という認識を高め、健康の保持増進のため健康教室を実施します。

また、広報紙や回覧に加え、SNSによる周知啓発を行います。

さらに、必要な指導及び助言を行うことで、家庭における健康管理ができるよう、健康相談の実施に努めます。

### (3) 健康診査の推進

集団並びに個別によるがん検診を推進し、疾病の早期発見と予防に努めます。また、健康カレンダーの全戸配布、広報紙、回覧、ホームページ、健康づくり推進員を通し、周知に努めます。

引き続き、各種がん検診（胃がん・乳がん・子宮がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん）と結核検診、肝炎ウイルス検査、成人歯科検診、骨密度検診について適宜実施します。

### (4) 感染予防対策の徹底

「滑川町新型インフルエンザ等行動計画」に基づき、感染症拡大を予防するため、国、県と連携して町民への周知を行い、感染症予防に努めます。

## 1-2-2 地域保健活動

地域に密着した総合的な健康づくりと介護予防を推進するため、健康づくり推進員や地域の健康グループの育成、健診結果に基づく訪問指導を行うとともに、様々な関係機関との連携により、町民が主体的に取り組める機会の創出と環境整備を図ります。

### (1) 健康づくり活動の推進

健康づくり活動の推進に向けて、自主的に健康づくり活動に取り組んでいる町内各地区の健康づくりグループに対し、運動教室や栄養教室の講師の紹介、事業の進め方などのサポートを行います。あわせて、地区内の健康づくり推進員については、地区における健康づくりの中心的な役割を担う地域リーダーとしての育成を図ります。

### (2) 健康づくり事業の推進と拠点の充実

町内外の関係機関と連携し、健康ウォーキング講習会や体操教室、家庭でできる筋力トレーニング、バランスのとれた食習慣等の啓発指導を実施し、住民の健康増進及び医療費の抑制を図ります。

また、滑川町保健センターは健康づくり事業の拠点であることから、施設の適切な維持管理を実施し、地域保健の充実に努めます。

### (3) 訪問指導の推進

健康診査結果に基づく事後指導として、保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対し、保健師等が訪問し必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進に努めます。



健康づくり事業「ノルディックウォーキング講座」

### 1-2-3 精神保健対策・難病対策

精神保健事業の推進を図るため、心の健康への理解促進と職員の専門知識の習得に努めます。また、心の病などに対応するため、「滑川町自殺対策推進計画」に基づき、県などの相談窓口と連携しながら受入体制の充実に努めます。

#### (1) 精神保健対策

精神障害者に対して、手帳の申請交付や通院費公費負担等に関する事務を行います。

また、心の病の相談対応のため職員の専門知識の習得に努め、県と連携しながら精神疾患の患者を抱える家族のケアと自殺対策を推進します。

#### (2) 難病対策の推進

保健所と連携し、難病患者に対する支援事業の普及啓発に努めます。

### 1-2-4 日常医療の確保

効果的な医療を実現するために、医療機関、医師会等と連携を図ります。また、近隣の市町村と連携を密にし、比企広域市町村圏内の医療機関の充実に向けて働きかけを行います。

#### (1) 医療機関の充実促進

比企広域市町村圏内における医療機関の連携を強化し、住民が安心して医療を受けられる体制の確保を図ります。

また、近隣に所在する総合病院が将来にわたり継続できるよう、関係機関への働きかけを行います。

#### (2) 初期治療の充実

医師会との連携を図りながら、かかりつけ医の普及・定着を推進します。

### 1-2-5 休日・夜間救急医療体制の確保

在宅当番医制や輪番制の広域的な対応により、休日・夜間における救急医療の体制を確保し、広く町民へ周知が図られるよう情報提供に努めます。

#### (1) 休日・夜間救急医療体制の確保

休日や夜間に患者の対応を行うため、比企広域市町村圏内での休日・夜間救急医療体制を継続します。また、小児救急医療体制を継続するとともに、初期救急患者についても、在宅当番医制度を継続します。

#### (2) 救急医療体制の充実

救急時の患者の搬送に際し、比企広域消防本部、病院、医師会が連携し迅速な対応ができるよう、関係機関と連携しながら救急医療ネットワークの強化に向けて、必要に応じて協議要望等を行います。

## 1-2-6 国民健康保険

国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、さらなる事務効率化と利便性の向上に努めます。

### (1) 医療費の適正化

被保険者に対して受診した医療費の通知を行い、国民健康保険制度と健康管理に対する理解の啓発に努めます。また、レセプト点検や医療費データの分析を通じて、重複・頻回受診者に対して適正な利用を促します。

### (2) 財政の健全化

国民健康保険財政の健全化を図るため、国民健康保険税の納税相談、差押え等の滞納整理を実施し、収納率の向上に努めます。また、広報紙等を活用し、国民健康保険制度とその実情について周知を行います。

### (3) 保健事業の推進

特定健診、特定保健指導、人間ドック利用補助、保養所利用補助等の保健事業を実施し、被保険者の健康の保持・増進を促進します。また、医療費の適正化と保健事業の一体的推進を図る視点から、健診結果や医療情報の活用を進めるとともに、マイナ保険証の利用の普及に努めます。

## 1-2-7 高齢者医療

後期高齢者の健康保持・重症化予防と生活機能の維持を図り、在宅医療・介護の連携体制を強化し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に推進します。

### (1) 後期高齢者医療制度の運営

後期高齢者医療保険の被保険者においても、長寿健診、人間ドック利用補助、保養所利用補助等の保健事業を実施し、被保険者の健康の保持・増進及び生活機能の維持・重症化予防を図ります。また、マイナ保険証の利用の普及に努めます。

### (2) 在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域で、在宅医療や介護を受けながらできるだけ長く安心した生活を送れるよう支援するため、在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制の推進を図ります。

### (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

国保データベース(KDB)システム等を活用し、地域の健康課題の分析と対象者の把握を行います。また、高齢介護部門、保健衛生部門と連携して、高齢者に対する個別的な支援と通いの場等への積極的な関与を行い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組みます。

## 【 現状と課題 】

- 地域福祉は、すべての住民が地域の中で支え合い、安全・安心に暮らせるまちづくりを目標としています。この中で、公的サービス（公助）の充実と住民相互の助け合い（共助）の重要性が高まっています。住民一人一人の福祉に対する理解と関心を促し、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、関係機関と協力のもと各種取組を進めています。
- 「第3次滑川町地域福祉計画」のもと、地域福祉活動の体制づくりを進めており、社会福祉協議会を中心にボランティアによる配食サービスや見守り活動などの事業を行っています。こうした取組を支えるため、ボランティアの育成やNPO法人\*等の組織化支援が重要となっています。
- 高齢者、障害者、配偶者等への家庭内暴力（DV）や子どもへの虐待が社会問題化し、要因も複雑化しています。事案の発生時には関係団体とのケース会議により包括的な支援を実施していますが、予防啓発の一層の推進が求められています。
- 生活保護を含む低所得者福祉は、最後のセーフティネット\*として重要な役割を担います。本町では、関係課や関係機関と連携して生活保護世帯・困窮者への支援に取り組んでいます。



地域での支え合いが求められる一方、一人暮らし高齢者や生活困窮者の増加、DV・虐待など多様で複雑な福祉課題が顕在化しています。誰もが安心して暮らせる地域の実現に向け、公助と共助の充実とそれらをつなぐ包括的な支援体制の強化が必要です。

## 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
ボランティア団体数	ボランティアセンターを中心として、支援・育成するボランティア団体の増加を目標とします。	15 団体	18 団体
虐待事例に対する担当者・関係機関ケース会議の開催回数	虐待事例に対する担当者・関係機関ケース会議の定期的な開催を目標とし、虐待防止ネットワーク体制の機能を高めます。	代表者会議 年1回 実務者会議 年2回 施設別会議 年24回	代表者会議 年1回 実務者会議 年2回 施設別会議 年26回

## 【 方向性と取組 】

### 1-3-1 地域福祉推進体制の整備・充実

「第3次滑川町地域福祉計画」を推進するとともに、地域福祉の考え方の浸透を図りながら、地域福祉推進体制の整備を図ります。地域福祉活動を推進するため、既存のボランティア団体を継続して支援するとともに、推進の柱となる人材の育成に尽力します。

#### (1) 地域福祉の充実

福祉サービスの利便性の向上や充実を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を構築するため、「第3次滑川町地域福祉計画」に基づき、各種福祉サービスの提供を図りながら地域ぐるみの取組を推進し、福祉の充実に努めます。

#### (2) 福祉意識の啓発と福祉のまちづくりの推進

高齢者や障害者、児童などの身体的、精神的ハンディキャップに対する理解を促し、ソーシャル・インクルージョン\*の考え方を普及させるため、社会福祉協議会や関係機関、団体等と連携し、福祉まつりや福祉講座を開催するとともに、やさしい心を育む福祉教育の推進としての世代間交流に取り組みます。また、各種福祉サービスの内容を周知するため、広報紙やパンフレットを利用した情報提供に努めます。

#### (3) 活動組織の継続及び人材の育成

民生委員・児童委員をはじめとする各種福祉活動団体との連携を深め、関係機関が相互に一体的な取組ができるような組織化を推進します。

また、地域福祉を推進するうえで、各地区にキーパーソンとなる人材の育成に取り組みます。さらに、社会福祉協議会も含めた関係職員の資質向上に努めます。

### 1-3-2 活動の促進

ボランティア活動の活性化と、住民が参加しやすい支え合いの仕組みを構築し、安心して住みやすい地域づくりを目指します。

#### (1) ボランティア活動の促進

社会福祉協議会のボランティアセンターを中心として、ボランティア活動に関する情報の収集と調査・研究を行うとともに、ボランティアの派遣などに関する調整・援助を実施します。また、新たなボランティアの発掘・育成をするための体験講座等の開催及びボランティア団体連絡協議会と個人ボランティアの交流と連携を進めるために組織化を図り、活動を支援します。

#### (2) 地域における高齢者の見守りと支え合い体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、民生委員や在宅介護支援センターをはじめ、近隣で見守りができるような体制の整備を行い、関係機関や地域の組織との関係づくりを行います。



### (3) 災害時の支援体制の充実

民生委員・児童委員を中心として見守り者等が連携し、地域で支援を必要とする障害者や要介護者等を把握するとともに、災害発生時における避難及び避難先での支援体制の整備を図ります。

あわせて、支援対象者を的確に把握・対応できるよう、障害者等に関する情報を社会福祉部門と共有し、要支援者情報のクラウド管理体制を構築します。これにより、自治体DX\*の推進を通じて、災害時における部門横断的な連携と支援体制の強化を図ります。

## 1-3-3 虐待防止ネットワークの構築

関係機関との連絡体制の確立及び、民生委員・児童委員や自治会等の地域組織との協力・連携により虐待の発生防止、早期発見、早期解決に向けた支援体制を推進します。

### (1) 虐待の発生防止と早期解決に向けた体制の整備

高齢者や障害者、児童への虐待、配偶者等からの暴力等、新たな社会的問題に対応するため、要保護児童対策地域協議会での定期的なケース会議の開催、保育所や幼稚園、学校、こども家庭センター、児童相談所、医療機関、警察との連絡体制を確立します。

また、民生委員・児童委員や区長などと協力し、虐待の発生防止、早期発見、早期解決のための支援体制を推進します。

## 1-3-4 低所得者福祉

民生委員や関係機関と連携し、低所得者や生活困窮者への就労意欲の喚起や阻害要因の除去に向けた生活改善を提案するなど自立支援・就労対策を実施するとともに、制度活用の周知・支援を推進します。

### (1) 自立支援の推進

民生委員やハローワーク、福祉事務所などと連携し、低所得者や生活困窮者などに対して自立支援・就労対策を図るとともに、地域社会の一員として生活できるよう指導・援助を実施します。

### (2) 援護制度の活用

低所得者の生活支援のための関連諸制度について周知を図るとともに、適正な制度の活用を促進します。また、民生委員・児童委員の訪問・相談活動による低所得者への支援を実施します。



こどもの居場所づくりネットワーク懇談会



障害者週間ふくしのかたち展

# 1-4

## 高齢者の暮らしの充実

### 【 現状と課題 】

- 高齢者や家族が地域で安心して暮らし続けられる社会を目指し、福祉施策や介護保険事業に取り組んでいます。本町では、令和 12 (2030) 年に後期高齢者の人口がピークを迎える見込みであり、超高齢社会に向けては、包括的な支援体制の充実が一層求められています。
- 高齢者の自立支援に向け、介護予防教室や、ボランティア養成による支え合い、見守り事業の実施など、介護予防と生活支援の多様な地域支援事業を展開しています。
- 人生 100 年時代の中、高齢者が定年後も社会に貢献し、いきいきと暮らせる環境づくりの重要性が高まっており、シルバー人材センターとの連携による就労支援や老人クラブ支援、生涯学習活動への参加促進に取り組んでいます。
- 高齢化の進展に伴い、介護保険利用者負担額の助成額が増加しています。このため要支援・要介護の予防や改善に重点を置くとともに、介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、在宅・施設サービスの確保や適正なケアプラン作成に取り組んでいます。
- 老後の所得保障を担う国民年金は、高齢化の進展により重要性が増しています。本町では制度の周知・PRと相談事業を行い、制度の理解促進に努めています。



高齢化の進展に伴い、高齢者の自立支援や生活支援、介護予防、社会参加、所得保障など多様な課題への対応が求められており、関係機関や地域と連携した支援に取り組む必要があります。

### 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和 6 年度)	将来値 (令和 12 年度)
施設・居住系サービスの利用者割合	認定者の自立に向けて施設・居住系サービスの利用者の割合を下げていくことを目標とします。	24.57%	23.0%以下
自立高齢者率	65 歳以上の高齢者で、要介護認定を受けていない人の割合を維持することを目標とします。	85%	現状維持
住宅改修の申請に対する支給率	介護保険サービスにおける住宅改修の申請件数に対する年間受給率 100%の維持を目標とします。	100%	現状維持
高齢者団体の組織数	魅力ある高齢者団体の育成数の増加を目標とします。	14 団体	17 団体

## 【 方向性と取組 】

### 1-4-1 地域包括支援の推進

地域包括支援センターを中心として、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

#### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

生活上の安全・安心・健康を確保するため、町全体を一つの圏域として関係機関・団体との連携により、医療・介護・福祉をはじめとする多様な生活支援サービスを包括的に提供できる体制づくりを推進します。加えて、必要な時に必要な支援が受けられる環境の整備を進めます。

また、地域のネットワークの強化に努めるとともに、包括的な相談支援体制の整備検討を進めていきます。

#### (2) 在宅ケアの充実

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅ケアサービスの充実を目指します。

認知症の方々やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の正しい理解に向けた周知啓発を推進し、医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実を図ります。

### 1-4-2 介護予防・生活支援

高齢者の自立した生活を支援するとともに、介護予防を目的とした多様な地域支援事業を進めていきます。

#### (1) 介護予防サービス

高齢者が、自宅で自立した生活を送ることができるよう、介護予防に資する各種取組を推進します。運動機能低下の予防や低栄養状態の改善、口腔機能の向上を目指した教室、認知症予防・閉じこもり予防等の介護予防教室を継続的に実施するとともに、生活支援の担い手となるボランティアの養成を実施します。

あわせて、地域の高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう、地域全体で介護予防活動を支援する社会の構築を目指して、ボランティアなどの育成を推進します。

#### (2) 高齢者生活支援サービス

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、緊急通報装置設置事業、救急医療情報カード配布などを実施し、在宅介護支援センターと連携した高齢者の見守り事業の充実を図ります。

#### (3) 移動販売を活用した高齢者の見守り支援

買物に行くことができない高齢者への支援を行い、生活の利便性を高めるとともに、移動販売を通じて日常的な交流の場の確保や見守り機能を担保することで、高齢者の閉じこもりや孤立を防止し、新たなコミュニティ形成の促進による地域課題の解決を図ります。

#### (4) 家族介護者支援

家族介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした、介護者相互の交流会の開催、紙おむつの給付、寝たきり老人等手当の支給、認知症サポーターの養成などを実施します。

### 1-4-3 高齢者の社会参加の推進

高齢者の生きがい対策や社会参加の機会の拡充を図るため、高齢者の自主活動や文化・スポーツ活動、就労を支援します。

#### (1) 各種学習・スポーツの振興と活動団体等への支援

地域でいきいきと活動できるよう、高齢者学級の充実を図るなど、学習活動を促進するとともに、ゲートボールやマレットゴルフなど高齢者を中心としたスポーツ大会の開催を支援します。

また、地域の老人クラブ等が企画運営している各種事業や実情の把握に努め、高齢者団体活動の活性化を促進します。

#### (2) 就労の促進

高齢者が培った知識や経験を生かし、生きがいや社会参加を実感できるよう、シルバー人材センターと連携のもと、就労機会の開発や情報の提供を行い、健康寿命の延伸や地域活力の向上につながる高齢者の就労を支援します。

#### (3) ふれあい交流活動の推進

高齢者の生きがいづくりのため、健康に配慮しながら、知恵や技術を生かした交流やレクリエーション活動を通じた交流活動を促進します。

### 1-4-4 介護保険事業の運営

介護を必要とする高齢者の生活を社会全体で支援するため、関係機関と連携を図り、質の高い介護保険事業を推進します。

#### (1) 介護予防給付サービス

要支援認定を受けた高齢者に対し、生活の質の向上と自立支援を目的に、多職種の専門的視点を活用したケアマネジメント\*を行い、個々の状態に応じた介護予防給付サービスを提供します。

また、生活支援コーディネーター\*を中心に、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画する体制づくりを推進し、サービスや支援の充実、高齢者の社会参加の促進及びフレイル予防\*・孤立防止などの介護予防を目指します。

## （2）居宅介護サービス

要介護認定を受けた高齢者が住み慣れた地域において安心して日常生活を継続できるよう、現在の介護度がさらに重くなることを防止し、在宅での日常生活を続けていくことを支援するため、居宅介護サービスを実施します。

また、受給者の経済的な負担軽減を目的に、利用料の一部を給付するとともに、国の制度改正等の動向を踏まえ、安定的かつ持続可能なサービス提供体制の整備を推進します。

## （3）施設介護サービス

広域的な連携を図りながら、在宅での介護が難しい高齢者に対し、施設サービスの利用希望や、介護度に応じて、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設）への適切な入所調整と支援を行います。

## （4）手続の適正化

被保険者が介護サービスを受けるために必要な要介護度の認定を、迅速かつ的確に行います。

また、比企広域市町村圏組合に委託し実施している介護認定審査会との連携・協力を密にしながら、公平で迅速な審査、判定に努めます。

## （5）介護保険サービスの基盤整備

町内全戸に介護保険事業計画を配布するほか、介護保険制度のパンフレットなどにより、住民への周知・制度の普及に努め、制度への理解を促進します。

また、介護保険の各種サービスの種類、量の確保や質の向上を図るため、サービス提供事業所の確保に努めるとともに、ケアマネジャーなどに対して研修の機会を提供します。

さらに、軽度要介護者の状態の改善、悪化防止のための効果的な介護サービスの提供を実施します。

## 1-4-5 国民年金

多様化する生活に柔軟に対応し、将来にわたって安心かつ安定した日々を送ることができるよう、国民年金制度の周知と理解促進を図ります。

### （1）国民年金の理解促進

日本年金機構と連携し、パンフレットや広報紙等を利用して、国民年金制度の仕組みや役割、実情についての理解促進を図り、制度への信頼性向上に努めます。



移動販売車「うえたん号」

# 1-5

## 障害者の暮らしの充実

### 【 現状と課題 】

- 「第4次滑川町障害者計画」「第7期滑川町障害福祉計画」「第3期滑川町障害児福祉計画」に基づき、福祉サービスを含め、総合的な支援体制を整備しています。手話講習会や研修会、広報紙、ホームページ等で障害者理解の啓発を行っていますが、見やすさ・分かりやすさの改善や周知強化が求められています。
- 発達に課題のあるこどもへの早期支援のニーズが高まっており、療育\*などの相談窓口の重要性が増しています。本町では、乳幼児健康診査により異常の早期発見を行い、個別支援や集団支援につなげており、関係機関と連携して家族も含めたサポートを実施しています。
- 日常生活の支援に向けて、障害福祉サービスや障害児通所支援、地域生活支援事業などを進めています。関係各課や、各事業所・施設と連携しながら、相談・申請に応じて適切なサービスを提供し、支援体制の充実に努めています。
- 障害者・障害児のサービス利用にあたり、本人や家族、相談支援事業所、提供先と連携し、適切なサービスの提供に努めています。また、就労系サービスでは一般就労への移行が少ないため、その支援や情報共有を通じて本人の不安を軽減し、自立促進に取り組む必要性が高まっています。



障害者・障害児の福祉サービスや支援体制は整備されていますが、発達支援や就労支援等の多様なニーズ増加への対応や、情報共有・周知の改善が求められ、関係機関と連携したよりきめ細かな支援に取り組む必要があります。

### 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
障害者支援施設入所待機者の数	現在の障害者支援施設入所待機者の生活の場の確保、社会復帰への支援を進め、待機者の減少を目標とします。	4人	1人
就労移行等利用後に就労へ結びついた利用者数(累計)	就労移行支援事業等を利用して就職へつなげ、引き続き就労していくことを目標とします。	3人	18人(累計)
精神病床からの地域移行者数	精神病床に概ね1年以上入院した後、地域移行支援を利用し、地域での生活の安定を目標とします。	0人	2人

## 【 方向性と取組 】

### 1-5-1 総合的な障害者福祉の支援体制の確立

「第4次滑川町障害者計画」「第7期滑川町障害福祉計画」「第3期滑川町障害児福祉計画」に基づき、障害者ができる限り住みなれた地域でいきいきと暮らせるよう、福祉サービスの充実に努めるとともに、広報紙、ホームページ等によるPRや理解促進、障害者施設等が地域との関わりをもてるような場や行事の開催など、総合的な支援体制の構築に努めます。

#### (1) 計画的で総合的な障害者施策の推進

「第4次滑川町障害者計画」「第7期滑川町障害福祉計画」「第3期滑川町障害児福祉計画」に基づき、障害者及び障害児に対してニーズに合ったきめ細かで効率的な障害福祉サービスを提供するとともに、国の施策に基づきながら、計画の見直しを図っていきます。

#### (2) 障害に対する知識の普及

障害者理解のために、基幹相談支援センター、管内の協議会等関係機関や団体と連携し、研修会、講演会などを実施します。また、住民の福祉活動の参加促進のため、手話講習会や福祉講座、体験ボランティア教室等の実施を支援します。

あわせて、窓口による障害者福祉サービスの案内を充実するとともに、誰にでも情報が分かりやすく伝わるような工夫をし、パンフレットやホームページ、イベント等による情報提供に努めます。

#### (3) 地域生活支援拠点等事業の整備及び関係団体との連携

障害のある方が、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談、緊急時の受入、体験の機会・場の整備、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりといった5つの機能を備える拠点の整備を推進します。そのため、町内の相談支援事業所を中心に、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、町内障害者支援施設、障害児支援施設、その他関係団体と連携を密にとり、支援体制の充実に努めます。

#### (4) 障害支援における広域的な事務連携の推進

障害福祉サービスの利用に伴う障害支援区分の適切な認定にあたり、障害支援区分審査会などの共同事務を効率的に進めるため、比企広域市町村圏組合との連携・協力を努めます。

### 1-5-2 障害の早期発見・療育

乳幼児期からの障害の早期発見と支援体制の充実に努めるため、健康診査や療育\*相談、巡回支援を通じて、関係機関と連携しながら、こどもと保護者への切れ目のない支援を推進します。

#### (1) 母子保健の推進

乳幼児健康診査を通じ、発育、発達の遅れ、障害の早期発見と保健指導を実施し、関係機関と連携を図り対応します。また、健診未受診児の様子確認を行い、受診勧奨、健康状態の把握に努めます。

## (2) 療育相談の推進

障害があっても子ども一人一人が、健やかに充実した生活を送ることができるよう、療育\*相談体制の充実を図ります。そのため、乳幼児健診の結果等を踏まえ、精神・運動発達に障害のあるこどもの早期発見に努め、受診勧奨や、言語聴覚士・理学療法士・作業療法士などの専門職による個別相談、親子教室を継続的に実施します。

また、保育所等に就園後も円滑な園生活を送ることができるよう、発達障害\*に関する専門的な知識を有する者が町内の保育所等を巡回し、保育士等に対して、子どもや保護者への支援に関する助言、指導を行う発達支援巡回事業を継続して実施します。

## (3) 療育\*支援の推進

保育園、幼稚園、児童福祉担当等と連携、情報交換をしながら、発達の遅れや支援の必要な児童を早期に把握し、適切な相談、訓練、療育\*等につながるよう支援します。

また、県の推進している発達支援サポーター研修を町内保育所、幼稚園に導入し、発達障害\*児の理解、啓発、支援者の増加に努めます。

## 1-5-3 障害者の生活支援

障害者等の日常生活を援護するため、障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業等の福祉事業を推進します。また、障害者福祉事業所等との連携によりサービス提供体制の把握に努めるとともに、ニーズに的確に対応しながら、希望する方が十分なサービスを受けられることができるよう、利用の促進に努めます。

### (1) 相談支援・理解啓発

障害者本人またはその家族からの相談に応じ、適切な情報提供を行うとともに、相談体制の充実を図るため、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連絡調整し、障害者の様々なニーズや困難事例に対応します。また、障害者が身近に相談できる相談会の実施や障害者福祉についての理解啓発活動を行います。

### (2) 在宅介護支援体制の整備

本人及び介護者が、自宅で安心した生活を継続できるよう、ホームヘルプ、行動援護、ショートステイなどのサービスの充実に努めるとともに、移動支援や生活サポート事業などの外出に関する支援体制の充実に努めます。

また、日常生活を送るうえで必要となる補装具や日常生活用具についても、個々の障害に合わせたサービスの充実に努めます。

さらに、重度心身障害者の福祉の向上を図るため、医療費の一部自己負担に対する助成や、人工透析・腎移植等の継続治療が必要な方への医療費負担軽減を行います。

あわせて、在宅で生活する重度心身障害者の経済的負担軽減のため、障害者手当等を給付します。



### （3）住宅環境の整備

重度障害者が安心した生活を自宅で送ることができるように、住環境整備のための専門的なアドバイスや住宅改修のための費用の一部助成を実施するとともに、制度の周知を図ります。

また、地域の中でもスムーズに移動ができるように、関係部署と協力しながら整備を進めます。

## 1-5-4 社会参加・社会復帰の促進

障害者の社会参加、社会復帰を促すため、障害者就労支援センター等と連携し、就労アセスメント、就労訓練機会の提供、雇用に向けた支援を進めます。また、「障害者優先調達推進方針」を毎年策定し、福祉施設等における受注、販売機会の拡大に努めます。

### （1）日中活動の充実、住まいの場の提供

重度の障害者が日中過ごす活動の場として継続的に通うことができるよう、生活介護、自立訓練など通所施設と連絡調整を密にするとともに、充実した毎日を送れるよう、本人の障害やニーズに応じた支援を実施します。

また、障害児に対しては、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業等と連携し、保護者の介護負担軽減を図るとともに、障害児の社会参加の場が広がるように支援していきます。

さらに、在宅での生活が困難な方や支援ができない方に対しては、施設入所やグループホームなどのサービスを利用し、できるだけ住み慣れた地域で安定した生活が送れるよう支援体制の充実を図ります。

### （2）就労支援体制の充実

管内の障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、就労移行支援事業所等と連携し、社会参加促進のための就労訓練や自立訓練を支援し、一般就労へつなげる支援を実施します。また、就労選択支援の利用により選択の機会が増えるように支援します。

あわせて、就労訓練施設などに対しては、受注機会の拡大に努め、利用者の就労工賃増加へつなげるよう支援します。

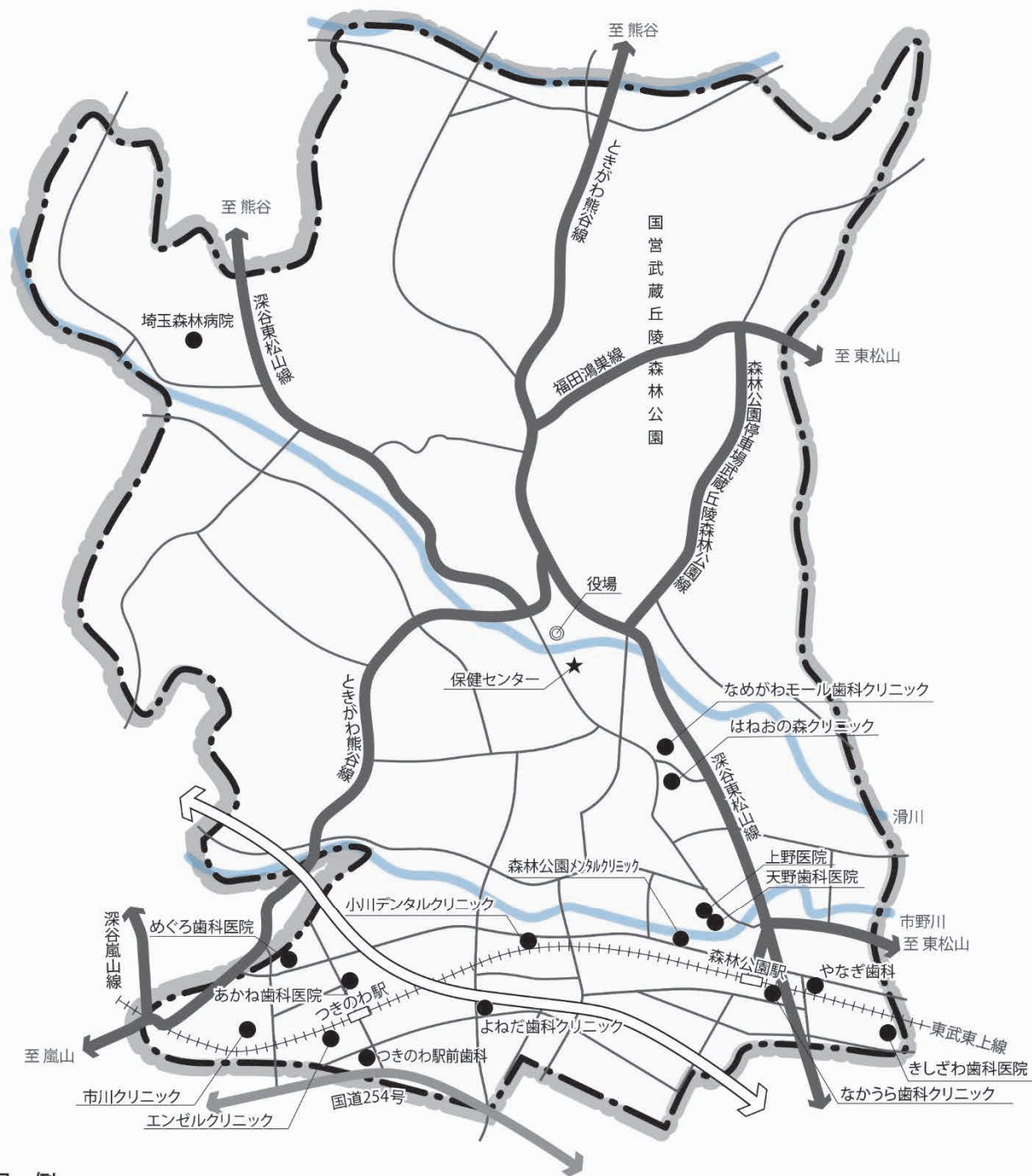


東京 2025 デフリンピックPRカー来訪



中学生による  
「障害者駐車場カラープロジェクト」

# 保健・医療機関位置図



凡例

	関越自動車道		医療機関
	県道		保健センター
	町道		役場
	河川		
	鉄道		
	国道254号		

令和7年10月時点

# 児童福祉・障害者施設位置図



# 高齢者施設位置図



凡例

	関越自動車道		高齢者施設
	県道		社会福祉協議会
	町道		保健センター
	河川		役場
	鉄道		
	国道254号		

令和7年10月時点

## 第2章

### 豊かな心と文化を育むまちづくり(教育文化)

#### 【 K G I \*(重要目標達成指標) 】

指標値	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
将来の夢や目標をもって生活している児童・生徒の割合 (埼玉県学力・学習状況調査回答結果)	小学校 70.2% 中学校 40.2%	小学校 80.0% 中学校 60.0%
コミュニティセンター(中央公民館)利用者数	22,014人	45,000人

## 2-1

# 就学前教育の充実

### 【 現状と課題 】

- 共働き家庭の増加や幼児教育無償化により、長時間保育のニーズが高まっています。滑川幼稚園では、地域と家庭と連携した特色ある教育を進めています。一方、園児数の減少が続いており、令和5（2023）年からは各学年2学級へ定員を改正しました。さらに、築年数の経過により園舎の老朽化が進み、安全確保やバリアフリー化への対応が急務となっています。
- 少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化により、子育てに悩み、孤立感を抱く保護者が増えています。滑川幼稚園では一時預かり保育、預かり保育に加え、子育て相談等を行っており、今後も保護者のニーズに寄り添った支援の充実が求められます。



少子化や家庭環境の複雑・深刻化、保育ニーズの多様化など、子育て環境を取り巻く課題が広がる中で、地域や家庭と連携し、こどもの健やかな成長を支え、保護者に寄り添う環境整備に取り組む必要があります。

### 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
預かり保育の利用人数	幼稚園在園児の保護者が預かり保育を利用しやすい環境を整備することで、利用人数の現状維持を目指します。	5,006 人/年	5,000 人/年 (現状維持)
保護者ボランティアの参加人数	幼稚園在園児の保護者が幼稚園の事業に関心を示し、園の取組に協力・参加することを目指します。 (保育ボランティア、サツマイモ苗植えボランティア、お遊戯会の準備ボランティア、パパボランティア、絵本の読み聞かせボランティア等、幼稚園の活動にボランティアとして参加した保護者の1年間の総数)	53 人	60 人

## 【 方向性と取組 】

### 2-1-1 町立幼稚園の充実

学校・保育所等と連携し、教育内容の充実や教職員の資質向上を図るとともに、園舎をはじめとする施設や設備・備品など、教育環境の向上を目指した整備を検討します。

#### (1) 幼稚園施設・設備の充実

建築後 41 年を経過した園舎については、経年劣化や老朽化による損耗が見られることから、個別施設計画に基づき長寿命化に向けた対応を進めます。あわせて、幼児教育のニーズに適応した園舎整備や大規模改修等を実施し、安全・安心な環境づくりに努めます。

また、幼稚園教育の充実を図るため、必要な教育機器、機材の確保に努めます。

#### (2) 教育内容の充実

幼稚園の豊かな自然環境を生かし、園児が自然とふれあう体験を十分に得られるよう、園内の自然環境の整備や体験活動の充実を目指します。

また、地域の人々との関わりを通じて社会体験を豊かなものにするため、小中学校や保育園との交流活動、地域の人材を活用した体験活動に積極的に取り組みます。

#### (3) 信頼される開かれた園づくり

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、その担い手である教職員の教育知識と資質の向上を図るための職員研修の充実に努めます。

また、園運営について広く意見を取り入れるため、幼稚園評議員会を開催するとともに、PTA組織や保護者ボランティアと連携・協力し、地域や様々な人との関わりを通じた学び豊かな活動を推進します。

さらに、各小学校・保育所との情報共有や連携を図り、こどもの学びや育ちの連続性を意識した継続的な教育指導の充実に取り組むとともに、交流を通じて円滑な就学を支援し、小一プロブレム\*の予防・解消にも努めます。

### 2-1-2 幼稚園における子育て支援の充実

町立幼稚園と家庭の連携を推進し、就学前のこどもをもつ保護者への支援を進めるとともに、幼稚園における教育機能の充実を目指します。

#### (1) 園と家庭の協働による子育て支援

子育てに悩む保護者を対象に子育て相談を行い、家庭での子育てを支援します。個人面談、懇談会、相談等の実施及び保育参加の充実を図り、保護者との情報交換や親子で一緒に活動する機会を設け、子育て情報の提供に取り組みます。

#### (2) 預かり保育の充実

教育時間終了後の保育を希望する保護者に対して、園児の預かり保育を実施します。幼稚園の教育活動として適切な活動となるように預かり保育事業の充実を図ります。

### (3) 幼稚園就園に対する支援

滑川幼稚園及び私立幼稚園・認定こども園に通う園児の保護者の経済的負担を軽減するため、「子ども・子育て支援新制度」に基づく各種支援制度の適切な運用を図ります。



滑川幼稚園運動会



自然を生かした幼稚園保育



滑川幼稚園「サツマイモ苗植えボランティア」



## 【 現状と課題 】

- G I G Aスクール構想の推進により I C T環境が整備され、児童生徒一人一人に応じた学びや主体的な学習活動がさらに推進されました。整備された施設・環境を適切に維持・更新し、効果的に活用していくことが求められる段階になっています。
- 町立小・中学校の施設・設備は、各学校の状況に応じて、老朽化対策、安全対策、バリアフリー化を講じていく必要があります。また、将来的な少子化を見据え、施設の効率的運営に取り組む必要があります。
- 学力調査等における本町の児童生徒の学力は高い水準にあります。町内小・中学校では、専門性の高い授業や体験活動、道徳・人権教育、食育、キャリア教育など多様な教育活動を通じ、一人一人の学びと成長を支えています。一方で、学習に困難を抱える児童生徒への対応や、個に応じた支援など、社会的環境を踏まえた学びの充実も求められています。
- 「彩の国教育の日・教育週間」に合わせた授業公開や、学校評価の公表、学校運営協議会の活用を通じ、地域に信頼される開かれた学校づくりを進めています。また、教職員研修や校務D X\*の活用による事務の効率化を進め、教職員の資質向上と質の高い教育提供を図っています。
- 中学校に常駐する「さわやか相談員」や、各学校に各週配置される「スクールカウンセラー」による相談活動は浸透しつつありますが、こどもを取り巻く環境は複雑化しており、相談件数は増加しています。また、いじめについては、「滑川町いじめ問題対策連絡協議会」を中心に、各学校・教育委員会・警察など関係機関が情報共有・連携し、いじめ防止を推進しています。



こどもを取り巻く社会環境の複雑化や多様な学習ニーズを踏まえ、教育D X\*の推進や専門性の高い教育、キャリア教育などの多様な学びと相談・いじめ対応を含む総合的な施策により、児童生徒一人一人の学力・資質・能力の育成と主体的に学び生きる力の向上及び安全安心な学習環境の確保を図る必要があります。

## 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
規律ある態度達成数	社会の一員として守らなければならないきまりや行動のしかたを身に付けるため、小・中学校で取り組んでいる「規律ある態度」の行動目標達成を目指します。	85%達成数 72/96	85%達成数 96/96
新体力テストの達成率	総合評価ABC(5段階評価の上位3ランク)の達成を目指します。	小学校 79.5% 中学校 81.9%	小学校 90.0% 中学校 90.0%

## 【 方向性と取組 】

### 2-2-1 教育施設・設備の充実と維持管理

教育基盤の充実や施設・設備等の学習環境の充実を進め、集中して学習できる安全・安心で快適な教育環境の整備を推進します。また、コストを抑えた効率的・効果的な施設・設備の維持管理を推進します。

#### (1) 教育施設の充実と適切な維持管理

町立小・中学校施設については、「滑川町公共施設個別施設計画」に基づき、各学校の実情に即した機能の向上・拡充を目指すとともに、防犯機能の強化、広域的な災害時避難所としてのバリアフリー化・省エネルギー化も視野に入れた安全・安心な施設整備を図ります。

あわせて、「滑川町公共施設個別施設計画」に基づいた各学校施設の維持補修、整備を行うとともに、点検等による予防保全を推進し、機能等の保持・保全を図り、教育環境として求められる十分な水準を確保し、将来にわたって安定的に使用できるよう、施設の長寿命化を図っていきます。

#### (2) 教育設備等の充実

時代の変化に対応した教育の実現に向け、教育活動に必要な設備・教材の計画的な整備を通じて、子どもたちがより良い学びを受けられる教育環境の構築を図ります。

あわせて、滑川中学校のグラウンド排水整備や、宮前小学校の校庭改修と駐車場の整備、学校設備のバリアフリー化の推進を図るとともに、災害時対応としての太陽光発電設備の更新など、学校運営に必要な教育設備の環境整備を検討していきます。



月の輪小学校

### （3）学習環境の充実・強化

子どもたち一人一人の多様な学びに対応し、心身共に健やかに成長できる環境が提供できるよう、教育の質を支える学習環境の充実・強化を図ります。

教室環境の快適性向上に加え、多目的教室及び少人数指導や個別学習など多様な学習スタイルに適した教室の確保、老朽化した教材・備品の更新、ICTを活用した効果的な授業支援など、教育の質を支える物的環境の充実に取り組めます。また、整備された情報基盤については、より高度な利用に堪え得るよう、安定した通信環境を確保し、児童生徒が円滑に活用することができるICT環境づくりに努めます。

特に小規模特認校（福田小学校）においては、ICT環境の整備を含め、その特色を生かした教育展開を支えるための環境整備を重点的に推進します。

あわせて、教職員の校務負担軽減や業務の効率化を図るため、校務DX\*のさらなる推進や学校間の連携強化など、人的・組織的な面も含めた教育環境全体の改善に取り組めます。

### （4）施設の統廃合整備

現在の人口動態や社会的条件、さらには本町独自の特徴である児童・生徒増など、財政的な制約も含めた社会的背景も踏まえ、現有施設の見直しを進め、質の高い教育を効率的に展開できるよう、施設の統廃合を含めた整備を進めます。特に、宮前小学校の体育館の移設等については、児童の増加や施設の老朽化等を勘案し、適切で効率的な学習環境となるよう早期に整備の検討を行います。

また、町内各校におけるプール施設のあり方については、近隣自治体との広域連携や施設の集約化といった視点も取り入れ、今後の施設整備の方向性を検討していきます。

## 2-2-2 教育内容の充実

児童・生徒一人一人の確かな学力とともに、豊かな心や健やかな体、社会に主体的に関わる力を育むため、教育内容・方法の改善や多様な体験活動の充実を図ります。また、多様な教育ニーズに対応し、きめ細かな学びの支援を行います。

### （1）総合的な義務教育の推進

時代の変化に的確に対応し、子どもたちのよりよい未来を創造するためには、「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標を、学校と社会が共有していくことが求められています。このことを踏まえ、本町の教育に関する総合的な指針である「第4期滑川町教育振興基本計画」に基づき、町の実情に即した教育を推進します。

あわせて、「教育に関する大綱」の策定や、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策などについて協議・調整する「総合教育会議」を通して、町と密に連携を図り、十分な意思疎通のもと、教育の課題や目指す方向性を共有し、効果的に教育行政を推進します。

## (2) 確かな学力を育む教育の推進

---

児童生徒一人一人の確かな学力の育成に向けて、基礎的・基本的な知識や技能の定着とそれらを活用する力の育成に努めます。そのため、教職員による校内研修や教育研究会などへの人的・物的支援を行い、授業力の向上と教科教育の質の充実を図ります。

小学校の英語専科教員による段階的に英語力を育成する質の高い外国語教育の充実に努めるとともに、グローバル化の進展に対応する力の育成を目指します。また、専科教員の活用を理科へも拡充し、理科授業の充実を図り、科学的思考力や探求心を育成します。さらに、教科学力の基盤となる「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等について児童生徒一人一人に焦点を当てた「学びの基盤に関する調査」を導入し、個々の“つまずき”に寄り添った指導を行います。

あわせて、国のGIGAスクール構想に基づき、教育DX\*を推進し、デジタル教材等を活用した教育活動を支援します。情報を主体的に活用し、適切に評価・識別する力を育むことで、ICT社会に対応できる資質・能力を育成します。

加えて、図書館と連携したこどもの読書活動の推進に努め、電子図書館の活用を促進するとともに、小・中学校においては朝読書の取組を継続し、落ち着いた学習に臨める環境づくりを支援します。

## (3) 豊かな心を育む教育の推進

---

児童生徒の豊かな人間性や社会性、人権尊重の意識を育むため、道徳教育の充実や多様な学習・体験活動の機会の充実に努めます。

小・中学校における道徳教育をはじめ、環境教育、郷土教育、読書活動の推進など児童生徒の豊かな人間形成に役立つ多様な教育を推進します。

また、人権感覚育成プログラムや児童虐待防止研修、西部地区人権教育実践報告会、比企地区人権教育研究集会への積極的な参加などを通じ、人権を尊重した教育を推進します。

さらに、ボランティア体験プログラム、赤ちゃん抱っこ体験、防災体験、産業振興課と連携した「みどりの学校ファーム」事業など、実践的な体験を通じて、思いやりや社会性を育む教育活動を充実させます。

## (4) 健やかな体を育む教育の推進

---

児童生徒が生涯にわたり心身の健康を保持増進するための資質・能力を育むため、体力づくりや健康づくり、食育の推進などを通じて、健やかな体の育成を図ります。

そのため、小・中学校の体育の授業の充実や新体力テストの結果を活用し、児童生徒に必要な運動能力を確実に身に付ける工夫を各校にて実践します。

また、栄養士資格を有する町職員を学校に派遣し、学校給食等を通じた食育を推進するとともに、食生活・生活習慣の改善のための「早寝早起き朝ごはん運動」の推進や、町の特徴ある食文化を取り入れた取組を進め、食に対する関心を高めます。さらに、地元食材を活用した献立や食の安全の向上のため、給食供給業者や関係団体等と連携を図り、食材の調達等を検討していきます。

加えて、アレルギー対応については、全教職員の研修を継続して実施し、対象の児童生徒に応じた適切な対応を徹底します。

あわせて、家庭、学校、地域、関係団体、行政等が連携・協働し、伝統的な行事食や作法、地域の食文化の継承に努めます。

## （５）未来を切り拓く力を育む教育の推進

子どもたちが夢や志をもち、社会や世界に向き合い、自ら挑戦し、人生を切り拓く力を育むため、小・中学校の連携による9年間の見通しをもったキャリア教育・職業教育の体系的な指導計画の作成に取り組むとともに、中学生社会体験チャレンジ事業の充実を図ります。

あわせて、地域の人的・物的資源の活用や社会教育との連携を通じて、学校教育の目指す姿を社会と共有し、子どもたちが主体的に社会に関わる能力や資質の育成を推進します。

また、ストレスマネジメント教育\*やアサーショントレーニング\*など、外部人材を活用した実践的な活動を通じて、自身の感情をコントロールする方法や自他を大切に表現方法を学び、共生社会の実現を目指します。

## （６）多様な教育ニーズに応じた教育の推進

小・中学校においては、通常の学級に加え、通級による指導、特別支援学級といった、教育的ニーズに応じた連続性のある「多様な学びの場」を必要に応じて柔軟に提供します。特別支援学級の増設に対応した学習生活支援員の増員を図るとともに、支援籍学習の推進など、きめ細かな支援を行います。

また、小規模特認校（福田小学校）では、少人数教育の特性を生かした特色ある学びをさらに充実させ、個別最適な教育の実現を目指します。

## 2-2-3 信頼される開かれた学校づくり

学校が地域と共にあるために、「人事評価制度」「学校評価制度」の充実を図るとともに学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用を促進し、児童・生徒・保護者・地域から信頼される開かれた学校づくりに取り組みます。

### （１）学校公開の推進

地域に開かれ、地域と共にある学校を推進していくため、地域・家庭と連携・協働する取組として、「彩の国教育の日」「彩の国教育週間」における学校公開の実施や、教育講演会への講師派遣などの取組を支援し、学校・家庭・地域が一体となった子どもを育む施策を推進します。

### （２）教職員の資質の向上

全教員による研究授業の実施を通じて、教職員の資質の向上を図ります。また、各学校におけるICT環境を充実させるとともに、ICTによる指導のための教職員研修を重ね、すべての学校でICTを効果的に活用した授業実践を推進します。さらに、ICTを活用した学びと従来の指導法の最適な組み合わせによる「個別最適な学び」が実践できる教職員の育成を目指します。

### （３）学校の組織運営の改善

次世代に求められる資質・能力の育成に向けて、各学校が教育内容の見直しを行うとともに、学校評価制度を適正に運用し、学校の組織運営の改善を図ります。あわせて、地域と連携した学校づくりの観点から、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用を促進します。また、PTA活動の円滑な運営のための支援を行います。

#### (4) 学校事務の効率化

教職員の負担軽減と業務の効率化を通じて、円滑な学校運営を図るため、学校諸表簿管理マニュアルの運用や、校務支援システムのさらなる活用などによる校務DX\*を推進します。

また、各校にスクールサポートスタッフを1名以上配置し、多方面から業務を補助することで教職員の負担軽減と、こどもに向き合う時間の確保を図ります。

### 2-2-4 社会的環境に対応した総合的な教育支援

こどもが安心して健やかに育つことができるよう、こどもを取り巻く様々な社会的環境を踏まえた総合的な施策を推進します。

#### (1) いじめや不登校の未然防止

いじめや不登校の要因は、多様化、複雑化していることから、町教育相談部会の充実や児童・生徒数の増加に応じた教育相談員の増員により、教育相談体制の充実に努めるとともに、関係機関との一層の連携を図り、いじめや不登校の未然防止に取り組みます。

いじめについては、SNSによるいじめ防止のための情報モラル教育の継続、教育相談体制の充実に努めるとともに、「滑川町いじめ問題対策連絡協議会」を中心としたいじめ防止に関わる関係機関との連携や啓発運動を推進します。

また、不登校については、関係機関（福祉課、保健センター、学習支援室等）との連携により、未然防止、早期発見、早期対応を図ります。

#### (2) 生徒指導の推進

小・中学校生徒指導担当者会議、小・中学校連絡会等の充実や小・中学校の人事交流を推進するとともに、いじめ非行防止ネットワーク会議の運営を継続し、いじめ・暴力行為等の未然防止に努めるなど、きめ細かな生徒指導を推進します。

#### (3) 子育て負担の軽減

子育て世代の保護者に対しての経済的支援の観点から、私立校に在籍するこどもも含め滑川町に在住するすべての児童・生徒に係る給食費について、無償化事業を継続して推進していきます。

#### (4) 学校等における感染症予防

国や県の方針を踏まえた学校等における感染症予防対策を施した教育活動を実施します。また、各小・中学校及び幼稚園において、感染予防対策用の機器等を整備し、健康管理を図るとともに感染症予防に努めていきます。



タブレットを活用した授業



英語専科教師と英語指導助手（ALT）による授業

## 【 現状と課題 】

- 地域における子育て支援について、滑川幼稚園では子育て広場や園庭・施設開放などを実施しています。また、就学児健診時に家庭教育アドバイザー等を派遣し、家庭教育学級や子育て講座も開催しています。さらに、本町では全小・中学校でコミュニティ・スクールを設置し、学校・家庭・地域が一体となった活動を進めています。
- 青少年の健全な育成には、家庭・学校・地域・関係機関の一体的な取組が必要です。本町では、意見発表の場や中学生向けのボランティア育成講座、体験活動を実施し、郷土や町への関心を育み、自然や文化に触れる機会を提供することで、いきいきとしたなめがわっ子の育成を図っています。



こどもを取り巻く社会環境が変化する中で、家庭・学校・地域が連携した子育て支援や青少年の健全育成をさらに充実させ、地域でこどもを育む環境づくりを進める必要があります。

## 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
ボランティア育成講座の参加人数(延べ人数)	中学生を対象にしたボランティア育成講座の取組を推進し、様々なボランティア活動を通して、青少年の健全育成を図ります。	53人	60人

## 【 方向性と取組 】

### 2-3-1 家庭教育・地域ぐるみの教育活動

家庭教育の支援に努めるとともに、地域の一員として子どもを育てていくような地域ぐるみの教育活動を支援します。

#### (1) 子育て家庭を支える地域拠点の充実

地域の実態や保護者の要請などを踏まえ、地域における幼児期の教育センターとしての役割を意識し、町立幼稚園の機能や施設の開放を通じた子育ての支援活動に努めます。

預かり保育や子育て支援事業「ぴよぴよ広場」の充実を図るとともに、園庭や裏山アスレチック等の幼稚園施設を地域に開放し、安心して集える場を提供します。あわせて、子育て相談や子育てに関する情報の提供など、寄り添った支援を進めます。

#### (2) 家庭教育支援体制の充実

家庭教育アドバイザーの派遣等により、滑川町在住の子育て中の保護者等を対象とした家庭教育学級や子育て講座の開催を支援し、家庭における教育力の向上とともに、地域全体で家庭教育を支える体制の充実を図ります。

#### (3) こどもの安全・安心の確保

児童を交通事故や犯罪から未然に守るために、通学ボランティアの増員を図るとともに、スクールガードリーダーや交通指導員との連携を図り、町全体で子どもたちを守るよう努めます。

あわせて、遠距離通学の児童を対象としたスクールバスの安定的な運行に努め、通学時の安全性を高めます。

さらに、小・中学校における防犯・防災教育を支援するとともに、通学路の安全対策も重視して、歩道や街路灯の整備を推進し、子どもたちの安全・安心を確保します。

#### (4) 「学校応援団」の推進とコミュニティ・スクールとの連携

各学校で組織されている「学校応援団」の活動を支援するとともに、学校・家庭・地域が一体となったこどもの教育を推進するために、各学校区の特色を生かした教育活動に取り組みます。

また、学校と地域が目標を共有し、地域と共に教育活動を推進するコミュニティ・スクールとの連携・協働により、一体となった教育をさらに充実させます。その一環として、滑川町の特徴である自然環境とそれに係る文化の魅力を知る取組を行い、学びの充実を図ります。

#### (5) 「子ども大学」の開催

こどもの学ぶ力や生きる力を育むとともに、地域で地域の子どもを育てる仕組みをつくるため、「子ども大学くまがや・なめがわ」を開催します。内容は、立正大学・熊谷市教育委員会・熊谷市・埼玉県農業大学校と連携した子ども大学くまがや・なめがわ実行委員会により決定します。大学のキャンパス等を会場に、大学教授や地域の専門家等が講師となり、こどもの知的好奇心を刺激する講義や体験活動を行います。



## 2-3-2 青少年健全育成の促進

青少年が地域社会の一員として活動できるよう、各種学習・体験機会の提供を図るとともに、家庭・学校・地域等で連携を図り、育成環境の整備や青少年団体の活動支援に努めます。

### （1）人材の育成

青少年の健全な育成を促進するため、滑川町社会福祉協議会等と連携し、中学生を対象にボランティア活動の場を提供します。また、地域の未来を担う人材を育成するため、小・中学生の代表児童・生徒による青少年の主張大会（十代からのメッセージ）等の開催を継続します。

### （2）地域団体の育成

P T A 連合会等、地域団体の活動を支援し、相互連携を深め、青少年の健全な育成を図ります。

### （3）生活体験を通しての健全育成

現代のこどもに不足している生活体験の場を「チャレンジ」という形で実践させるため、国営武蔵丘陵森林公園の環境学習プログラムを利用し、里山体験や里づくり事業と連携した自然体験や、滑川町に昔から伝わる様々な文化に触れる体験学習によって魅力ある郷土を知る機会と豊かな人格形成を図ります。



十代からのメッセージ



親子ナイトハイク



チャレンジ・キッズ「うどん作り体験」

## 【 現状と課題 】

- 誰もが生涯にわたり学び続け、学びを通して豊かな人生を送れるよう、「滑川町教育振興基本計画」に基づき、生涯学習の推進体制を整備しています。また、人生100年時代に対応し、あらゆる世代のニーズに対応した学びの機会や情報提供が求められています。
- 文化祭や文化活動発表会など、文化芸術活動の発表の場を提供し、町民の活動への参加意欲の向上に努めています。一方、会員の高齢化や会員数が減少している団体もみられます。また、公民館教室や体験会を通じて学習・文化活動の機会を提供しています。
- 生涯学習施設では、サークル団体会員の高齢化やコロナ禍の影響で利用者数が減少しています。また、一部施設では施設の老朽化が進んでおり、管理運営に支障をきたしている状況です。多様化する町民のニーズを捉え、時代に即した施設を整備し、町民の利用拡大を進めていくことが求められています。
- 幅広い世代が参加できるスポーツ教室や大会、町民スポーツ祭を通じて健康増進を図っていますが、高齢化により参加者やスポーツ協会加盟団体数等は減少しています。中学校部活動の地域連携を見据え、総合型地域スポーツクラブの設立など、地域に根ざした取組が求められます。
- 総合体育館、文化スポーツセンター、総合運動公園多目的グラウンドをはじめ、町内の小・中学校体育館を開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供しています。一方で、施設の老朽化により維持管理費が増大しており、特に耐震化が未実施の総合体育館は建替えを含めた検討が求められています。



町民の学びや文化・スポーツ活動は広がっている一方で、活動団体や利用者の減少・高齢化、施設の老朽化などが進んでおり、世代やニーズに対応し、時代に即した持続可能な推進体制や環境を整備していく必要があります。

## 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
スポーツ団体数	町内で活動するスポーツ団体の増加を目指します。	53 団体	60 団体
スポーツ大会等の開催回数	町内で開催されるスポーツ大会の開催回数の増加を目指します。	41 回	50 回
親の学習ファシリテーターの活用回数	家庭教育学級を支援する進行役（指導者の立場）として養成された町内在住者を活用する回数の増加を目指します。	2 回	3 回
自主サークル数	公民館施設を利用し、自主的に活動する団体数の増加を目指します。	59 団体	64 団体
お話会の参加者数	親子が本に親しむ機会を提供する各種お話会、ブックスタートの参加者数の増加を目指します。	568 人	600 人
図書の年間貸出数	様々な図書（電子書籍を含む）の貸出や積極的な広報を行うことで、読書の楽しみに触れる機会の増加を目指します。	82,971 冊 (うち電子書籍 6,171 冊)	90,000 冊 (うち電子書籍 6,900 冊)

## 【 方向性と取組 】

### 2-4-1 生涯学習の推進体制の整備

生涯学習の充実を目指すとともに、町民の多様なニーズに応じた学習機会の提供及び、生涯学習情報の提供に努めます。

#### （1）推進体制の充実

生涯学習推進体制の確立に向けて、「いつでも、どこでも、誰でも」学習活動に取り組むことができる学習基盤の提供と学習環境の充実を目指します。

#### （2）講座・教室の充実

町民の多様なニーズに対応したテーマ別の講座・教室を開催するため、情報収集に努めるとともに、内容の充実を図ります。

また、こどもをもつ保護者を対象に、家庭教育に関する学習・情報提供を行う家庭教育学級の開催や、家庭教育支援を目的とした「親の学習ファシリテーター」の養成と活用に努めます。

さらに、図書館読み聞かせボランティアのスキルアップのための養成講座等の充実を図ります。

### (3) 情報の提供

本町で行う講座・教室を町民に周知するため、回覧、広報紙及び町ホームページやSNSを活用し、情報の提供を行います。

また、近隣市町村が実施する生涯学習の情報を収集し、町民のニーズに合わせた学習講座を企画し、その開催を検討します。

さらに、町の名所や歴史等を紹介した「なめがわ郷土かるた」を郷土学習などに活用し、文化財を通して郷土を知り、また再発見するための一助とします。

### (4) 指導者の確保・活用

町民の自主的な学習活動の促進においては、生涯学習活動の指導者となる人材が不可欠であることから、生涯学習の講師、指導者を確保するため、技能や特技をもった人材の確保、情報収集を行います。

## 2-4-2 文化芸術活動への支援

町民の文化芸術活動の支援に努め、町民が優れた文化芸術に触れる機会を提供するとともに、近隣市町村と連携し、文化情報の提供に努めます。また、文化芸術の振興のため、公民館講座を通してサークル活動の活性化を図ります。

### (1) 文化活動への支援と文化団体の育成

絵画や書道、写真、手工芸、音楽、舞踊など自主的文化活動の発表の場として文化祭や文化活動発表会を開催し、町民の文化活動を支援するとともに、公民館ロビーなどを活用した展示場所を提供し、活動の様子を周知します。また、恒例となっている子どもまつり、図書館まつり等は、より多くの町民が参加できるよう内容の充実に努めます。

### (2) 公民館講座の充実とサークル活動の支援

幅広い年代に対応した各種公民館講座の充実に努めます。

また、公民館講座に参加した方が、継続して自主的な学習活動を希望した場合、自主サークルの新規設立と継続した活動ができるよう支援します。

### (3) 文化芸術鑑賞機会の支援

文化的講演会の開催や町民との協働による多様な文化事業の展開を図り、町民が優れた舞台芸術や音楽に触れる機会を提供するため、各種文化芸術の鑑賞機会に関する情報を収集し、周知を図ります。



なめがわ郷土かるた大会

## 2-4-3 生涯学習施設の整備・活用

学習活動や文化活動等、生涯学習の拠点となり、多目的に利用できる施設の建設を推進します。また、学習施設の利便性の向上に努め、関係機関との連携を図り、各世代の課題や要望に応じた学習機会を提供します。

### (1) 学習施設機能の充実

図書館やエコミュージアムセンター等の学習施設については、利用手続の簡素化など、利便性向上を図り、各世代の町民が気軽に利用できる環境を整備します。図書館については、ユニバーサル絵本や大活字本、多言語本、電子図書館による電子書籍等の充実を図り、町民の多様な読書ニーズに応えるとともに、近隣市町村の公立図書館との連携による図書館相互利用を継続します。

また、子ども読書活動推進計画に基づき、こどもの読書習慣を育む取組を進めます。特に、乳幼児期のこどもに対しては、絵本の読み聞かせ等のおはなし会やブックスタートなど、関係機関との連携により本に触れる機会の充実を図ります。

エコミュージアムセンターについては、滑川町の自然や文化の体験的な学習を提供し、町内外からの利用を促進します。あわせて、学習施設の維持管理に努めるとともに、老朽箇所の改修を検討します。

### (2) 生涯学習施設の使用料の徴収

生涯学習施設の使用料金の見直しを図り、適正な施設使用料を定めます。そして、受益者負担の原則により、使用料の徴収を検討し、施設の維持管理に努めます。

### (3) 生涯学習施設の建設

新たなコミュニティ施設の建設に合わせ、町民の多様化するニーズを踏まえ、文化振興と生涯学習の拠点となる施設の活用を推進します。新施設には、大ホールや会議室、多目的コミュニティ室等を備えるものとし、多世代の町民が様々な学習活動、文化活動が行える場を目指します。

## 2-4-4 各種スポーツ活動の推進

町民の健康・体力づくりを促進するため、スポーツ・レクリエーション活動の機会を提供するとともに、スポーツ団体の育成・支援、適切な指導力を備えたスポーツ指導者の育成・確保に努めます。

### (1) 活動機会の提供

各種スポーツの活動場所を相談・提供します。また、町民スポーツ祭の開催支援や各種スポーツ大会の開催を行うとともに、町民の参加を促進します。

### (2) 団体・グループの育成

各種大会等の運営を中心になって担っているスポーツ協会の育成に努めるとともに、新たなスポーツ団体の育成、協会への加盟を進めるなど、町民のスポーツ活動の充実に努めます。また、スポーツ少年団の各種大会への参加を促進し、青少年の健全な育成を支援します。

中学校部活動の地域展開(連携)の受け皿となる団体を視野に入れた総合型地域スポーツクラブの新規設立を検討します。

### (3) 指導者の育成、資質・能力の向上

スポーツ推進委員や各種スポーツ指導者・審判員に対して講習会や研修会の実施や機会の情報提供の充実を図り、育成に努めます。また、中学校部活動地域展開(連携)に対応し得る指導者の充実を図ります。

## 2-4-5 各種スポーツ施設の整備・活用

町内のスポーツ施設及び学校体育施設の有効利用を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。また、受益者負担の原則に立ち、適切な使用料の徴収を行います。

### (1) スポーツ施設の整備

総合体育館、文化スポーツセンター、総合運動公園多目的グラウンドなどスポーツ施設の適切な環境整備と維持管理を行い、安全・安心な施設の提供に努めます。

また、老朽化の激しい施設については、建替えも視野に入れた改修を検討していきます。

### (2) スポーツ施設の活用

総合運動公園多目的グラウンドや総合体育館、及び町内の小・中学校の体育館を開放し、町民のスポーツ活動の場として提供します。

また、文化スポーツセンターの指定管理者制度\*の導入検討や、より多くの町民が利用しやすい体育施設予約システムの導入・運用を目指します。



滑川町立図書館「青空おはなし会」



町民スポーツ祭(玉入れ)

## 【 現状と課題 】

- 町には、国・県・町指定文化財が合わせて 37 件あり、地域を定めぬ種指定の国の天然記念物ミヤコタナゴ、県選定重要遺跡が 3 件あります。こうした文化財は、開発の進展に伴い、適切な調査・保護を進めながら、後世へと継承していくことが求められています。
- エコミュージアムセンターを中心に企画展示や地域連携展示を実施し、公開や活用を通じて文化財への愛護意識の醸成に努めています。下福田さら獅子舞などの伝統芸能も、生涯学習やまちづくりの資源として活用しながら継承していく必要があります。また、令和 6（2024）年に町制施行 40 周年を迎え、町の歴史への関心の高まりを契機として、町民の郷土愛を深めていくことが期待されます。



文化財や伝統芸能の適切な保護・活用を通じて町民の愛護意識を高めるとともに、町制施行 40 周年を契機とした歴史への関心の高まりを生かし、郷土愛の醸成と次世代への継承を図る必要があります。

## 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和 6 年度)	将来値 (令和 12 年度)
文化財展の入館者数	エコミュージアムセンターにおける文化財展の入館者の増加を目指します。	345 人	380 人



小学生による堀ノ内 I 遺跡発掘体験



里山プロジェクト水質調査

## 【 方向性と取組 】

### 2-5-1 文化財の保護

町内に残された文化財の保護と継承に努めるとともに、天然記念物であるミヤコタナゴの保護・人工繁殖に取り組めます。

#### (1) 埋蔵文化財及び文化財の収集・保存

発掘出土品や収集民俗資料等の展示及び保管施設・埋蔵文化財整理施設の整備を進めます。埋蔵文化財の調査・保存・活用のため、町内の開発に対応した埋蔵文化財の調査結果のデジタル化を推進し、広く情報の提供を図ります。

#### (2) 自然資源及び歴史的資源の保護・保存

町内に所在する県指定史跡五厘沼窯跡群や天神山横穴墓群をはじめ、羽尾城跡や水房館（小山館）跡などの城館跡などの史跡については、町の大切な文化遺産として後世に残していくとともに、その保全に努め、町内外へ積極的に周知します。

また、社叢などの歴史的に価値の高い樹木などの自然環境の保全に努めます。我が国固有の淡水魚で、天然記念物に指定されているミヤコタナゴの保護・人工繁殖に努め、野生復帰に向けた研究に取り組めます。

### 2-5-2 文化財の活用

文化財の定期的な展示等を進めるとともに、多くの町民が文化財に触れる場を提供し、文化財保護意識の高揚を図ります。

#### (1) 文化財の活用

文化財保護意識を高めるために、エコミュージアムセンターでの常設小展示の実施、文化財マップの活用、文化財の説明板の設置、関係機関と連携した展示会や史跡めぐりの開催など、広く文化財の活用を図ります。

#### (2) 伝統芸能の保存

町内に残る下福田ささら獅子舞をはじめとした、保存・継承されてきた町の伝統芸能・文化・習俗に関する情報発信や補助制度の活用など保存・継承に必要な支援に努めます。また、休止中のものについても保存・継承の復帰に向けた、保存団体・地域との連絡調整に努めます。保存団体と協議し、映像記録の作成・保存などのアーカイブ化について検討を進めます。

#### (3) 滑川町史の編纂

令和 16（2034）年の町制施行 50 周年に向け、刊行から 50 年を迎える滑川村史通史編の見直しを含めた滑川町史の編纂を行うとともに、村史以降の情報や町の歴史を記録・整理し、後世に伝える貴重な史料として活用を図ります。

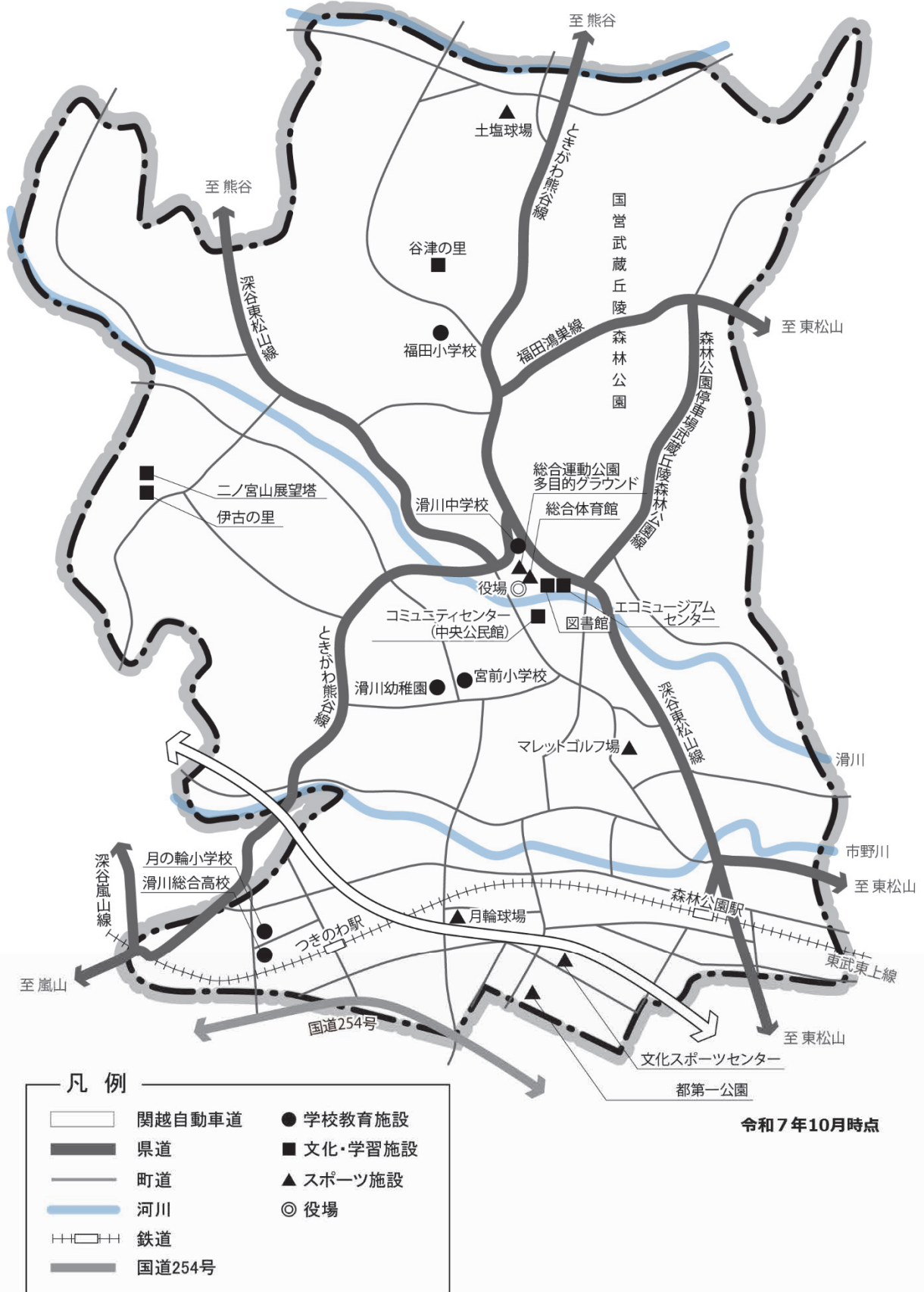


表 滑川町指定文化財

No.	指定	種類	名称	所在地	管理者	指定年月日	
1	国指定重要文化財	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	和泉	泉福寺	1913/8/20	
2	県指定有形文化財	彫刻	観音菩薩及び勢至菩薩立像 【重要文化財・阿弥陀如来坐像両脇侍】	和泉	泉福寺	1982/3/23	
3	県指定史跡	史跡	五厘沼窯跡群	羽尾	個人	1980/3/29	
4			天神山横穴墓群	福田	個人	1991/3/15	
5	県指定天然記念物	天然記念物	伊古乃速御玉比売神社社叢	伊古	伊古乃速御玉比売神社	1931/3/31	
6	町指定有形文化財	建造物	旧田尻橋	伊古	個人	1987/3/31	
7		絵画	崙山瑞鹿図	福田	個人	1977/3/31	
8		彫刻	慶徳寺四天王像	中尾	慶徳寺	1977/3/31	
9		書跡	勝海舟幟	愚禪の馬頭尊	伊古	伊古乃速御玉比売神社	1977/3/31
10					羽尾	個人	1984/3/31
11		古文書	成安寺朱印状	貞享四年裁許状	福田	成安寺	2015/7/17
12					福田	平堰水利組合	2017/9/14
13					福田	滑川町教育委員会	2019/7/29
14		考古資料	建長板石塔婆	二連板石塔婆	福田	成安寺	1977/3/31
15					水房	放光寺	1980/3/31
16					月の輪	個人	1983/3/31
17					福田	個人	1984/3/31
18					月の輪	個人	1985/3/30
19					福田	滑川町教育委員会	1988/3/31
20					福田	滑川町教育委員会	1994/3/29
21					福田	滑川町教育委員会	1996/3/27
22					福田	滑川町教育委員会	1996/3/27
23					福田	滑川町教育委員会	2014/7/17
24		歴史資料	真福寺鰐口	小林三徳算額	福田	成安寺	1977/3/31
25					福田	成安寺	1977/3/31
26	福田				浅間神社	1977/3/31	
27	月の輪				個人	1986/3/31	
28	福田				滑川町教育委員会・個人	2022/9/6	
29	福田				滑川町教育委員会	2023/9/14	
30	有形民俗	羽尾道祖神	羽尾	個人	1977/3/31		
31	町指定記念物	史跡	円正寺古墳群こまがた1号、2号、3号墳	福田、土塩	個人	1982/3/30	
32			平谷窯跡群	羽尾	個人	1983/3/31	
33			岩屋塚古墳	羽尾	個人	1986/3/31	
34			大堀西窯跡	月の輪	ボッシュ(株)	1990/3/31	
35			花気窯跡	中尾	個人	2015/7/17	
36	町指定無形文化財	無形民俗	下福田ささら獅子舞	福田	下福田ささら獅子舞保存会	2014/7/17	
37			月の輪獅子舞	月の輪	月の輪獅子舞保存会	2014/7/17	
38	県選定重要遺跡	重要遺跡	山田城跡	山田		1969/10/1	
39			月の輪古墳群	月の輪、月の輪		1969/10/1	
40			羽尾城跡	羽尾		1976/10/1	

※上記のほかに、地域を定めない種指定の国の天然記念物である「ミヤコタナゴ」がある。

# 教育・文化・スポーツ施設位置図



## 第3章

### 暮らしやすい快適なまちづくり(都市基盤 生活環境)

#### 【 K G I \*(重要目標達成指標) 】

指標値	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
防災対策の充実度(備蓄品を備えた指定避難所数)	0箇所	6箇所
社会増減(転入者数-転出者数)	168人/年	180人/年

## 3-1

# 調和（バランス）のとれた土地利用の推進

### 【 現状と課題 】

- 本町では、市街化区域内へ住宅の集積を図るとともに、子育て支援策などの政策的な取組を進め、子育て世代を中心とした転入を促進してきました。現状では、宅地整備可能な空地は減少しつつあり、人口増加が鈍化傾向にあります。既存の住宅地においては、住みやすさの向上を図り、住み続けられる住環境づくりを進める必要があります。
- 市野川以南の市街化調整区域においては、法的な規制等に基づき、住宅の開発が行われています。開発が行われることによりスプロール現象\*が生じないように、都市施設や公共施設等の整備状況を勘案し、適切な誘導を図っています。
- 市野川以北には産業系土地利用の可能性のあるエリアが点在しており、開発ニーズに応じた効果的な土地利用を検討していく必要があります。また、関越自動車道の嵐山小川インターチェンジから熊谷市に至るアクセス道路の実現については、埼玉県に対し継続的に要望しています。市野川以北での産業系開発、企業進出を促進し、安定した雇用の創出、町の地方創生、発展に大きく寄与することが期待されています。
- 里山プロジェクトの一環としてミヤコタナゴの生息環境回復に向けた取組を実施しています。引き続き野生復帰に向けた自然環境の保全を実施していく必要があります。



人口増加が鈍化した局面に応じて、適正かつ合理的な土地利用を推進していくことが求められます。本町の魅力である都市と自然が調和した環境を維持できるよう、適切な土地利用を図っていく必要があります。

### 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
現在の住みごちに満足している町民の割合	「現在の住みごち」に関するアンケートにおいて、「満足」「やや満足」と回答した割合の増加を目標とします。	74.8%	80.0%

## 【 方向性と取組 】

### 3-1-1 都市的・自然的土地利用の推進

地域の特性を十分に生かしながら、都市と自然が調和した計画的な土地利用を推進します。特に、市野川以南については効率的な土地利用の検討を行うとともに、以北については地域振興等に資する適切な整備手法の検討を行いながら、調和のとれた住環境の整備を図ります。

#### (1) 住宅系土地利用の推進

市街化区域内では、既存の住宅地において良好な居住環境の維持を図りながら、利便性と質の高い住宅地の形成を推進します。羽尾土地区画整理事業等の面的整備については、事業区域・事業手法を含めた検討を行います。

町北部の市街化調整区域では、周辺地域の自然環境や農業環境との調和が図られた、ゆとりのある集落地としての住環境を維持します。また、町南部の市街化調整区域では、地域コミュニティや人口安定に資する、周辺地域と調和した良好な住環境の形成を図ります。

#### (2) 産業系・商業系開発の推進

既存の工業団地周辺部については、周辺の住宅地や幹線道路などへの影響を考慮しつつ、需要に応じた工業用地の確保、整備を検討します。

町内の国道・県道・主要幹線町道の沿線周辺など、産業立地に係る開発ポテンシャルの高い地区については、関越自動車道の東松山インターチェンジや嵐山小川インターチェンジへのアクセスの良さを生かし、周辺の住宅・農地等の土地利用状況、都市施設の整備状況、周辺環境への影響を考慮しながら、今後の開発需要に応じ、土地の有効利用に向けた新たな産業系の土地利用を検討します。

森林公園駅及びつきのわ駅周辺の商業地については、隣接する住宅地域を対象とした地域の生活利便の向上に資する商業・サービス施設の立地誘導を図ります。県道深谷東松山線沿道の商業地は、既存の大型商業施設によるショッピング機能の維持を図るとともに、当該施設の活用や連携による地域活性化施策を推進します。

#### (3) 自然的土地利用の適正な誘導

北部地区を中心とした農用地においては、重要な食料生産の場である農地としての機能を維持するとともに、優良農地の保全と利用に努めます。

既存の集落地については、良好な農村集落環境の維持・保全を図ります。

丘陵地の山林や平地林等については、里山の保全・再生を図るとともに、適正な維持管理を推進します。

#### (4) 自然環境の保全

ミヤコタナゴなどの生息環境となっていた貴重な自然環境資源については、「地域の自然環境保全滑川町里山プロジェクト」等を通して、学校、地域、関係団体と連携し、保全に努めるとともに、県指定史跡五厘沼窯跡群や天神山横穴墓群をはじめ、羽尾城跡や水房館（小山館）跡といった史跡や城館跡などと一体となった優れた自然環境を有している空間の保全を図ります。

## 3-1-2 適切な土地利用の誘導

「第5次滑川町国土利用計画」、「滑川町都市計画マスタープラン」に基づき、計画的な土地利用を進めていくため、市街地環境の改善や都市基盤整備、都市景観の向上に資する計画的な土地利用を誘導します。

### (1) 土地利用情報の整理と活用

社会経済の状況、都市の現状、都市化の動向等について、調査等により広範囲なデータを一元的に把握・収集し、適切で正確な情報の提供を行います。

### (2) 計画的な土地利用の推進

必要に応じて「滑川町都市計画マスタープラン」の見直しを実施し、都市計画の目標に基づいた計画的な土地利用の推進を図ります。

### (3) 適正な開発許可制度の運用

「第5次滑川町国土利用計画」、「滑川町都市計画マスタープラン」等を踏まえ、計画的で良好な開発行為、市街化調整区域内における集落の維持、社会情勢の変化への対応といった事項を勘案し、実情に応じて町条例や審査基準の改正を行い、適正な制度の運用を図ります。



つきのわ駅周辺の住宅地



つきのわ駅周辺の俯瞰

## 【 現状と課題 】

- 地球温暖化による気候変動の影響から、風水害などの自然災害が頻発化・激甚化しています。これまでに経験したことのない気候の変化に応じて、防災、情報発信、応急対策、復旧・復興など様々な視点から対策の強化が求められています。
- 本町の消防体制は、比企広域消防本部滑川分署と滑川消防団で連携を図っており、各地域の自主防災会や滑川消防OB会と協力しながら消防・防災活動に取り組んでいます。発災時において重要な役割を果たす地域の消防防災のリーダーとして、消防団員の確保・育成が必要です。
- 武力攻撃事態や緊急処理事態などに対する危機管理については、「国民保護に関する滑川町計画」に基づき、危機管理体制の充実強化に努めています。
- 交通事故を未然に防止するため、一般県道ときがわ熊谷線と深谷嵐山線について、歩道の設置要望を行っています。あわせて、町民一人一人が自らの安全を守るため、交通ルールの遵守や交通安全意識の啓発などに取り組むことが大切です。
- 共働きの世帯と町外に通勤する人の増加、企業の定年延長などにより、日中不在となる世帯が多く、防犯パトロールの人員確保が難しい状況です。



防災・消防・防犯体制の充実については、担い手の確保が大きな課題となっています。地域ぐるみでこれらの問題に取り組み、安全で安心できるまちづくりを進めていくことが重要です。住民一人一人が自分事として捉え、行動に移していける環境づくりが必要です。

## 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
消防団員の数	消防体制の強化を図るため、滑川消防団員の定員割れ(欠員)を防ぐため補充を図り、消防団の充実を目指します。	59人	60人
自主防犯組織の登録人数	地域で自主的に防犯活動ができるよう、活動地区の細分化を図り、自主防犯組織の登録人数の増加を目標とします。	377人	500人
こども110番の家の設置軒数	こどもたちの安全確保の拡大を図るため、こども110番の家を掲げる民家や店舗の軒数増加を目標とします。	107軒	130軒
防犯灯の設置基数	地域の安心・安全確保の充実を図るため、防犯灯の増加を目標とします。	2,578基	2,620基

## 【 方向性と取組 】

### 3-2-1 防災体制の確立

防災訓練や広報紙などを通じて町民の防災に対する意識の高揚を図るとともに、防災DX\*を積極的に推進し、災害時に迅速に安全を確保できる体制をつくります。

#### (1) 防災意識の高揚

災害に備えるため、自主防災会等の関係機関と連携し、防災訓練、避難所開設・運営訓練を実施します。地震、水害等のハザードマップを見直し、日頃から町民が防災意識をもつように啓発を行います。

#### (2) 災害時の適切な情報発信

災害時や災害の恐れがある際に、迅速かつ正確に情報の伝達を行うため、防災行政無線の保守点検を行います。また、防災気象情報システムの整備、情報配信システムの整備など、防災にDX\*を積極的に取り入れ、早めに予防防災に取り組むことができる情報発信の手法の検討を進めていきます。

#### (3) 予防対策・応急対策の推進

災害時の初動期において的確に行動できるよう地域防災計画の見直しを適宜行い減災に努めます。また、職員の初動マニュアルなどの見直しも適宜行い、災害に即応できる体制の整備に努めます。

#### (4) 災害備蓄の管理

各指定避難所の防災備蓄倉庫内にある防災資機材の整備、点検などを実施し、災害時に即応できるように適切に管理します。

#### (5) 防災士等の育成

地域での防災活動のリーダーとして活躍できる方を育成していきます。あわせて県で実施する研修などに職員や自主防災会の参加を促進します。

### 3-2-2 消防・救急体制の強化

引き続き、団員の募集と確保に努め、町内の消防団の強化を図ります。また、防火水槽や消火栓の管理、整備に努めます。

#### (1) 消防水利の充実

火災時の水利を確保するため、消火栓新設工事と合わせ、地域の実情に応じて、防火水槽を設置します。また、自然の水利を有効に利用するとともに、既設の消火栓及び防火水槽の維持管理を推進します。さらに、消防水利台帳を整備し、老朽化した防火水槽などを計画的に点検、整備を行います。

#### (2) 消防団の充実

消防活動に対応するため、老朽化した車庫・詰所の修繕や、消防団車両の更新、建替え等を視野に入れた消防施設の充実を図ります。また、消防団員の確保・充実のために、広報紙やホームページなどで広く呼びかけます。



### (3) 常備消防の充実

比企広域消防本部滑川分署と消防団、関係機関との連携を図り、消防体制の強化に努めます。また、様々な災害、火災などに対応できる車両などを広域で配備します。

### (4) 救急体制の整備

比企広域消防本部滑川分署と連携をとり、救急体制の充実を図ります。

## 3-2-3 危機管理・国民保護計画の推進

国民保護計画を推進するとともに、危機管理体制を整備し、緊急事態における町民の安全確保に努めます。

### (1) 危機管理体制の整備

自然災害、テロ、武力攻撃などに備えて、日頃から救援・救護体制を強化し、地域と町、企業、関係機関の連携による被災に備えた危機管理体制を構築し、町民への周知を行います。

### (2) 国民保護計画の推進

国民保護法に基づく「国民保護に関する滑川町計画」の見直しを適宜行い、避難・救援・災害への対処等の対策を適正かつ迅速に実施できる体制を整えます。また、全国瞬時警報システム\*（J-ALERT）や安否情報システムの保守点検及び定期的な訓練を実施し、災害時の運用強化を図ります。

## 3-2-4 交通安全対策の充実

交通安全教育を推進し町民の意識の高揚を図るとともに、交通安全組織の育成・活動支援に努めるほか、危険箇所重点を置いた交通安全施設の整備を進めます。

### (1) 交通安全施設の整備

自動車の通行から歩行者の安全を確保するため、幹線道路や通学路の歩道の整備を進めるとともに、信号機や横断歩道等の設置を関係機関に要請します。

また、交差点や急な曲がり角等、事故の起こる可能性が高い箇所には、地域住民等の要望を踏まえ、道路標識や道路反射鏡、防護柵、道路照明灯などの交通安全施設の設置を推進します。

### (2) 交通安全活動の充実

登下校時の児童の交通事故防止を図るため、交通指導員を配置するとともに、ボランティアの協力を要請するなど、地域と一体となった交通事故防止活動を促進します。また、関係機関と連携し、交通安全指導や交通安全の啓発を推進します。

### (3) 交通安全教育の推進

町民に対して交通安全教室や講習を実施し、交通安全教育の啓発・普及を図ります。広報紙や町ホームページ等に交通安全に関する記事を掲載し、町民の交通安全意識の高揚を図ります。

#### (4) 交通安全組織の育成

---

町民の交通安全と交通事故防止を推進するために、交通安全組織に対して、研修の機会を提供するとともに、交通安全活動を支援します。

#### (5) 被害者救済の支援

---

交通事故の被害者を支援するため、県の市町村交通災害共済への加入促進に向けた広報を展開し、加入者の増加を図ります。

### 3-2-5 防犯活動の推進

地域住民が中心となる自主的な防犯活動の充実を促進します。また、月の輪地区への交番設置を働きかけるとともに、各地区への防犯灯の整備・改修を進めます。

#### (1) 地域による防犯活動の推進

---

地域の治安を自主的に守る地域防犯ボランティアの育成と活動支援を行います。

教育委員会と協力し、学区内の通学路を中心に学校、PTA、保護者及びボランティアの連携によるパトロール活動等を促進します。

#### (2) 防犯対策の推進

---

地域住民の要望を踏まえ、緊急性の高い箇所を優先して防犯灯の設置・修繕を進め、夜間の交通事故や犯罪の抑制を図ります。また、SNS等を活用し町民への防犯情報を発信し、防犯意識の向上に努めます。

#### (3) こども避難所の設置

---

こどもたちを地域全体で守るため、不審者に遭遇、または、不慮の危険に巻き込まれた場合に児童・生徒が駆け込むことができる「こども110番の家」の設置を促進するとともに、町立小中学校及び教育委員会との情報交換や連携体制の強化を図ります。

#### (4) 交番の設置

---

地域住民からの要望に応え、つきのわ駅前に交番を設置するよう関係機関に要請し、駅周辺の安全で安心な環境づくりの実現に努めます。

#### (5) 消費者の保護

---

消費生活相談窓口を周知するとともに、消費者が被害にあわないように広報紙等を通じた啓発活動を推進します。また、埼玉県消費生活課や東松山市消費生活センターとの連携・相談を行い、消費者保護に努めます。

## 【 現状と課題 】

- 近年の地球温暖化による気候変動により、猛暑や集中豪雨など甚大な被害を及ぼす気象災害が国の内外を問わず毎年発生し、本町においても、大型台風や集中豪雨による浸水被害が発生するなど町民生活に大きな影響を及ぼしています。こうした気候変動の危機的状況を自らの問題として認識し、一人一人が強い危機感をもち、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めていくための指針として、令和5（2023）年にゼロカーボントウン\*宣言を表明しています。カーボンニュートラルを目指し、「滑川町環境基本計画」、「滑川町地球温暖化対策実行計画」に基づき、環境に配慮したまちづくりに取り組んでいます。
- 国営武蔵丘陵森林公園や学校と連携し、ミヤコタナゴ放流候補地での生き物水質調査や各種イベントを実施し、環境学習の機会を提供しています。
- 本町では、廃棄物等の不法投棄について、パトロールの実施や注意看板の設置を行い、監視強化を図っているところですが、撲滅には至っておらず、継続的に改善に取り組む必要があります。監視体制及び関係機関との連携の強化、広報紙等を利用した啓発活動を行うとともに、土地の所有者・管理者と連携した不法投棄されにくい環境づくりが必要です。
- 家庭系ごみの排出量は近年減少傾向が続いています。町では、ごみの減量化の取組として、各種補助金制度を実施しています。また、広報紙や環境委員を通して、ごみ分別収集の協力を呼びかけています。
- 令和4（2022）年度からごみ処理を民間委託し、収集から処理までを計画的に実施しています。住民が増えたことにより、収集箇所が増加し、収集運搬費の増加が見込まれています。



今後も、町民の環境問題への関心を促し、環境に配慮した生活様式の普及、意識の啓発に継続的に取り組む必要があります。また、行政、町民、事業者が協力し、町に残る豊かな自然環境、緑あふれる田園風景を次世代に継承していくことができるよう、持続可能な体制をつくっていくことが求められています。

## 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
住宅用太陽光発電設置件数	住宅用太陽光発電設置件数を増やし、再生可能エネルギーの普及増加を目標とします。	566 件	686 件
再資源回収団体数	町民のリサイクルへの意識を高め、さらなる取組を促進していくため、再資源回収団体の団体数の現状維持を目標とします。	4 団体	4 団体
町民一人当たりごみの排出量	ごみ減量化を目指し、家庭から排出される1年間のごみの量の減少を目標とします。	172kg/年	154kg/年

## 【 方向性と取組 】

### 3-3-1 環境を大切にしたい暮らしの普及

ゼロカーボンタウン\*の実現を目指し、人と自然が共生する環境行政を推進します。また、児童・生徒や町民に対する環境教育を推進するとともに、町民の環境保全活動への参加機会の提供に努めます。

#### (1) 総合的環境行政の推進

総合的な地域環境施策の推進のため、その必要性や近隣市町村の計画との整合性を図りつつ、「滑川町環境基本条例」及び「滑川町環境基本計画」に基づき、人と自然の共生を目標とした良好で快適な環境の保全・創出を図ります。

#### (2) ゼロカーボンタウンの実現

「滑川町地球温暖化対策実行計画」の点検評価を実施し、省資源、省エネルギーへの取組を促進します。また、ゼロカーボンタウン\*の実現に向け、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。

#### (3) 環境教育・啓発の推進

関係機関との連携を図り、町内にある地域資源を生かした小・中学校の環境教育を実施するとともに、公民館事業など社会教育活動を通じて、町民への環境学習の機会の提供に努めます。また、様々なエコ活動を推進し、町民の環境への意識啓発を図ります。

#### (4) 環境美化の推進

不法投棄やごみの投げ捨てにより町の景観が損なわれることのないよう、町民参加による環境美化を定期的、継続的に実施します。また、環境委員等の活動を支援するとともに、町民への環境美化への啓発を促進します。

### (5) 再生可能エネルギー施策の推進

町民に対し、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー導入に関する普及・啓発を図ります。また、「滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例」に基づき、太陽光発電事業者への指導及び監督を行い、町内における再生可能エネルギーの導入推進を図るとともに、豊かな自然環境資源の保全を図ります。

## 3-3-2 自然と調和した暮らしやすい生活環境づくり

不法投棄や公害を防止するため、監視活動の強化に努めるとともに、町民・事業者の公害防止意識の向上を図り、自然と調和した美しいまちづくりを推進します。

### (1) 啓発活動の推進

広報紙・ホームページ等を活用し、町民への環境情報の提供を行い、公害防止意識の向上を図ります。

### (2) 企業への指導

東松山工業団地内の事業所の公害防止指導と設備状況等の現状把握を進めます。また、東松山工業団地以外の町内にある該当企業についても公害防止協定の締結と現状の把握に努めます。

### (3) 監視体制

不法投棄を防ぐため、各行政区に環境委員等を通じて通報・報告などの活動を行い、監視体制の強化を図ります。

また、比企地区合同で河川調査を行い、水質情報を管理し、異常水質事故が発生した場合、「危機管理マニュアル」により常時対応できるよう、関係機関との連携を図ります。

### (4) 苦情相談

関係機関と連携を図りながら公害関連情報の収集を行い、公害苦情相談に適切に対応し、その解決に努めます。

## 3-3-3 ごみ減量化の推進

ごみの減量化を図るとともに、資源のリサイクルと適正な処分を推進し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。

### (1) ごみ減量化の推進

ごみの減量化を図るため、各種補助事業を通じて、一般家庭から出るごみの減量化を推進し、ごみ減量化の意識向上を図ります。また、海洋プラスチック\*問題や地球温暖化対策、化石燃料資源の制約などに対応した取組を進めるため、マイバッグ持参の普及に努めます。

## (2) ごみの再資源化の推進

ごみの分別を徹底し、ごみの再資源化の推進を図ります。また、広報紙、回覧、町ホームページを通じて町民や事業者への周知を図ります。さらに、古紙やアルミ缶など再資源化できるものを回収する団体に対し支援を行い、町民の日常から排出される廃棄物の再利用の促進を図ります。また、ごみ分別の支援を行い、町民の分別意識や資源化意識の向上を図ります。

## (3) 4Rの促進

4R（リフューズ（ごみの発生源を断る）・リデュース（減量）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化））を推進するため、広報紙、回覧、町のホームページを通じて住民への周知に努めます。

### 3-3-4 廃棄物処理体制の充実

ごみ処理の体制については、新たな処理体制の検討を推進するとともに、家庭ごみの分別収集の徹底を継続して周知します。し尿収集処理体制については、適正な処理体制の維持に努めます。

#### (1) 処理施設体制の整備

施設の廃炉から処理委託へ方式が変わり、今後新たな処理体制の検討を行います。さらにごみの排出に対応し、環境に配慮したごみ処理体制の整備を図ります。

#### (2) ごみ収集体制の充実

資源・ごみ分別収集カレンダーの配布や町ホームページにおけるごみ分別検索機能の周知を図ることにより、ごみ分別の啓発を進めるとともに、各地域の環境委員等を中心とした、地域によるごみステーションの管理の徹底を図ります。また、ごみ処理を広域で対応し効率化を図るため、小川地区衛生組合事業を推進します。

#### (3) し尿収集処理体制の充実

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業者に対する指導を実施するとともに、広域処理施設の運営・維持管理を行う小川地区衛生組合事業を推進します。



「ごみの分別についてのポスターコンクール」  
最優秀賞作品



環境美化活動

## 【 現状と課題 】

- 関越自動車道からのアクセスのよい本町では、広域的な道路体系の充実は、本町の活力を向上するうえでも非常に重要です。行政区域を越えた都市計画道路や嵐山小川インターチェンジから嵐山町・滑川町・熊谷市を通るアクセス道路については、県への要望活動や関係部局との調整を継続して行っています。
- 道路や橋梁などの都市基盤は、長寿命化を図るため計画的な点検と修繕を進めています。町が管理する橋梁は86橋あり、建設後50年を経過する橋梁は全体の7%を占めています（令和3（2021）年度時点）。これらの老朽化が進む橋梁については、従来の事後保全型の修繕から、損傷が大きくなる前に予防的な修繕を行う予防保全型の維持管理に転換し、施設の長寿命化と財政負担の低減を図る必要があります。
- 風水害による被害を防ぐため、町内の道路排水能力の確保と維持が重要です。日頃から排水設備の清掃や点検など適切な維持管理を行っています。
- 町では、交通弱者等の交通手段を確保し、町民の移動の利便性向上を図るために、滑川町デマンド交通事業を実施しています。今後は高齢化に伴い、さらなる需要の増加が予想されます。利用者の声を生かし、さらなる利便性の向上を図っていく必要があります。
- 水道事業については、「滑川町水道事業経営戦略」に基づく経営管理を実施しています。一日平均配水量が減少傾向にある中、管路の耐震化及び老朽管更新の必要性が高まっています。
- 令和5（2023）年度から下水道事業において公営企業会計\*を適用し、「滑川町下水道事業経営戦略」に基づく効率的な事業運営を実施しています。
- 生活の中でデジタル技術を利用することは、日常的なことになっています。誰もが、どんな時も不自由なくデジタル技術の恩恵を受けられるよう、情報通信基盤の整備を進める必要があります。



既存の都市基盤については、頻発する災害に備えるため、安定した維持管理が求められています。道路の排水機能の強化、上水道の耐震化及び老朽管の更新、汚水処理の持続可能な維持管理などに取り組む必要があります。

公共交通については、鉄道駅や広域へのアクセス向上や利便性の向上に努める必要があります。また、情報通信基盤については、災害時にも欠かせないツールとして強化を図っていく必要があります。

## 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
道路橋の早期修繕・緊急修繕が必要な橋梁数	道路橋の修繕を計画的に進めることによって、道路橋点検時のⅢ（早期措置段階）・Ⅳ（緊急措置段階）判定をなくすことを目標とします。	1 橋	0 橋
道路陥没による事故件数	八潮市の陥没事故を教訓に、事前に路面空洞調査を実施し道路陥没による事故を防ぎます。調査方法・算出方法は、道路パトロールによる発見や通行者からの通報等により把握します。	0 件	0 件
水道水の有収率	上水道施設の利用効率を高めるため、有収率の低下を招くことなく維持します。 ※有収率：有収水量を給水量で除したもの。どれだけ漏水が少なく無駄がないかを表す比率。	92.1%	94.0%
公共下水道普及率	関連諸計画に基づき、汚水処理整備を着実に進め、公共下水道普及率を高めることを目標とします。 ※普及率：総人口に対する整備区域内の人口割合とする。	56.4%	58.0%
公設浄化槽設置数	関連諸計画に基づき、汚水処理整備を着実に進め、公設浄化槽設置基数の増加を目標とします。	183 基	261 基
町内にある駅の利用者数	利便性の高い公共交通環境を整え、駅の利用者数の増加を目標とします。 ※駅の利用者数：森林公園駅・つきのわ駅の2駅の利用者数（1月～12月の一日平均乗降者数）	17,450 人	22,500 人
公共交通の利便性の向上	デマンド交通の適正な運行に努め、利用者数（年間）の増加を目標とします。	6,602 人	7,000 人

## 【 方向性と取組 】

### 3-4-1 道路の整備

県道などの広域的な道路体系の充実に向けて、関越自動車道嵐山小川インターチェンジからのアクセス道路の整備や県道の歩道整備について、県への要望活動や関係部局との調整を行います。また、道路の利便性の向上と地域住民の安全を確保するため、道路整備計画に基づいた道路の整備や町道の新設・改良工事を進めるとともに、適正な維持管理を行っていきます。

#### （１）県道の整備促進

近隣市町と連携し、関越自動車道嵐山小川インターチェンジから熊谷方面へのアクセス道路整備を県に要望します。また、県道ときがわ熊谷線は一部の区間が片側歩道となっており、県道深谷嵐山線には歩道未整備の部分があるため、これらの歩道整備を県に要望します。

#### （２）幹線町道の整備

舗装の劣化が進んでいる幹線町道については、路面性状調査を踏まえた舗装修繕計画を策定し、幹線町道の計画的な舗装修繕を実施します。



### （3）一般町道の整備

道路の利便性向上と地域住民の安全を確保するため、町道の拡幅整備や屈折・狭あいの改善、雨水排水対策等を推進します。

また、道路環境の維持と通行の安全を確保するため、道路パトロールを実施するとともに、幹線道路や通学路の雑草刈払いを行います。事故多発箇所や地域住民から要望のあった箇所について、緊急性等を考慮しながら補修を行います。

### （4）町道の維持管理

町道の維持管理をするため、適宜、道路台帳の更新を進めます。事故等が発生した場合には、通行に支障がでないよう緊急性を考慮しながら補修を行います。台風・大雨時には、地下道の冠水被害が発生しないよう、排水ポンプの維持管理を行います。

### （5）橋梁の長寿命化

橋梁点検に基づき、橋梁の優先度・老朽化等を考慮した改修等を計画的に推進し、橋梁の長寿命化を図ります。

## 3-4-2 公共交通網の充実

地域住民の交通の利便性を高めるため、鉄道サービスの充実を鉄道会社に要望するとともに、新交通の導入検討を継続します。また、森林公園駅やつきのわ駅、町内商業施設、医療機関へのアクセスをさらに容易にするため、デマンド交通の適正な運行に努めます。

### （1）東武東上線の利便性向上

各駅のホームドア設置、災害時の情報共有や帰宅困難者対応を鉄道会社に要望するなど、誰もが安心して利用できる駅の整備を促進します。

### （2）新交通の検討

東武東上線森林公園駅から熊谷・群馬県太田方面を結び、町の南北を縦断する新交通について、近隣市町村との連携を図りながら検討します。

### （3）デマンド型交通の適正な運行の推進

東武東上線森林公園駅やつきのわ駅、町内商業施設、医療機関へのアクセスをさらに容易にするために導入したデマンド交通の適正な運行に努め、さらなる交通弱者の利便性の向上を図ります。



デマンド交通「ターナちゃん」

### 3-4-3 上水道の整備

計画的な施設の更新と水道事業による健全な経営を推進し、計画的かつ安定的な水の供給を継続します。また、水道施設の災害対策を推進し、災害時にも安全な水の供給に努めます。

#### (1) 安定的給水量確保

人口の増加に対応するため、計画給水人口と一日最大給水量の拡大を図る第4期拡張事業を推進します。また、住民が安心して利用できるよう、水質管理を徹底し、安全・安心な水道水の供給に努めます。

#### (2) 応急給水施設の整備

災害や事故などによる配水管の破裂等に備え、断水を最小限にとどめるため、配水管と配水管を連結するバイパス管の整備を推進します。また、応急給水施設を災害時等に使用できるよう維持管理を行います。

#### (3) 耐震化対策の推進

地震対策として、老朽管の敷設替えや配水管の新設工事については、耐震化・耐蝕化を進めます。

#### (4) 漏水対策の推進

補修管材の備蓄など漏水への早期対応ができる体制の強化を図るとともに、老朽管更新計画に基づき、計画的な更新を行い、漏水の未然防止に努めます。

また、民有地に埋設されている給水管については、道路改良時等を利用して道路敷への敷設替えを進め、漏水防止を図ります。

#### (5) 効率的供給の推進

企業会計としての経済性を維持し、「滑川町水道事業アセットマネジメント\*（資産管理）」、「滑川町水道事業ビジョン」、「滑川町水道事業基本計画」、「滑川町水道事業経営戦略」に基づき、効率的な事業運営に努めます。

#### (6) 水道広域化の推進

滑川町が所属する、埼玉県第6ブロック水道広域化検討部会の運営については、県を中心に検討を行います。



上水道施設



定期的な水質検査

### 3-4-4 汚水処理の推進と維持管理体制の充実

「滑川町生活排水処理基本計画」に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業を推進し、計画的かつ安定的な汚水処理整備の推進を図ります。また、経営戦略に基づき、安定した事業運営に努めます。

#### (1) 流域関連公共下水道の推進

「滑川町生活排水処理基本計画」に基づき、事業認可計画区域の下水道整備を継続して推進し、適正で計画的な整備に努めます。また、予防保全的管理を計画的に行い、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化に努めます。

#### (2) 農業集落排水事業の推進

農業振興地域の生活環境の改善・向上と水質の保全を図るため、経年的な劣化が散見される処理施設の計画的な機能強化に努めます。

#### (3) 浄化槽市町村整備推進事業の推進

生活環境の保全を図るため、浄化槽事業を推進し、くみ取り便槽や単独処理浄化槽からの転換を促進します。また既存の合併処理浄化槽についても、保守点検、清掃、法定検査等の維持管理についての啓発を実施します。

#### (4) 下水道事業等の運営の安定化

「滑川町下水道事業経営戦略」に基づき、経営状況を明確に把握し、経営分析を通じて適切・効率的な事業選択により公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業の運営の安定化に努めます。

### 3-4-5 情報通信基盤の充実

情報通信基盤の充実については、町民ニーズに対応した情報ネットワークの形成を図るため、通信基盤の整備を促進します。また、より安全で効率的な公共機関相互の情報連絡体制の強化に努めます。

#### (1) 通信基盤の整備促進

公衆無線LANなど、町内の情報インフラ整備を充実させ、デジタル社会の実現に向けた住民サービスの向上を推進します。

#### (2) 外部機関とのネットワーク整備

国や県及び市町村との情報共有・連携を強化するため、総合行政ネットワーク「LGWAN」を活用し、安全かつ効率的な通信環境を推進します。また、ネットワーク分離を行うことで、情報セキュリティ対策を強化します。埼玉県町村情報システム共同化事業において、総合行政システムの経費削減と、行政情報のセキュリティ体制の一層の強化を推進します。あわせて、国が示す「自治体情報システム標準化」に対応し、ガバメントクラウドへ段階的な移行を推進します。

## 【 現状と課題 】

- 市野川以南は、主に森林公園駅南地区、月輪地区の土地区画整理事業により整備された宅地を中心に住宅地が形成されてきました。現状の土地区画整理地区内の宅地化は、ほぼ完了している状態です。居住環境については、地区計画制度の運用等により、適切な住環境の誘導を図っています。
- 市野川以北は、主に農地が広がり、住宅が点在する既存集落地が形成されています。豊かな田園環境と調和した住環境が維持されています。
- 主として農作業用に利用する水路・ため池の機能性及び安全性の確保に取り組んでいます。ため池については、県と連携し、耐震調査、豪雨点検、劣化状況評価の調査を実施し、必要に応じて改修工事を進めています。
- 各地区に設置されている公園や広場に関して、地区との管理委託契約を積極的に推進しています。地域住民自身が公園の管理に携わることで、地域交流の場としての利用促進を図っています。



土地区画整理事業が完了しており、住環境の質の向上を図ることで、住み続けたいまちづくりを推進していく必要があります。そのためにも、親水空間、ため池、公園・緑地などの地域資源を活用し、良好な住環境の充実を図っていくことが重要です。

## 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
防災重点農業用ため池の改修	豪雨点検調査、耐震診断調査、劣化状況調査をクリアできるように改修します。	1箇所	12箇所
地域住民が管理する公園数	地域住民自らが公園の管理に参加し愛着をもつことにより、質の高い公共空間の維持を目標とします。	18箇所 (老人と子どものふれあい広場)	18箇所

## 【 方向性と取組 】

### 3-5-1 住みよい住居環境づくり

町民の多様なニーズに即した良質な住居環境を促進するとともに、良質な住宅の供給を進め、住みたいまちとしての魅力向上を図ります。

#### (1) 居住環境の整備

人口増加による町の活力向上に向け、良質な宅地供給の促進と有効な土地利用の推進を図ります。特に、土地区画整理事業が完了し都市基盤が整備された住宅地においては、地区計画制度による地区の特性を生かした良好な居住環境の形成及び保持の誘導を図り、生活環境の整った快適なまちづくりを促進します。

#### (2) 住みよい住環境のPR

良好な居住環境の町、生活インフラの整った町、災害の少ない町、という本町の魅力をPRし、移住人口の増加につなげます。

#### (3) 空き家対策

空き家実態調査により、町内の空き家の実態把握に努め、予防対策を検討します。また、適切な管理が行われておらず、防災、安全、衛生、景観等、地域住民の居住環境に深刻な影響を及ぼす空き家については、所有者等に対し、除却、修繕等の必要な措置を促すなど、適切な対応方策について検討します。

### 3-5-2 河川・水路・ため池の整備及び管理

豪雨や台風等による浸水や冠水などの水害を防ぐため、河川の改修を促進するなど河川・水路の的確な維持管理に努めます。また、環境に配慮した川づくりを心がけ、豊かな親水空間の維持管理を継続します。

#### (1) 親水空間等の整備

市野川は、県が事業主体となり、水辺空間整備事業が実施されており、今後も、県や関係機関、地域と連携し、町民が親しみやすい水辺空間の保全と活用に努めます。また、河川改修の促進について県へ要望します。

#### (2) ため池の整備

農業用水の確保のため、ため池の改修を計画的に進め、堤体決壊の防止に努めます。

#### (3) 排水路の整備

豪雨や台風等による水害対策として、排水路の改修、維持管理を実施し、排水機能の維持・向上に努めます。

#### (4) 河川・水路の水質情報の管理

河川や農業用水など公共用水域の水質保全及び、水質汚濁等発生状況の監視に努めます。

### 3-5-3 公園の整備と維持管理

地域住民の憩いの場、コミュニティ活動の場として親しみやすい公園の適切な維持管理を進めます。また、地域住民が交流を深める場として、公園・広場を活用します。

#### (1) 公園施設の整備・充実

日常生活において憩いや潤いを実感でき、町民のコミュニケーションの場となる身近な公園等の施設について、現在の整備状況や町民ニーズを踏まえつつ、適切な維持管理を実施し、施設の整備・充実に努めます。

#### (2) その他広場等の整備

山林や丘陵地によって構成される豊かな自然環境を保全・活用しながら、その適正な保全を図ります。また、地域住民が自ら維持管理を行いながら交流を深める場として、老人と子どものふれあい広場の管理を継続して実施します。

#### (3) 住民参加による公園・広場等の維持管理

地域住民が集い交流を深める公園・広場等を、住民自らが清掃や管理をすることにより、ボランティア精神や自治意識が醸成されるよう支援します。

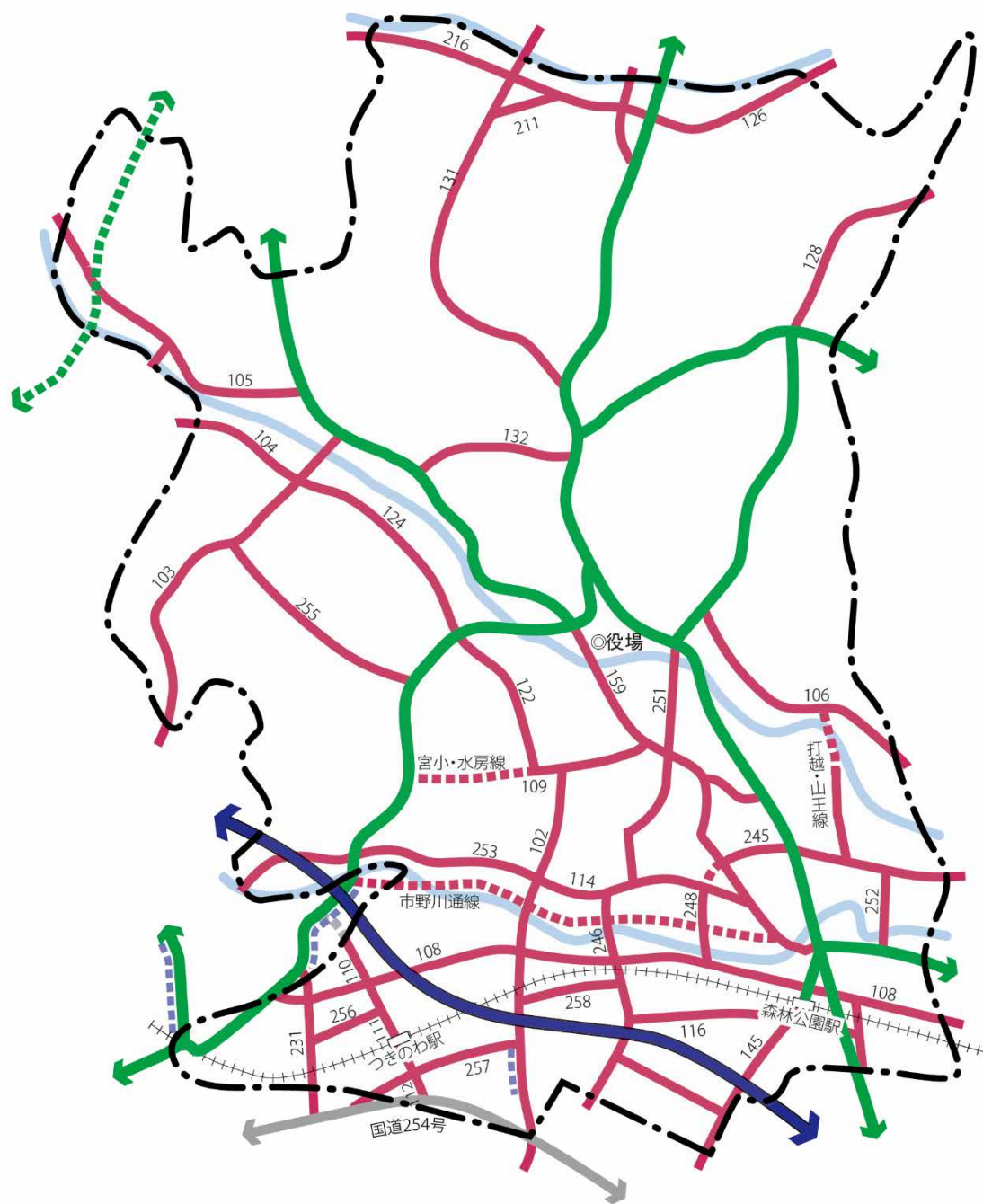


ため池の環境整備



運動公園西側の遊具公園

# 道路計画図



凡例

	関越自動車道		都市計画道路
	国道254号		町道幹線
	県道		町道幹線整備計画区間
	県道整備要望区間		歩道整備区間 (町道幹線)
	県道歩道整備要望区間		
	河川		
	鉄道		

令和7年10月時点

総論								
基本構想								
前期基本計画								
<table border="0"> <tr> <td>施策の大綱と</td> <td>重点施策</td> </tr> <tr> <td>第1章</td> <td>第2章</td> </tr> <tr> <td>第3章</td> <td>第4章</td> </tr> <tr> <td>第5章</td> <td>資料編</td> </tr> </table>	施策の大綱と	重点施策	第1章	第2章	第3章	第4章	第5章	資料編
施策の大綱と	重点施策							
第1章	第2章							
第3章	第4章							
第5章	資料編							





## 第4章

# 特性を生かした活力ある産業のまちづくり

(産業経済)

### 【 K G I \*(重要目標達成指標) 】

指標値	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
農業産出額	10.3 億円 (R5)	11 億円
市町村内総生産額 1年間にその市町村内で新たに生み出された価値(付加価値)の合計額	873 億円 (R4)	1,000 億円
年間観光入込客数 (武蔵丘陵森林公園、滑川農産物直売所、おおむらさきゴルフ倶楽部、高根カントリー倶楽部、グランピング&テルマー湯、伊古の里農家レストラン)	104 万人	120 万人

## 4-1

# 滑川らしさを生かした持続可能な農業の振興

### 【 現状と課題 】

- 長年の利用により農業水利施設の老朽化が進行するとともに、近年頻発する自然災害により、保全・更新が必要になっています。また、農業従事者の高齢化により、身体的負担のかかる農作業を続けることが困難になり、遊休農地が増加する傾向にあります。そして、有害鳥獣による農作物被害の増加も、耕作を続けられない要因の一つとなっています。
- 本町の農業経営は個人経営主が中心となっており、高齢化の進行も相まって後継者問題に直面しています。
- 比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システムが日本農業遺産に認定され、谷津田米(彩のきずな等)をブランド米としてマーケティングに取り組み、収益性の向上を図っています。また、地産地消\*を推進し、持続可能な農業の実現に取り組んでいます。



効率的で生産的な農業経営を実現するため、基盤整備や担い手の確保が求められます。また、谷津田米というブランドや特産品など、滑川らしさを生かした持続可能な農業の実現に取り組んでいく必要があります。

### 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
遊休農地面積	遊休農地の新規発生の増加を抑制するとともに解消を図ります。	113ha	110.5ha
担い手への集積面積	担い手農家が規模拡大を行いつつ効率的な経営を実現できるよう、農地面積の集積・集約を進めます。	211.4ha	299.4ha
捕獲従事者	有害鳥獣対策の充実を図るため、研修会等によって捕獲する人材の増員を目指します。	44人	70人
被害農家数	有害鳥獣による農作物被害農家の減少を目指します。	30農家/年	15農家/年
新規就農者(年間)	地域農業の継続的な発展に寄与する、新規就農者の確保を図ります。	1人/年	2人/年
農産物直売所 売り上げ高	収穫した農産物や6次産業化により開発した特産品の販売の拡大を目指します。	17,748万円	20,000万円
販売額100万円以上の経営体数	地域農業の継続的な発展により、安心して生活できる農業経営体の拡大を目指します。	45経営体	50経営体

## 【 方向性と取組 】

### 4-1-1 基盤整備と農地利用等の最適化

農作業の効率化と規模拡大を図るため、遊休農地の活用に取り組むことで農地の流動化を図り、効率の良い農地の利用を促進します。また、野生鳥獣による農作物被害を減らすため、総合的かつ効果的な被害防止施策を実施します。

#### (1) 生産基盤の整備

営農の効率化と農地の有効利用を図るため、耕地の集団化などのほ場整備に取り組むとともに、事業完了後の事業団体の支援に取り組みます。未整備地区については、国や県の補助制度等の情報収集に努め、調査研究していきます。また、老朽化した農業用施設等は土地改良施設維持管理適正化事業等を活用し地元と相談しながら修繕を進めます。

さらに、地元農業団体を支援することで地域の共同活動により農地・水路・農道等の適切な保全管理に取り組みます。

#### (2) 農地等の利用の最適化の推進

担い手への農地利用の集積・集約化及び遊休農地の発生防止・解消・有効利用、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進を図ります。

農業経営基盤強化促進法に基づき、農地中間管理事業を活用した農用地利用集積等促進計画を推進するとともに、関連団体と協力し、地域における効率の良い農地利用を目指していくため地域計画の作成（見直し）を進めます。

#### (3) 有害鳥獣捕獲事業の推進

有害鳥獣（アライグマ、ハクビシン、イノシシ等）による農作物被害を抑制するため、研修会等により捕獲従事者の確保に努めるとともに、関係団体と連携し、捕獲・駆除に取り組めます。

### 4-1-2 担い手の育成

将来の農業に希望をもてるように、経営の法人化とスマート農業を推進することで農業経営の安定化・合理化を図るとともに、農業後継者・新規就農者の育成を図ることで、将来にわたり農業経営の継続・拡大に努めます。

#### (1) 農業経営の安定化・合理化の支援

認定農業者\*等への農地利用の集積に取り組むとともに、認定農業者\*協議会を通じて研修会や滑川まつりでの農産物販売会を開催し、認定農業者\*同士の交流の機会を創出します。

また、継続的、発展的な農業構造を確立していくため、農業法人や町内の農地を有効に運用する集落営農組織の設立、農地中間管理機構と連携した経営規模の拡大、農作業の受託や貸農園業務の導入等により経営の安定化・合理化を図ります。さらに、スマート化・ICT・ロボット等の先端技術（スマート農業）の効果的な普及を図るため、ノウハウや補助制度の情報提供に取り組めます。

## (2) 後継者・新規就農者の育成

若年の農業後継者・新規就農者に対して各種研修の機会や後継者同士の交流活動の機会を提供するとともに、営農推進支援員等と連携し農業に意欲的に取り組める環境整備等の支援を行います。

また、教育委員会と連携し「みどりの学校ファーム」事業を推進し、小・中学生の農業体験の新たな機会を創出することで、次世代の後継者の確保に向けて農業のイメージ向上を図ります。

## (3) 生きがい農業の促進

定年を機に本格的に農業に取り組む高齢者や、農産物直売所で農作物を販売している高齢者の自立など、農業に携わる高齢者への支援制度を検討します。

### 4-1-3 消費者ニーズに対応した農産物づくり

「谷津田米」や減農薬果樹・野菜などの地元農産物のブランド化、特産物の開発を促進しながら、本町の農産物の品質向上とイメージアップを図ります。

#### (1) 農産物のブランド力の向上

「日本農業遺産」に認定された比企丘陵地域で栽培された滑川町産の米を「谷津田米」としてブランド化を図り、従来の作付け品種とともに新規の品種導入を促進します。また、米関連商品の開発を検討します。

あわせて、埼玉県認証特別栽培農産物\*や埼玉県S-GAPを取得した安全・安心なお米であることを広く発信し、認知度の向上とイメージアップに努めます。

#### (2) 6次産業化の推進

遊休農地に作付けする果樹として栗（品種名ぼろたん）や柿の栽培を奨励するとともに、農業関連団体などの活動を促進し、農産物加工品開発を支援します。また、農産物直売所での販売をはじめとして農家レストランや地域内飲食店等での提供や飲食イベントの開催などにより地元食材を積極的に活用します。

このような、生産から加工、販売までを一体的に行う農業の6次産業化や地産地消\*を推進することで、農産物の高付加価値化を図ります。

#### (3) 環境にやさしい農業の育成

本町の農産物の品質向上とイメージアップを図るため、減農薬・有機堆肥を利用したこだわり野菜づくりを促進するとともに、農家を対象とした栽培講習会や現地検討会を開催し、減農薬・有機栽培農家の増加に努めます。また、直売所への補助金により、直売所組合員に対し堆肥等有機肥料等の割引購入を支援していきます。

農薬散布時における近隣の農地への農薬の飛散を防ぐため、防止対策についてパンフレット等を利用して啓発に努めます。

## 【 現状と課題 】

- 本町南部と東松山市にまたがる東松山工業団地には約 40 社の企業が立地しており、安定した雇用と税収の確保に寄与しています。しかし、敷地不足により、これ以上新たな企業の進出は困難な状況です。
- 町内では、コロナ禍を経た消費の減少や後継者不足の影響により、個店の減少が進んでいます。そのため、町は、商工会と連携し事業者の経営基盤の安定化に取り組んでいます。
- 本町では、町外へ通勤する町民が多くなっています。そのため、町内においても安定した雇用の場の創出が求められています。町に住む人が住み続けられるよう、関係機関と連携し、雇用の確保や働きやすい労働環境の実現に取り組んでいます。



活力あるまちを実現するためには、町内事業者の経営の安定化に向けて様々な支援に取り組む必要があります。また、未利用地等を活用し、企業誘致などによる新たな雇用を創出することも重要です。

## 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
中小企業近代化資金貸付件数	町内で事業を営む中小企業者に対し、経済的支援策の充実を目標とします。	0件/年	5件/年
店舗の増加	町内の商業環境の充実に努めながら、新規の店舗数の増加を目標とします。	4件/年	5件/年
従業員一人当たり出荷額	製造品出荷額等及び従業員一人当たり出荷額等の拡大を目指します。	4,332万円	4,500万円
就職セミナー参加者数	就職活動の支援に努め、雇用拡大を目指します。	未実施 (県、ハローワークと共同で比企広域で就職相談会を実施した)	45人

## 【 方向性と取組 】

### 4-2-1 企業誘致の推進

恵まれた道路交通体系などの地理的利点を生かし、企業誘致に向けた環境整備と優遇制度の充実を図るとともに積極的な誘致活動を促進します。

#### (1) 企業誘致の推進

企業立地を促進するための体制を整備するとともに、様々な機会を通じた情報発信など、関越自動車道に近接する立地条件を最大限に生かした積極的な誘致活動により、町内の遊休未利用地への企業誘致を促進します。また、民間活力による土地の有効活用の可能性を把握するための調査の実施についても検討を進めます。

さらに、各種企業立地促進のための優遇制度を活用し、優良企業の進出・安定就労の確保に向けた支援及び施策の充実に努めます。

#### (2) 商業施設の誘致促進

高速道路、鉄道が交差する広域的な交通環境の特性を生かし、新たな商業施設の立地誘導を法的な規制等を勘案しながら進めます。

### 4-2-2 町内事業者の事業環境の充実・支援

経営発達支援計画に基づき、新たな事業の創出や創業・継業に取り組む町内事業者等に対する支援の充実に努めるとともに、持続的に経営できる経営基盤の整備や町内での雇用拡大を支援し、誰もが働きやすい労働環境の整備に努めます。

#### (1) 経営基盤の安定化

商工業振興資金制度をはじめとする各種融資制度を有効に活用できるよう相談・指導の充実を図り、経営・設備の合理化や近代化に伴う資金面の支援を行います。

#### (2) 経営や事業継承の支援

商工会と連携し講演会や研修会の開催などとともに、技術相談や承継相談といった伴走型の支援により町内事業者が安心して暮らせる環境を整備します。

#### (3) 新事業の創出や創業の支援

新規創業や新規事業化、新製品・新技術開発、人材育成に関する国・県などの各種支援制度についての積極的な情報提供を図ります。

創業者や新事業展開を検討している方向けに、創業塾やセミナーを開催し、新たなにぎわいの創出を図ります。

#### (4) 雇用の確保と就業環境の整備

ハローワークをはじめとする関係機関と連携し求職者に向けた就職情報の提供及び就職セミナー、企業合同説明会の開催等の就職支援による雇用の拡大に努めます。

また、町内事業所における女性や高齢者などの継続雇用や再就職を促進するとともに、誰もが就業しやすい職場環境の形成を要請します。また、障害者の雇用促進に対する国の優遇制度を積極的に活用し関係機関と連携し、事業者への理解促進と啓発活動を行うことで障害者の雇用を後押しします。



東松山工業団地



なめがわ森林モール

## 4-3

# 観光の振興と地域間交流

### 【 現状と課題 】

- 本町では、国営武蔵丘陵森林公園を中心に、町外から多くの観光客が訪れています。その他、エコミュージアムセンターやゴルフ場、約 200 個のため池など、滑川の豊かな自然を生かした観光資源があります。
- 本町の魅力を効果的に伝えるため、谷津の里や伊古の里等と連携し農業体験などの体験型イベントや都市農村交流事業、キャンプ場などの宿泊ができる施設の整備などの観光事業に取り組んでいます。
- 本町では、滑川まつりなどの地域に親しまれたイベントが開催され、地域の連帯感や協力意識が育まれています。また、町制施行 40 周年を迎えた令和 6（2024）年度には、官民が連携し様々なイベント・情報発信に取り組みました。効果的な観光の振興を図るため、行政だけでなく地域や観光協会などの多様な関連団体との連携が求められています。



豊かな自然や居住環境等の町が有する魅力を最大限生かすため、情報発信の強化と認知度の向上に取り組むことが必要です。また、谷津の里や伊古の里と連携した体験型プログラムや地域間交流を促進し集客力と滞在性の向上を図ることが重要です。

### 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和 6 年度)	将来値 (令和 12 年度)
観光協会ホームページのアクセス数	滑川町観光協会ホームページによる観光情報・各種イベントの提供を進め、町の観光に関する認知度アップを目標とします。	21,469 件	30,000 件
農村交流の参加者数	里づくり事業による農村交流に参加した交流人口の拡大を目指します。	1,804 人/年	4,500 人/年



## 【 方向性と取組 】

### 4-3-1 観光の振興

豊かな田園環境を生かしたイベントの開催や観光資源の整備を進めるとともに、周遊型観光を促進するネットワーク化に向けて各種情報発信の充実に努めます。

#### (1) 周遊型観光の促進

国営武蔵丘陵森林公園を中心とした周辺の農業体験、歴史文化施設、温泉などを組み合わせ、テーマ性のある周遊コースの開発や散策路の整備を行います。さらに近隣市町村との連携を強化し、広域での観光ルートの設定や周遊促進を図ります。

#### (2) イベントの活用

「滑川まつり」や「さくらまつり」等のイベント開催により、町内の消費を促し、地域経済に貢献します。また、春の桜、夏まつり、秋の紅葉、冬のイルミネーションなど、四季折々の魅力を最大限に引き出すイベントやコンテンツの情報を観光協会と連携して発信し、年間を通じて町内外からの集客を図ります。

#### (3) 観光宣伝の推進

滑川町観光協会及び国営武蔵丘陵森林公園や町内関係機関と連携しながら、来訪者に向けたガイドマップ等の配布やタイアップ事業を進めるほか、観光大使を活用し、町内の観光及び各種イベントについてのPRを行っていきます。

#### (4) 広域連携による地域の活性化

比企地域の観光資源を生かした広域的な観光ネットワークづくりやウォーキングの祭典「日本スリーデーマーチ」等の各種イベントの開催、比企地域の特性や資源を生かした産業や観光の振興、地域のブランド化、情報発信などについて、近隣市町村などと連携して取り組みます。

### 4-3-2 田園環境を生かした都市農村交流の推進

体験活動などの豊かな自然や農業にふれる機会の拡充を図りながら、豊かな田園環境と共生したまちづくりをきっかけとした都市農村交流を推進します。

#### (1) 体験活動を通じた交流の促進

里づくり事業（谷津の里・伊古の里・菅田の里・ぶんやまの里）の取組等と連携しながら、都市住民に対して農業体験、収穫体験、加工体験などを盛り込んだ農泊\*やグリーンツーリズム等の滞在型観光を推進します。

また、観光農園の収穫体験機会等への参加を促すため、「滑川町ガイドマップ」や谷津の里、伊古の里のホームページ等を利用したPR活動を推進します。

## (2) 農村景観整備の推進

「谷津の里」「伊古の里」「菅田の里」「ぶんやまの里」の里づくり事業と連動し、周辺地区に対して、景観植物の栽培の促進を図ります。

## (3) 観光施設利用による交流の推進

国営武蔵丘陵森林公園やゴルフ場などが立地する豊かな自然環境を生かした観光を推進していくため、里づくり事業と連携しながら、町内の観光資源のさらなる魅力づくりに取り組みます。また、町内の宿泊施設、飲食店、体験施設、商店など多様な事業者との連携を強化し、協働により観光交流の促進を図ります。



滑川まつり



さくらまつり



森林公園 夏まつり・納涼盆踊大会



二ノ宮山展望塔



伊古の里フィッシングパーク

## 第5章

# 町民との協働による自立可能なまちづくり

(行財政・コミュニティ)

### 【 K G I \*(重要目標達成指標) 】

指標値	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
区長による地元要望の実現率	45.7%	60.0%
実質公債費比率 地方公共団体の実質的な公債費が、標準財政規模を基本とした額に対してどの程度の割合を占めているかを示すもの。財政の資金繰りの程度を示す指標。	7.2%	12.2%以下
将来負担比率 地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対してどの程度の割合を占めているかを示すもの。将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。	8.2%	50.0%以下

## 5-1

# 地域コミュニティの形成とまちづくりの担い手育成

### 【 現状と課題 】

- 本町では、町内に 29 箇所ある地域集会所を拠点として、住みよい地域社会の実現に向けた地域の自主的・主体的なコミュニティ活動が運営されています。地域集会所は、地元管理により運営されており、地域の交流拠点としての有効活用が期待されています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに、これまで継承されてきた地域住民が集い交流する機会が減少しています。これにより、地域住民同士の顔の見える関係が希薄化しつつあります。また、地域の担い手の高齢化や町外に通勤する人の増加、企業の定年延長などにより、地域の活動に参加できる人が減少したことや、限定化したことも関係の希薄化の要因の一つとなっています。



町民が自主的に参加できる活動や交流の機会を充実させる支援体制を整えるとともに、活動の拠点となるコミュニティ施設の整備を支援します。また、世代や地域を超えた協働の仕組みを整え、多様な町民が参画できる環境を整備することも必要です。

### 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和 6 年度)	将来値 (令和 12 年度)
地域集会所整備補助金申請数	集会所を整備する補助金の適切な利用を進め、既存の地域集会所の活用を図ります。	4 件/年	4 件/年
シラコバト賞の受賞者	シラコバト賞の受賞者を継続して推薦していくことで地域づくりの担い手としての行動を促進します。	2 人 (団体) /年	2 人 (団体) /年

## 【 方向性と取組 】

### 5-1-1 コミュニティ施設の活用と整備

地域のコミュニティ活動の拠点となる交流施設の整備・活用を推進します。

#### (1) 地域交流施設の整備

こどもや若者から高齢者まで多世代が利用しやすい、新たなコミュニティ施設の建設を推進します。

#### (2) 地域集会所の活用と整備への支援

地域のコミュニティ活動が円滑に行われるよう、活動の拠点となる地域集会所の建設や修繕など施設の整備に対し支援を行っていきます。さらに、子育て支援や高齢者福祉など様々な分野における活動の拠点として、地域集会所をはじめとするコミュニティ施設を有効に利活用します。

### 5-1-2 コミュニティ活動の促進

情報収集や情報提供、各種顕彰事業を活用し、地域のコミュニティ活動を支援するとともに、活動の活性化や参加しやすい環境づくりに努めます。

#### (1) 自主活動の促進

地域コミュニティ活動を全町民に広げていくため、地域づくりの担い手として貢献された方を埼玉県シラコバト賞等に推薦し表彰することにより、個々のさらなるコミュニティ活動意識の醸成と活動内容の拡大の促進を支援します。

#### (2) 彩の国コミュニティ協議会との連携

彩の国コミュニティ協議会と連携し、滑川町コミュニティづくり運動推進協議会を支援することで、住民の自治と連帯意識を高め、地域におけるコミュニティ活動を推進し、コミュニティ活動に参加しやすい環境を整えます。



花いっぱい運動（小学校）



花いっぱい運動（中学校）

## 5-2

# 住民と行政の情報の共有化の推進

### 【 現状と課題 】

- 町政情報を広く町民に発信するための広報活動として、広報なめがわなどの広報紙の発行とともに、公式LINEの運営といったデジタルによる情報発信にも積極的に取り組んでいます。本町の公式LINEは、登録者2,000人に達しています（令和7(2025)年9月時点）。
- 広聴活動としては、ホームページを活用した町政への意見・提言や行政懇談会の開催、パブリックコメントの実施などにより、町民の声を広く収集しています。
- 生活スタイルが多様化する中、様々な課題に適切に対応するためには、行政からの働きかけだけでなく、町民が町政に積極的に参加することが必要不可欠となっています。本町においても、各種計画策定などにおいて町民の意見や意向を的確に把握するために、住民意識調査の実施や各種審議会等への委員の公募に取り組んでいます。



広報・広聴活動の充実や情報の分かりやすさの確保、さらに住民が意見をだしやすい参加機会の整備が必要です。特に、広報手段の偏りや参加者層の固定化、意見反映の透明性不足を解消していくことが重要な視点となります。

### 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
ご意見メール受信件数	ご意見メールの受信件数の拡大を目指します。 (広告メール等を除く)	116 件/年	150 件/年 (平均)
ホームページ閲覧件数	ホームページアクセス件数の拡大を目指します。 (アクセスカウンターによる)	344,132 件/年	400,000 件/年 (平均)
広報なめがわ発行部数	町政を広く知ってもらうために広報紙の発行部数を増やします。	5,900 部/月	6,200 部/月
LINEの友だち登録者数	多くの方に町の情報を届けられるように登録者数の増加を目指します。	1,761 人	3,100 人

## 【 方向性と取組 】

### 5-2-1 広報・広聴活動の充実

町民に対する情報の提供機会を充実させるため、広報紙の発行や町のホームページを活用した迅速な情報提供、電子媒体の活用などによる情報・資料の効率的な記録・保存に努めます。また、町長室のオープン化やホームページでの意見聴取、行政懇談会など広聴活動の充実に努めます。

#### (1) 広報媒体の発行

町民が町政を知る重要な媒体として、「広報なめがわ」を毎月発行するとともに、町民のニーズに即した、読みやすい広報紙となるよう内容の充実に努めます。

また、町内外に町の概要や魅力を発信するため、歴史・文化、地勢、住民サービスなど多彩な情報を写真やイラストで紹介する町勢要覧を定期的に発行します。

#### (2) インターネットの活用

町のホームページやSNS等を活用し、町の概要をはじめ公共施設の案内や生活情報、行政情報、防災情報などを広く町民に周知します。

また、インターネットの即時性を生かし、SNS等で随時内容の更新を行い、常に最新の情報を発信できるように努めます。

#### (3) 電子媒体の活用

町政の内容全般、町民の生活の様子や社会の情勢を反映する記録を長期間保存し、行政及び町民が有効に活用できるよう行政資料のデジタル化を検討します。

#### (4) 広聴活動の充実

町民の声を広く聴取するため、町ホームページにおいて問い合わせを受け付けるとともに、町長室のオープン化による意見聴取、行政懇談会を開催するなど、随時町民の意見を受け付けます。さらに、より多くの町民の声を聴取するための機会を様々な分野で提供できるように検討していきます。

### 5-2-2 住民参加機会の拡充

町民のまちづくりに対する意識の高揚を図るため、意識調査の実施や審議会等への参加を促進します。

#### (1) 住民参加機会の拡充

開かれたまちづくりを推進するため、各種計画の策定にあたっては、町民の意識調査を行うとともに、政策決定過程における住民参加として、各種審議会等の委員について、一般公募枠を設け町民より委員を選出します。

また、こども政策を総合的に推進するため、こどもの意見を表明する機会を確保し、施策に反映できる仕組みづくりに努めます。

## 【 現状と課題 】

- 令和4（2022）年3月に「第3次滑川町パートナーシッププラン」を策定し、あらゆる分野において、男女の枠にとらわれず積極的に参画していく社会の実現に向けて取り組んでいます。
- 令和8（2026）年3月に「第2次滑川町人権施策基本方針」・「滑川町人権施策前期実施計画」を策定し、差別のない明るい社会の実現に向けて、人権意識の高揚及び人権についての正しい理解を深め、様々な人権問題の解決を図るべく取り組んでいます。
- 技能実習・特定技能、留学、国際結婚などにより、地域社会に定住する外国人が年々増加しています。言語・文化・生活習慣が異なることにより生じる様々な課題を解決するため、本町においても異文化交流の促進に向けた国際理解教育を推進するとともに、外国語表示を推進するなどの定住外国人への支援に取り組んでいます。
- 本町では、平成27（2015）年12月に「滑川町非核平和都市宣言」を掲げるとともに、戦争と平和に関する展示などを毎年継続的に実施し、平和の尊さを学び、平和に対する意識の啓発活動に取り組んでいます。



男女共同参画の推進や差別・偏見の解消に加え、多文化共生\*の視点を取り入れ、性別・国籍・文化・背景にかかわらず誰もが平等に参画・活躍できる環境を整備することが必要です。

## 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
女性委員の割合	町審議会等における女性委員の割合の増加を目指します。	23.4%	35.0%
ワンナイトステイ*登録世帯数	国際交流基金で実施しているワンナイトステイ*に協力する世帯(ホストファミリー)登録数の拡大を目指します。	5世帯	6世帯
人権教育講演会・研修会の開催数	町で実施している人権教育講演会や研修会の開催数(寿学級も含む)の拡大を目指します。	26回/年	28回/年



## 【 方向性と取組 】

### 5-3-1 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会の実現を目指し、町民への学習・啓発及び研修、相談の機会を提供し、意識啓発を図ります。また、社会の制度や意識のあり方の見直しや仕事と生活の調和を推進することにより、男女が対等に活動できる地域社会を目指します。

#### (1) 男女共同参画の総合的推進

「第3次滑川町パートナーシッププラン前期推進計画」に基づき、男女共同参画社会をさらに着実に推進するため、進捗管理に取り組みます。

#### (2) 男女共同参画意識の醸成

講演会や研修会の機会の提供や啓発パンフレット等を活用した啓発活動、学校教育や社会教育、家庭教育等の機会を通じ、男女共同参画社会への理解の促進を図ります。

さらに、固定的役割分担の解消を図るため、地域に根ざした継続的な取組のもと、社会の制度や意識のあり方の見直しを推進します。

#### (3) 男女平等の社会環境の整備

女性の雇用機会の拡大と、継続して働ける労働環境の確保のため、男女雇用機会均等法や育児・介護休業制度、再雇用制度の啓発に努めます。

また、男女共に仕事と生活を両立できるよう、介護や子育て支援の充実を図ります。

#### (4) 女性の社会参画の促進

政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、審議会等の委員として活躍できる人材の発掘・育成に努めるとともに、女性委員の登用を推進し、これからのまちづくりや政策に女性の意見を積極的に反映させるよう努めます。

また、研修会などの情報提供を行うとともに女性の地域活動への参加を促進します。

### 5-3-2 差別と偏見のない社会づくり

人権意識の高揚を図るため、社会教育及び学校教育をはじめ、あらゆる機会を通じて人権教育・社会啓発事業を推進していくとともに、差別と偏見のない地域社会づくりを目指します。

#### (1) 人権教育・啓発の推進

「第2次滑川町人権施策基本方針」に基づき、「滑川町人権施策前期実施計画」(5か年)の進捗管理を行い、人権施策の推進を図ります。また、滑川町人権教育推進協議会にて研修会や人権啓発物品の作成をし、人権意識の向上に努めます。

## (2) 社会啓発事業の推進

同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がい者・在日外国人等をめぐる人権問題をテーマとした講演会や研修会を開催するとともに、比企郡市主催事業である「人権フェスティバル」や「人権教育研究集会」に参加するとともに、啓発リーフレット、DVD等の啓発資料、啓発物品を活用し町民の人権意識の高揚を促します。

また、人権擁護委員による人権相談、人権啓発などを実施し、地域での人権問題へ対応します。

## (3) 社会教育における人権教育

差別のない明るい社会を目指し、寿学級において人権をテーマとした講話やDVDの視聴を実施するとともに、町民を対象にした講演会・研修会の機会を提供します。また、郡や県で主催される研修会への出席を積極的に促すため、適切な情報提供に努めます。

さらに、町内小・中学校の児童・生徒が書いた人権に関する優秀な作文をまとめ、人権作文集を発行します。

## (4) 学校教育における人権教育

学校における人権教育を推進していくため、教職員を対象とした研修会の実施、町内外で行われる研究会・研修会への参加・派遣等により教職員の資質向上を目指します。

また、児童・生徒の指導としては、道徳の授業の充実を図り、人権感覚育成プログラムや同和教育をはじめとする様々な人権教育を年間指導計画の中に位置づけ、小・中学校との協力体制のもとで、発達段階に合わせ計画的・総合的な教育実践に努めます。

## 5-3-3 多文化共生のまちづくり

国籍や言葉の壁を越え、文化を認め合い、支え合う正しい多文化理解を促進するため、異文化交流を推進するとともに、国際理解教育に努めます。また、定住外国人が暮らしやすい環境づくりを進めます。

### (1) 異文化交流の推進

埼玉県や国際交流基金日本語国際センター、埼玉県国際交流協会と連携し、ワンナイトステイ\*事業などに取り組み、町内の異文化交流を促進し、町民一人一人の国際人としての意識づくりを進めます。

### (2) 定住外国人への支援

外国人が住みやすい環境を整備するため、ホームページの充実やごみ分別収集カレンダー等の配布を行います。役場の窓口をはじめ、公共施設や道路案内板、生活情報等の外国語表示を推進し、外国人にも住みやすいまちづくりを進めます。

### (3) 多文化共生の促進

多文化共生\*に関する情報発信を行い、町民に対し多文化共生\*の理解を深め、意識の啓発を図ります。

## 5-3-4 平和への取組

町民一人一人が戦争の悲惨さと平和の大切さを認識し、戦争のない、核兵器のない、国際平和に貢献する地域社会を創造するために、平和に関する啓発事業を実施します。

### （１）戦争写真パネル展の開催

平和について町民と共に考え、平和を愛する心を育むとともに、関係機関や町民の連携・協力により、平和な社会の構築に取り組みます。また、「戦争と平和を考える」をテーマに、戦争写真パネル等の展示を行い、町民が戦争について考える機会を提供します。

### （２）平和を学ぶ機会の提供

悲惨な戦争の歴史を風化させることなく、平和の尊さを次の世代へ確実に継承していくために、町民一人一人が過去の歴史に学び、平和の意義を深く理解することができるよう、平和啓発事業の一環として、平和に関する講演会、関連施設を見学するピースバスツアー及び若い世代を対象とした平和記念式典等への派遣事業を通じて、平和の大切さを再認識し共有するための機会を提供します。

### （３）非核平和のまちづくりの推進

世界の恒久平和の実現を希求し、非核三原則を堅持する立場から、非核平和のまちづくりを推進するため、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会に加盟し、平和への国際的・国内的な連携を深めながら、非核平和都市宣言の理念の普及と町民一人一人の平和意識のさらなる向上、町民ぐるみの平和事業の推進に取り組みます。



ピースバスツアー



戦争と平和を考えるパネル展

## 5-4

# 満足度の高い行政サービスの提供

### 【 現状と課題 】

- 高度化・多様化する町民ニーズに的確に応えることができるように行政体制を整備するとともに、町民の満足度を高めるための環境整備が必要となります。本町では、町役場の利用満足度を高めるために、ワンフロアサービス\*とともに総合案内窓口の設置に取り組んでいます。
- 本町においても、自治体DX\*を積極的に推進しており、ICTを活用した住民サービスの拡充に取り組んでいます。今後も、さらにオンライン化を進め、町民の利便性向上を目指していくことが求められます。また、これらのICTを効果的に活用するため、各種職員研修や人材の育成、庁内の連携強化を図っていく必要があります。
- 町民が安心して行政サービスを受けられるよう、個人情報の保護、セキュリティの強化に取り組む必要があります。ICT環境に関するハード・ソフト両面からの対策を行うとともに、職員へのセキュリティ研修等により、対策の強化に努める必要があります。



住民ニーズに応じたサービスの充実と、ICTを活用した効率的かつ利便性の高い手続の整備が必要となります。特に、デジタル化による利便性向上とともに、誰もが安心して行政サービスを受けられる体制づくりが重要です。

### 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
eLTAX*の利用率	電子申告を促進し、eLTAX*の利用率の向上を目指します。 (①給与支払報告②法人住民税申告③償却資産申告)	① 71% ② 77% ③ 52%	① 89% ② 96% ③ 65%
情報漏えい事案件数	情報セキュリティの強化による情報漏えい事案の件数ゼロを継続します。	0件	0件

## 【 方向性と取組 】

### 5-4-1 行政サービスの充実

町民にとって、各種手続が、より分かりやすく、より迅速に済むよう、案内図や課局名の表示板を設置するとともにワンフロアサービス\*に引き続き取り組み、町民の視点に立った満足度と利便性の高い行政サービスの提供を図ります。

#### (1) ワンフロアサービスの推進

行政サービスの的確な案内・誘導、各種手続の簡素化や迅速化に努めるなど、来訪する町民の目線に立った庁舎となるようワンフロアサービス\*を引き続き実施します。

#### (2) 窓口サービスの改善・拡充

業務時間外や役所以外の施設における窓口サービスのあり方について検討を進め、可能なものから実践していきます。

#### (3) 総合案内による行政サービスの向上

総合案内を配置し、職員が案内業務を行うことにより、画一的なマニュアル対応ではなく、来庁される町民の目的を把握し、関係部署へスムーズに引き継ぐことができる体制づくりを整えます。

### 5-4-2 ICTを活用した住民サービスの拡充

電子自治体の推進により町の情報資産の電子化に努めるとともに、事務作業の効率化及び経費削減を図ります。また、マイナンバー\*制度の普及に努め、申請や届出の電子化等、住民の利便性を向上させるとともに、個人情報保護等、情報セキュリティの強靱化を図り、住民が安心できる体制づくりを目指します。

#### (1) 行政情報提供システムの充実

総合行政システムの活用により事務事業の効率化を図ります。

また、町の地図情報や道路情報及び埋設物情報等のデータベースの統一利用により、事務作業の効率化と経費削減を図るとともに、埼玉県町村情報システム共同化によるICT-BCP\*初動版（ICT部門における業務継続計画）、滑川町ICT-BCP\*の定期的な見直しを行いながら、災害時における業務の継続を維持します。

さらに、関係機関と連携し、災害や事故、警報などの情報伝達の迅速化と情報の共有化の推進を図ります。

## (2) 電子化による行政手続の利便性の向上

---

コンビニエンスストアでの各種証明書の発行を継続して取り組むとともに、マイナンバー\*カードの活用による自宅PCやスマートフォンからのオンライン申請や届出等について検討を進め、町民生活の利便性向上と業務の効率化を図る行政サービスの提供に努めていきます。また、利用促進に向けた交付申請しやすい体制づくりや個人情報の適切な管理と漏えい防止に努め、適正な保護措置を講じていきます。

また、e L T A X\*の利用率向上を図るとともに費用対効果を踏まえながら、電子申請や電子納付など効果的な方法の推進に努めます。

## (3) 情報セキュリティ対策の徹底

---

情報セキュリティ対策の実効性を高めるとともに、職員の情報セキュリティ意識のさらなる向上のため、体制強化や研修の充実等について、積極的に取り組みます。

また、マイナンバー\*制度やセキュリティ対策の状況を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直しに取り組みます。



役場庁舎ロビー総合案内

## 【 現状と課題 】

- 町民ニーズの多様化に伴い、行政が行う業務も多様化・複雑化しています。それに対応すべく、自治体DX\*の推進による業務効率の向上が求められています。本町においても、ICT等を活用した業務効率化に積極的に取り組んでいます。
- 自律的で持続的な社会を創生するためには、行政課題への計画的な対応が求められます。本町においても、「滑川町人口ビジョン」により人口の長期的な見通しを立てたうえで様々な施策展開の検討に取り組んでいます。
- 町民に信頼される町政運営には、町政に関する情報の透明性を確保するとともに、個人情報も適切に取り扱い個人の権利利益を適切に保護することが求められます。令和5年4月には、個人情報の保護に関する法律という全国的な共通ルールが適用され、本町においても本制度に基づき個人情報の保護に取り組んでいます。
- 高齢化の進行により、福祉や医療などの社会保障費が増加しています。これに伴い、歳出の抑制が難しくなり、将来的な財政負担の増大が見込まれています。また、安定的な財源確保のため、受益者負担\*の適正化、公有財産の有効活用、国・県の補助メニューの活用など、多角的な検討を進める必要があります。



多様化・複雑化した業務に対応するため、業務効率化や組織間の連携強化が必要です。また、中長期的な視点に基づく計画策定や、透明性の高い行政運営が求められます。高齢化の進行による社会保障費の増加等に伴い財政構造の硬直化が進んでいますが、歳入と歳出のバランスのとれた健全な財政運営を推進していく必要があります。

## 【 目標指標 】

指標値	指標の考え方	現況値 (令和6年度)	将来値 (令和12年度)
町税の収納率	収納率の安定的向上を目指します。(町税収納額/町税調定額×100)	現年課税分 99.58% (滞納繰越分 36.41%)	現年課税分 99.60% (滞納繰越分 36.50%)
情報公開請求件数(年間)	自ら積極的な情報提供に努めるとともに、情報公開を一層進め、町政の透明性を高めます。(町政に対する町民からの情報公開請求の件数)	8件	20件
個人情報保護審査件数	適正な個人情報の取り扱いに努め、職員の認識の向上と適切な運用を図ります。(審査請求件数)	0件	5年間 累計0件
民間事業者等との協定締結数(累計)	まちづくりや防災等の分野で協定を締結する民間事業者等の数を拡大します。	48件	60件
経常収支比率	経常的な収入(町税等)に対する経常的な支出(人件費等)の割合の減少を目指します。	91.9%	90.0%以下
標準財政規模に対する基金現在高の割合	標準財政規模に対する財政調整基金*現在高の割合の適正化を図ります。	22.0%	20.0%以上
マイナンバー*カード保有率	電子申請等促進のため、マイナンバー*カード保有率の増加を目指します。(保有枚数/住民基本台帳人口×100)	77.1%	85.0%

## 【 方向性と取組 】

### 5-5-1 効率的な行政運営

効率的な行政運営を実現するため、自治体DX\*を推進するとともに、行政改革と行政組織の合理化、職員の能力の向上、民間活力の活用、権限移譲の推進、広域連携の充実・強化に努めます。また、「滑川町公共施設等総合管理計画」等に基づき、財政運営と連動した公共施設の管理・活用に取り組みます。

#### (1) 自治体DXと業務効率化の推進

適正な文書管理に努めるとともに、電子(デジタル)化などを推進し、適切なデータ管理に努めます。また、AI\*・RPA\*等の革新的ビッグデータ処理技術の活用を検討し、事務手続の電子化・簡素化を進めます。さらに、オンライン申請やキャッシュレス決済等、住民手続のサービス向上と事務作業の効率化を図ります。

様式や情報等の共有化、物品請求書による共通事務用品の適正な在庫管理と一括購入を推進し、事務及び予算の効率化を図ります。



## （2）行政改革の推進と行政組織の合理化

迅速な執行体制と効率的で着実な行政運営を図るため、デジタル技術を活用した行政改革を推進します。

行政組織の合理化を推進していくため、組織機構、事務分掌を適宜見直し、改善の余地がある部分については適正な定員管理や業務の効率化を実施し、他事業との調整を図ることにより行政運営の合理化を行います。

## （3）職員の資質向上

人を育てる職場環境づくりを目指すために、全職員を対象にした研修、業務に応じた個別研修や一部事務組合、公益的法人等への派遣の継続等、職員派遣や市町村間の人事交流を実施し、さらなる充実を図ります。

また、人事管理の基礎として活用するため適正な人事評価を実施し、職員の主体的な職務遂行及び能力開発を促進するとともに、効果的な人材育成の推進等により職員の資質・能力の向上を図ります。

## （4）民間活力の活用

PFI\*や指定管理者制度の導入により、施設の建設や施設管理など事務事業の民間委託を推進します。また、民間事業者や関係機関と協定を締結するなど、防災や住民サービスの向上に寄与するような体制づくりに努めます。

## （5）権限移譲の推進

住民の利便性の向上や地域の活性化のために、庁内体制や予算措置を考慮しつつ、権限移譲の推進を検討します。

## （6）広域連携の充実・強化

日常生活圏を構成する周辺市町村間での役割分担や生活機能の整備などを進め、地域の一体的な発展を図るため、広域連携や合併に関する調査・研究を行います。また、広域的な問題の解決に向けて、国や県、関係自治体との連携・協力の強化に努めます。

## 5-5-2 着実な行政運営

着実な行政運営を図るため、長期的な視野をもった計画を立て、全体を通じた施策の重点化や予算配分を行い、行政課題に的確に対応した施策を展開していきます。

### （1）総合振興計画の策定による計画的行政の運営

「第6次滑川町総合振興計画」に掲げられた将来像達成に向け、必要に応じて部門別の各種計画を策定し、その進行管理を行いながら、課題に対する総合的な調整機能の強化を図り、施策の重点化と総合性・統一性の確保を図ります。

### （2）執行体制の強化と行政評価の実施

「第6次滑川町総合振興計画」の基本構想に基づき、関連計画との整合性を保ちながら、計画的な行政運営に取り組みます。また、前期基本計画を指針とした3か年実施計画を策定し、毎年度の進行管理及び計画のローリングを進めるとともに、進捗状況を公表し計画の透明性に努めます。

### (3) 地方創生への計画的取組

---

「第6次滑川町総合振興計画」と一体的に策定した「第3期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、住みよい環境を確保し、将来にわたって活力あるまちづくりを推進します。地方創生の実現に向けて、人口・経済・地域社会の課題に取り組みます。

### (4) 総合教育会議の設置・運営

---

「総合教育会議」においては、町と教育委員会部局とが共同で運営し、町長と教育委員会が「教育に関する大綱」の策定、教育環境整備や教職員の働き方改革など重点的に講ずべき施策などについて協議・調整し、教育政策の方向性を共有する中で、その執行にあたります。

## 5-5-3 開かれた行政運営

開かれた行政運営を進めるため、情報公開の推進と個人情報の保護に努め、情報公開制度\*や個人情報制度の適正な運用を図ります。

### (1) 情報公開の推進

---

情報公開制度\*による原則公開と併せ、町で取り扱う情報をデータベース化し、行政情報の公開について充実を図ります。町の方針を定める計画や、会議資料については、町のホームページを通じて町民に積極的に公開します。さらに、情報公開制度\*の円滑な運用を図るため職員の研修と町民への周知を行います。

### (2) 個人情報の保護

---

個人の権利利益を保護するため、個人情報保護制度について適正な運用を図ります。  
また、制度の円滑な運用を推進するため、職員の知識習得と町民への周知を行います。

## 5-5-4 財政の健全化

自主財源の確保に努め、事務事業の見直し等により、計画的・効率的な財政運営を行い、より一層の財政の健全化を図ります。また、財政健全化法をもとに健全財政の運営に努めるとともに、新公会計制度\*による財務書類の作成・公表と併せて財政分析を進めます。

### （1）財源の確保

各執行事業について、国や県等の補助制度や交付税算入事業を検討し、積極的に導入・活用していきます。健全な財政支出を図るため、受益者負担\*を原則としたサービスの提供に努めるとともに、既存の公有財産の有効活用や公用の封筒裏面への広告掲載などによる収益拡大や、ふるさと納税制度を推進し、寄附金による財源確保に努めます。また、町税等の支払いについて納税者の利便性向上に努めるとともに適正な課税による税収の確保に取り組めます。

さらに、口座振替やコンビニエンスストアでの町税等の納付、スマートフォンのアプリでの決済等、多様化している税金の支払方法について、その周知に努め、納税者の利便性と費用対効果を勘案しつつ新たな税収の確保策に取り組めます。さらに、他の自治体の先行事例等も参考にしながら、企業誘致や住宅地への定住促進などのほか、歳出抑制策や歳入増加策について多角的に検討を進め、安定的な財源の確保に向けた継続的な取組を行います。

### （2）計画的な財政運営

実施計画の策定や行政評価システムと連動し、計画的・合理的な予算編成作業に努めます。また、中期財政見通しについては、「滑川町公共施設等総合管理計画」（アセットマネジメント\*）と連動するよう策定し、計画に基づく執行を行います。

財政健全化法による健全化判断比率\*等の指数をもとに財政運営のさらなる健全化に努めるとともに、新公会計制度\*による財務書類の作成を行い、財政分析等を進め、財政の健全化を図ります。

### （3）効率的な公共施設の管理運営の推進

受益者負担\*の原則に立ち、受益者と非受益者間の公費負担の公平性、公正性を確保するためにも、公共施設の使用料など、社会情勢を勘案しながら適切な料金の徴収を図ります。

また、公共施設の長寿命化や財政運営と連動しながら管理・活用するため、「滑川町公共施設等総合管理計画」（アセットマネジメント\*）や「滑川町公共施設個別施設計画」に基づき、財政運営と連動した公共施設等の計画的管理に努めます。



# 資料編

---

# 1 基本計画関連データ一覧

## 第1章 誰もが生涯安心して暮らせるまちづくり

### ◆乳幼児医療費、ひとり親家庭等医療費

	乳幼児医療費		ひとり親家庭等医療費	
	対象者数 (人)	支給額 (円)	対象者 (人)	支給額 (円)
令和2年	1,400	15,998,864	115	3,059,537
令和3年	1,402	24,835,081	112	2,902,690
令和4年	1,322	23,753,923	116	3,037,863
令和5年	1,259	25,503,367	117	4,762,352
令和6年	1,046	34,354,821	115	4,841,031

※支給額は、市町村が支給した額のうち県の補助対象分である。

資料:「埼玉統計年鑑」/滑川町 福祉課

### ◆児童福祉施設、放課後児童クラブ

	児童福祉施設			放課後児童クラブ	
	保育所			クラブ数 (箇所)	児童数 (人)
	施設数 (箇所)	定員数 (人)	在所者数 (人)		
令和2年	6	502	551	9	238
令和3年	7	562	589	10	275
令和4年	7	572	602	11	352
令和5年	8	656	623	13	390
令和6年	8	636	637	13	400

※各年の数字は4月1日現在。

資料:滑川町 福祉課

### ◆国民健康保険

	被保険者数 (人)	保険料(税)収納額 (現年度分)(千円)	療養諸費費用額 (千円)
令和2年	3,645	317,228	1,363,397
令和3年	3,514	322,695	1,368,627
令和4年	3,370	319,607	1,262,010
令和5年	3,179	295,268	1,183,661
令和6年	3,035	318,013	1,097,716

※被保険者数は年度末現在。

※療養諸費とは、療養の給付(医療の現物給付で診療費と調剤の合計)と療養費(患者自己負担相当分を除く支給額)の合計。

資料:滑川町 町民保険課

### ◆滑川町内福祉関係ボランティア一覧

番号	名称	活動の概要
1	ひまわりの会	新舞踊・紙芝居・手品・ゲーム・リズム体操等、施設訪問などをして一緒に楽しみます。
2	滑川町赤十字奉仕団	赤十字のボランティア活動を行うグループ。災害時を想定した炊き出しや救護の訓練・町内の施設や保育園でのボランティア活動などを行っています。
3	滑川ちんどん夢一座	舞踊・寸劇・腹話術・フラメンコ・マジック・懐メロ・活動弁上などを披露します。
4	えがお元気クラブ	ちんどん屋さん・手品・腹話術・楽器演奏・バルーンアート・踊り・どじょうすくいなど披露します。
5	スイートピー	大正琴の演奏をしているグループです。大正琴に合わせて一緒に歌うなど、演奏を披露します。
6	琴こでまりの会	大正琴の演奏をしているグループです。演奏を披露します。
7	タナゴ劇団 ちんどんクラブ	ちんどん屋さん・歌や踊りの披露で会場を盛り上げます。
8	オカリナ奏葉	オカリナの演奏をしているグループです。演奏を披露します。
9	サポート滑川（そよ風）	高齢の方を招いての慰安会やカラオケなどを行っています。
10	あっとほーむず	ゲーム・紙芝居・手品・楽器の演奏・脳トレなど、こどもからシニアまで、歌って踊って笑いのある時間を提供しています。
11	チーム森もり	こども食堂や学習支援室などを実施しています。
12	てーたうこ	滑川町周辺のこどもたちや大人がお茶を飲みながらいろんな体験ができるイベントを定期的開催しています。
13	コスモス	地域の美化運動を中心に活動しています。活動を通して地域のつながりづくりや独居高齢者の見守りなど、暮らしやすい環境づくりにつなげます。
14	三味線倶楽部 楓の会	施設慰問で三味線による民謡・歌謡曲・演歌を演奏し、歌や簡単な体操を交えて楽しみます。
15	国営武蔵丘陵森林公園 里山サポータークラブ	森林公園では、山野草・雑木林・環境学習・植物園の各ボランティア活動など、様々な分野で一緒に活動できる方を募集しています。

資料：社会福祉法人 滑川町社会福祉協議会/滑川町 福祉課

### ◆介護保険の状況

	第1号 被保険者数 (人)	要介護 (要支援) 認定者数 (人)	受給者数			保険給付（給付費）		
			居宅介護 (介護予防) サービス (人)	地域密着型 (介護予防) サービス (人)	施設介護 サービス (人)	居宅介護 (介護予防) サービス (千円)	地域密着型 (介護予防) サービス (千円)	施設介護 サービス (千円)
令和2年	4,481	568	3,929	896	1,230	377,102	121,246	316,622
令和3年	4,501	607	4,167	981	1,287	383,079	137,598	341,975
令和4年	4,523	622	4,323	950	1,173	429,688	139,031	313,820
令和5年	4,594	675	4,792	929	1,183	502,293	139,180	321,378
令和6年	4,617	689	4,533	852	1,287	505,697	139,933	355,636

資料：滑川町 高齢介護課

### ◆身体障害者（手帳保持者）数の推移

	総数(人)	肢体(人)	視覚(人)	聴覚(人)	言語(人)	その他(人)
令和2年	494	243	34	45	1	171
令和3年	472	224	33	43	3	169
令和4年	464	222	35	45	4	158
令和5年	474	227	36	45	4	162
令和6年	472	225	38	37	3	169

資料：滑川町 福祉課

## 第2章 豊かな心と文化を育むまちづくり（教育文化）

### ◆幼稚園児数と教員数の推移

	園数 (箇所)	認定員数 (人)	在園者数 (人)	教員数 (人)
令和2年	1	380	231	17
令和3年	1	380	199	15
令和4年	1	380	174	14
令和5年	1	185	137	13
令和6年	1	185	144	12

資料:滑川町 教育委員会

### ◆小・中学校の児童・生徒数及び学級数の推移

	小学校				中学校			
	学校数 (校)	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級当たり 平均児童数 (人)	学校数 (校)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級当たり 平均生徒数 (人)
令和2年	3	48	1,198	25	1	21	590	28
令和3年	3	49	1,200	24	1	21	582	28
令和4年	3	50	1,233	25	1	20	583	29
令和5年	3	52	1,270	24	1	21	588	28
令和6年	3	53	1,276	24	1	22	595	27

資料:埼玉県「学校基本調査報告書」

### ◆高等学校の生徒数及び進学・就職等の推移

	学校数 (校数)	生徒数 (人)	卒業生数 (人)	大学等進学率 (%)	就職率 (%)
令和2年	1	829	271	32.8	22.9
令和3年	1	831	271	35.8	16.2
令和4年	1	809	274	41.6	17.9
令和5年	1	804	267	35.6	18.7
令和6年	1	811	263	36.5	20.2

資料:埼玉県「学校基本調査報告書」

### ◆図書館利用状況

	蔵書数 (冊)	利用登録者数 (人)	延べ利用者数 (人)	貸出冊数 (冊)
令和2年	110,348	12,439	8,704	58,503
令和3年	109,638	12,730	11,342	85,322
令和4年	107,437	13,089	11,197	80,983
令和5年	114,952	13,455	13,694	83,221
令和6年	108,978	13,790	14,468	85,001

資料:滑川町 教育委員会



## ◆公共施設利用状況

	延べ利用者数（人）			
	エコミュージアムセンター （人）	コミュニティセンター （人）	文化スポーツセンター （人）	図書館 （人）
令和2年	2,033	13,910	8,229	8,704
令和3年	2,741	18,596	8,594	11,342
令和4年	3,048	19,024	9,239	11,197
令和5年	6,107	20,523	9,863	13,694
令和6年	5,667	22,014	10,286	14,468

資料：エコミュージアムセンター、文化スポーツセンター、図書館：滑川町 教育委員会  
コミュニティセンター：滑川町 総務政策課

## ◆スポーツ団体の概要

番号	名称
スポーツ協会加盟団体	
1	バレーボール連盟
2	野球連盟
3	ソフトボール協会
4	サッカー協会
5	ソフトテニスクラブ
6	硬式テニスクラブ
7	柔道会
8	剣道連盟
9	ゴルフ連盟
10	ウォーキング協会
11	空手道（全日本・国際）
12	太極拳連盟
スポーツ少年団	
1	滑川野球
2	FCなめがわ
3	滑川町剣道
4	滑川エンジェルス
5	なめがわ陸上クラブ
各種スポーツ団体	
1	陸上競技
2	健康体操
3	バドミントン
4	卓球
5	ソフトバレーボール
6	マレットゴルフ
7	グラウンド・ゴルフ
8	スポーツ吹矢
9	レクリエーション
10	バスケットボール
11	ボッチャ

資料：滑川町 教育委員会

### 第3章 暮らしやすい快適なまちづくり（都市基盤 生活環境）

#### ◆地目別土地面積

（単位：ha）

	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
令和2年	383.9	540.8	397.1	10.2	769.0	2.8	372.8	-
令和3年	374.9	540.4	400.1	10.2	767.7	2.8	375.6	-
令和4年	374.7	534.6	403.7	10.2	760.6	2.7	385.3	-
令和5年	373.9	530.9	406.0	10.2	757.1	2.7	390.9	-
令和6年	373.7	529.1	407.8	10.2	754.1	2.6	394.4	-

※この表は、固定資産課税台帳に登録された地積で非課税も含まれる。

※雑種地は野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌動地、遊園地等である。

※その他は、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地が含まれ、数値は非公表となっている。

資料：埼玉県統計年鑑（県市町村課 各年1月1日現在）

#### ◆用途地域指定状況

地域地区		面積 (ha)	建蔽率 (%)	容積率 (%)
都市計画区域		2,968	-	-
市街化区域	市街化区域	242.5	-	-
	第一種低層住宅専用地域	9.4	50	100
	第一種中高層住居専用地域	46.8	60	150・200
	第二種中高層住居専用地域	7.0	60	200
	第一種住居地域	94.2	60	200
	近隣商業地域	11.4	80	200
	準工業地域	22.7	60	200
	工業地域	8.0	60	200
	工業専用地域	43.0	60	200
市街化調整区域		2,725.5	50・60	100・200

資料：滑川町 建設課

#### ◆火災の状況・救急活動の状況

	火災の状況					救急活動の状況					
	出火件数					交通 (件)	急病 (件)	一般負 傷 (件)	労働災 害 (件)	その他 (件)	合計 (件)
	建物 (件)	林野 (件)	車両 (件)	その他 (件)	計 (件)						
令和2年	4	0	1	2	7	60	446	119	7	42	674
令和3年	5	0	3	2	10	54	476	139	14	73	756
令和4年	7	1	0	2	10	60	632	167	13	60	932
令和5年	6	1	0	1	8	62	656	167	16	75	976
令和6年	4	0	1	3	8	70	778	168	15	58	1,089

資料：比企広域消防本部「消防年報」

#### ◆交通事故

	件数 (件)	死者数 (人)	負傷者 (人)
令和2年	35	0	41
令和3年	38	0	47
令和4年	33	0	43
令和5年	47	1	56
令和6年	45	0	52

※交通事故は、人身事故のみ計上し、高速道路上における事故を含む。

※交通事故の死者数は、交通事故の発生から24時間以内に死亡したものの。

資料：埼玉県警察本部交通部交通総務課「交通事故統計資料」

◆刑法犯認知件数

	認知件数 (件)	1,000人当たり犯罪発生 (%)
令和2年	128	6.48
令和3年	192	9.75
令和4年	123	6.24
令和5年	153	7.74
令和6年	145	7.37

資料:滑川町 総務政策課

◆し尿処理の状況・ごみの処理量の状況 (小川地区衛生組合)

	し尿処理量				ごみ処理量				
	し尿 (kl/年度)	浄化槽 汚泥 (kl/年度)	有機性 廃棄物 (kl/年度)	その他 (kl/年度)	可燃 ごみ (t/年度)	不燃 ごみ (t/年度)	資源物 (t/年度)	粗大 ごみ (t/年度)	合計 (t/年度)
令和2年	272	5,020	-	-	3,933	315	529	138	4,915
令和3年	250	5,017	-	-	3,906	286	513	175	4,880
令和4年	223	4,937	-	-	3,815	296	530	142	4,783
令和5年	162	4,810	-	-	3,693	309	522	135	4,659
令和6年	168	4,826	-	-	3,637	301	525	139	4,602

※各年の数字は年度末実績値である。

資料:滑川町 環境課

◆町道の整備の状況

	実延長 (km)	改良済 (km)	未改良 (km)	改良率 (%)	舗装済長 (km)	未舗装 (km)	舗装率 (%)	歩道設置 率(%)
令和2年	402.85	185.07	217.78	45.9	197.50	205.36	49.0	13.6
令和3年	402.94	185.34	217.60	46.0	197.88	205.06	49.1	13.6
令和4年	402.96	185.94	217.02	46.1	198.13	204.83	49.2	13.6
令和5年	405.81	190.14	215.67	46.9	198.81	207.01	49.0	13.5
令和6年	405.73	191.10	214.63	47.1	199.20	206.53	49.1	13.5

資料:滑川町 建設課

◆鉄道による駅別旅客乗降者数の状況

	森林公園駅(人)	つきのわ駅(人)
令和2年	9,681	4,101
令和3年	10,979	4,602
令和4年	11,719	4,895
令和5年	12,121	5,101
令和6年	12,160	5,290

※一日平均乗降者数(1月~12月)

資料:東武鉄道

◆上水道の状況

	計画給水人口 (人)	給水区域内人口 (人)	現在給水人口 (人)	給水収益 (千円)	実績年間給水量 (千 $m^3$ )	年間有収水量 ( $m^3$ )	実績1日最大給水量 ( $m^3$ /日)	有収率 (%)
令和2年	18,000	19,606	19,576	297,288	2,437	2,266	7,697	93.0
令和3年	21,200	19,658	19,628	327,725	2,430	2,280	7,525	93.8
令和4年	21,200	19,728	19,698	286,993	2,418	2,270	7,515	93.9
令和5年	21,200	19,636	19,636	280,685	2,422	2,227	7,524	91.9
令和6年	21,200	19,752	19,722	324,460	2,444	2,251	7,375	92.1

資料:埼玉県の水道

◆下水道処理人口及び普及率の推移

	行政区域全体				市野川流域関連		
	行政人口 (人)	行政面積 (ha)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	普及率 (%)
令和2年	19,606	2,971	10,889	55.5%	272.2	10,889	56.4
令和3年	19,658	2,968	11,017	56.0%	272.7	11,017	56.3
令和4年	19,728	2,968	11,142	56.5%	272.7	11,142	56.5
令和5年	19,666	2,968	11,078	56.3%	-	-	-
令和6年	19,752	2,968	11,141	56.4%	279.7	11,141	56.4

※行政人口は、各年度末現在の住民基本台帳人口である。

※普及率=処理人口÷行政人口×100

※各年の数字は年度末実績値である。

資料:上下水道課、埼玉の下水道の状況

◆都市公園の整備状況

	都市公園							
	公園数 (箇所)	面積 (ha)	うち国営分		うち県営分		うち町営分	
			公園数 (箇所)	面積 (ha)	公園数 (箇所)	面積 (ha)	公園数 (箇所)	面積 (ha)
令和2年	4	288.98	1	280	1	7.7	2	1.28
令和3年	4	288.98	1	280	1	7.7	2	1.28
令和4年	4	288.98	1	280	1	7.7	2	1.28
令和5年	4	288.98	1	280	1	7.7	2	1.28
令和6年	4	288.98	1	280	1	7.7	2	1.28

※各年の数字は年度末実績値である。

資料:滑川町 建設課

## 第4章 特性を生かした活力ある産業のまちづくり（産業経済）

### ◆農業従事者、農家戸数の推移

	農業従事者数			農家戸数			
	合計 (人)	男 (人)	女 (人)	合計 (戸)	主業 (戸)	準主業 (戸)	副業的 (戸)
平成2年	2,673	1,427	1,246	944	-	-	-
平成7年	2,398	1,326	1,072	901	-	-	-
平成12年	1,824	970	854	590	37	196	357
平成17年	1,481	817	664	517	33	144	340
平成22年	1,128	611	517	424	32	99	293
平成27年	780	439	341	325	31	58	236
令和2年	565	317	248	251	22	26	203

※平成2年及び平成7年の農家戸数の内訳は区分変更によりデータが非公表。

資料：農林業センサス

### ◆経営耕地面積の推移

	経営耕地面積						
	(ha)	田 (ha)	畑 (ha)	果樹園 (ha)	茶園 (ha)	桑園 (ha)	その他 (ha)
平成2年	637	342	175	33	0	84	3
平成7年	528	302	164	30	0	27	5
平成12年	446	259	152	35	-	-	0
平成17年	399	252	128	22	-	-	0
平成22年	403	247	142	20	-	-	0
平成27年	387	253	118	16	-	-	0
令和2年	397	284	101	12	-	-	0

資料：農林業センサス

### ◆水稲及び小麦の作付面積と収穫量

	水稲		小麦	
	作付面積 (ha)	収穫量 (t)	作付面積 (ha)	収穫量 (t)
令和2年	199	903	27	69
令和3年	192	891	27	56
令和4年	170	784	30	57
令和5年	164	741	17	38
令和6年	158	702	11	17

資料：関東農政局「農林水産統計年報・統計資料」/作物統計調査

◆工業の推移

	従業者数 (人)	事業所数 (箇所)	製造品出荷額等 (万円)
平成 26 年	3,456	47	9,870,146
平成 28 年	2,448	46	8,574,022
平成 29 年	3,451	44	10,749,911
平成 30 年	3,429	44	10,746,085
令和元年	2,850	42	11,593,385
令和 4 年	2,753	43	11,066,770
令和 5 年	2,742	43	11,951,648
令和 6 年	2,627	43	11,381,347

※平成 27 年は工業統計調査休止

※平成 26 年の従業者数及び事業所数 12 月 31 日現在の数値。製造品出荷額等は調査年 1 年間の数値。

※平成 28 年以降の従業者数及び事業所数は 6 月 1 日現在の数値。製造品出荷額等は調査前年 1~12 月の 1 年間の数値。

資料:工業統計調査/平成 28 年経済センサス 活動調査/「経済構造実態調査(製造業事業所調査)」

◆商業の推移

	従業者数 (人)	事業所数 (箇所)	年間商品販売額 (百万円)
平成 14 年	542	68	26,926
平成 16 年	965	79	27,561
平成 19 年	1,173	82	37,152
平成 26 年	1,042	75	38,530
平成 28 年	1,121	75	39,567
令和 3 年	1,206	82	38,996

資料:商業統計調査/経済センサス 活動調査

◆年間観光入込客数の推移

年 (1~12月)	武蔵丘陵森林公園 (人)	年度 (4月~3月)	伊古の里 (人)	農家レストラン (人)	滑川農産物直売所 (人)
令和元年	855,896	令和元年	3,285	1,633	199,495
令和 2 年	707,326	令和 2 年	3,621	1,033	186,385
令和 3 年	797,473	令和 3 年	3,932	1,392	175,562
令和 4 年	806,566	令和 4 年	4,577	1,870	169,612
令和 5 年	753,446	令和 5 年	1,702	2,329	172,233
令和 6 年	712,028	令和 6 年	1,804	2,611	170,039

資料:滑川町 産業振興課

◆労働力人口

	総人口 (人)	15 歳以上人口 (不詳を含む) (人)	労働力人口 (人)	労働力人口 比率 (%)	労働力人口内訳		非労働力 人口 (人)
					就業者 (人)	完全失業者 (人)	
平成 12 年	12,836	11,020	6,896	62.6	6,628	268	3,914
平成 17 年	15,434	13,216	8,269	62.6	7,834	435	4,899
平成 22 年	17,323	11,425	8,161	67.6	7,592	569	3,068
平成 27 年	18,212	15,267	9,364	59.7	8,957	407	5,633
令和 2 年	19,732	16,465	9,687	58.8	9,372	315	5,538

資料:国勢調査

## 第5章 町民との協働による自立可能なまちづくり（行財政・コミュニティ）

### ◆政策決定過程への女性の参画状況

	議員数			審議会及び委員会等委員数		
	総議員数 (人)	女性 議員数 (人)	比率 (%)	総委員数 (人)	女性 委員数 (人)	比率 (%)
令和2年	14	2	14.3	251	44	17.5
令和3年	14	2	14.3	253	45	17.8
令和4年	13	2	15.4	262	56	21.4
令和5年	13	2	15.4	262	62	23.7
令和6年	14	1	7.1	261	61	23.4

資料：埼玉県「男女共同参画に関する年次報告」

### ◆歳入・歳出・財政力指数の推移

	歳入				
	総額 (千円)	地方税 (千円)	地方交付税 (千円)	国庫支出金 (千円)	地方債 (千円)
令和2年	9,013,234	3,072,838	430,550	3,270,268	565,625
令和3年	8,360,180	3,077,016	749,682	1,816,410	676,049
令和4年	8,156,147	3,277,142	771,961	1,563,416	271,052
令和5年	8,307,414	3,308,339	818,893	1,380,330	424,524
令和6年	8,475,950	3,307,132	1,058,331	1,507,996	243,838

	歳出								財政力 指数
	総額 (千円)	人件費 (千円)	扶助費 (千円)	公債費 (千円)	普通建設事 業費 (千円)	物件費 (千円)	維持補修費 (千円)	補助費等 (千円)	
令和2年	8,626,177	1,049,093	1,551,864	586,747	267,779	1,304,668	46,524	3,050,273	0.91
令和3年	7,774,980	1,039,617	2,071,103	601,452	292,173	1,308,459	34,422	1,192,798	0.87
令和4年	7,616,195	1,039,930	1,854,255	603,765	371,193	1,266,359	48,027	1,362,644	0.84
令和5年	8,002,358	1,070,822	1,928,847	554,333	579,278	1,209,439	52,959	1,745,829	0.81
令和6年	8,141,675	1,178,174	2,234,675	544,451	458,693	1,292,783	44,438	1,684,167	0.80

資料：滑川町 行政報告書

### ◆広域で実施する事務事業の概要

		滑川町	東松山市	嵐山町	小川町	川島町	吉見町	ときがわ 町	東秩父村	鳩山町	熊谷市
比企広域 市町村圏 組合	消防	火災	○	○	○	○	○	○	○		
		救急	○	○	○	○	○	○	○		
	斎場管理運営		○	○	○	○	○	○	○		
	介護認定審査会・障 害支援区分審査会		○	○	○	○	○	○	○		
小川地区 衛生組合	ごみ	○		○	○			○	○		
	し尿処理	○		○	○			○	○		
図書館相互利用		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小児初期救急医療		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
比企広域公平委員会		東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村、小川地区衛生組合、川島桶川 資源循環組合、比企広域市町村圏組合（1市6町1村3組合）									

資料：滑川町 総務政策課

## 2 用語集

本文中に「\*」をつけている用語の解説を下記に示しています。

頭文字	用語	用語の説明文
あ	アサーショントレーニング	自分も相手も大切にしたい自己表現をするにはどうしたらよいかを考え、身に付けていくトレーニング。
	アセットマネジメント	インフラ施設を含めた公共施設を自治体の「アセット(資産・財産)」としてとらえ、良好な事業サービスを持続的に提供するために必要な費用や人員を「マネジメント(経営・やりくり)」していく長期的かつ計画的な取組。
か	海洋プラスチック	微生物に分解されにくく、生物や生態系、生活環境等の様々な分野に悪影響を及ぼすことが懸念されているプラスチックごみが、河川などを通じて海へ流出したものを。
く	屈折検査	目のレンズである角膜や水晶体が外から入る光を正しい角度で屈折させているか(ピントがあっているか)を検査機器で確認するもの。
	グリーントランスフォーメーション(GX)	化石エネルギー中心の産業・社会構造を、クリーンエネルギー中心の構造に転換していく、経済社会システム全体の改革への取組。
け	ケアマネジメント	要支援・要介護者等が介護保険サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を勘案し、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行い、その人らしい生活を維持・向上できるよう支援すること。
	健全化判断比率	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。
こ	公営企業会計	地方公共団体の経営する公営企業の経理を行う会計。経営基盤や企業活動の状況を的確に把握するため民間企業と同様の複式簿記を適用する。
さ	財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。
し	指定管理者制度	行政施設の管理や運営を民間に委託することで、民間のノウハウを活用したサービスの向上や運営の効率化を図る制度。
	受益者負担	特定のサービスを受ける者に対して、受益に応じた負担を求めるもの。
	小一プロブレム	1年生の学級において、入学後の落ち着かない状態がいつまでも解消されず、教師の話を受けない、指示通りに行動しない、勝手に授業中に教室の中を立ち歩いたり教室から出て行ったりするなど、授業規律が成立しない状態へと拡大し、こうした状態が数か月にわたって継続する状態をいう。
	情報公開制度	自治体が保有する文書や図面などの行政文書の開示を請求する権利を保障する制度。
	新公会計制度	自治体が財政状況を総合的かつ長期的に把握することを目的として規定された、企業会計の慣行を参考とした新たな地方公会計の制度。



頭文字	用語	用語の説明文
す	ストレスマネジメント教育	ストレス反応を低減させ、心身の健康を保ち、本来の能力を十分に発揮できる条件を維持して、よりよい人生を送るための教育。
	スプロール現象	都市部から郊外へ無秩序に開発が進み、虫食い状態の市街地が広がること。
せ	生活支援コーディネーター	高齢者一人一人が、できることを大切にしながら暮らし続けるために、高齢者の社会参加を進め、多様な主体が連携・協力する地域づくりをすすめる役割の人。
	セーフティネット	事故や災害などの不測の事態や、病気や失業など生活困難をもたらす事態などに備え、被害を最小限に抑え救済する制度。
	ゼロカーボンタウン (ゼロカーボンシティ)	温室効果ガスの一種である二酸化炭素の排出量と吸収量がプラスマイナス 0 の状態である地方公共団体。
	全国瞬時警報システム (J-ALERT)	弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、区市町村防災行政無線(同報系)などを自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。
そ	ソーシャル・インクルージョン	誰もが地域社会の一員として尊重され、支え合いながら共に生きる社会を目指す理念。
た	タイムライン	災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して、災害時に発生する状況を予め想定し共有したうえで、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画(防災行動計画)。
	多文化共生	国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
ち	地産地消	食に対する安全を求める高まりの中で、地元で生産された安全で安心な食材を地元で消費していこうとする動き。
と	土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
に	認証特別栽培農産物	農林水産省のガイドラインに基づき、農薬や化学肥料の双方を慣行の5割以下に減らして栽培された特別栽培農産物について、都道府県が独自に認証したもの。
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が、自ら作成した農業経営改善計画を市町村に提出して認められた個人や法人。
の	農泊	農山漁村に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。
は	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
ひ	ビッグデータ	インターネットを介した日々の活動の中で生成、記録される膨大なデータ。

頭文字	用語	用語の説明文
ふ	フレイル予防	加齢とともに運動機能や認知機能が低下してきた状態(フレイル)に陥らないようにすること、または進行するのを防ぐこと。
ま	マイナ保険証	健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードのこと。
	マイナンバー	住民票を有する人を対象に交付される番号。行政の効率化、国民の利便性を高めるために用いられる。
り	療育	障害のあるこどもに対する、個々の発達の状態や障害の特性に応じた困りごとの解決、将来の自立や、社会参加を目指すための働きかけ。
わ	ワンナイトステイ	埼玉県独自の事業。世界各国で日本語を教えている外国人教師を対象とした、日本の文化や社会を学ぶことを目的とした一泊二日のホームステイ。
	ワンフロアサービス	担当部署ごとに窓口は分かれるが、町民利用の多い申請や届出、証明書発行などの窓口をワンフロアに集約して配置し、利便性の高いサービスを提供する体制。
A	AI	Artificial Intelligence の略。コンピューターで、記憶・推論・判断・学習など、人間の知的機能を代行できるようにモデル化されたソフトウェア・システム。
D	DX	Digital Transformation の略。IT(情報技術)が社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革。ビジネス分野だけでなく、広く産業構造や社会基盤にまで影響が及ぶとされる。
E	eLTAX	インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステム。
I	ICT-BCP	情報システムや IT インフラに焦点を当てた事業継続計画。自然災害などの緊急事態に遭遇した場合でも損害を最小限に留めながら早期復旧を可能にするための方法や手段を取り決めた計画。
K	KGI(重要目標達成指標)	組織として当該事業での成果の最終目標を、具体的な時期や数値で明確にし、定量的に評価する指標。
N	NPO 法人	Non Profit Organization の略。不特定多数の利益に資する活動(社会貢献活動)を行う民間組織(民間非営利組織)で、法人として認証された団体のこと。
P	PFI	Private Finance Initiative の略。PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
R	RPA	Robotic Process Automation の略。パソコンを使った定型業務をソフトウェア型のロボットが代行する技術を指す。例えば、メールの添付ファイルの内容を分析し、自動的に基幹システムに登録するなど。業務の効率化を図り、人件費を抑えることも可能になる。

### 3 策定の経緯

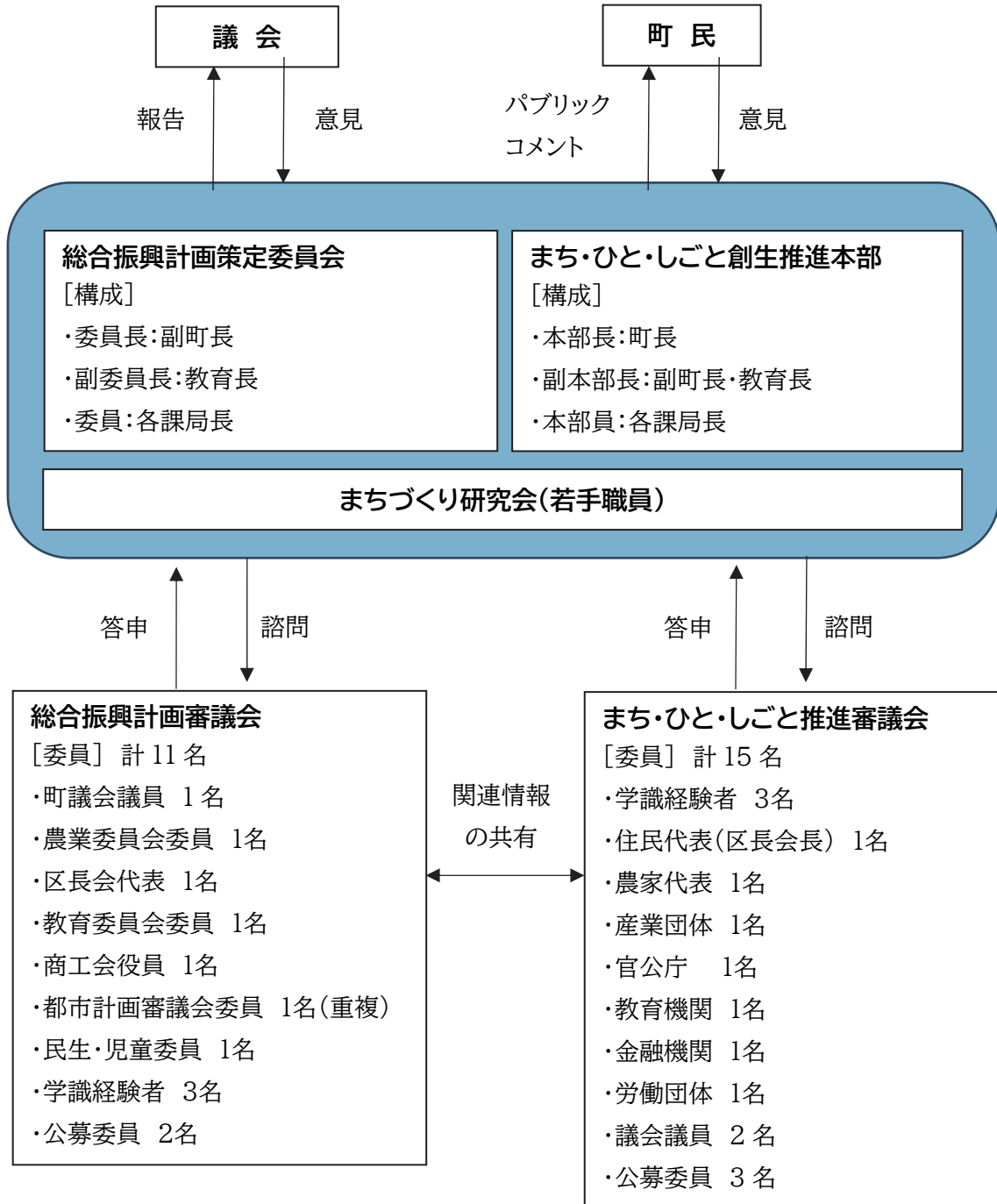
日程	内容等
令和6年10月17日(木)	第1回滑川町総合振興計画策定委員会 ・第6次滑川町総合振興計画策定基本方針(案)について ・町民アンケート及びワークショップの実施について
令和6年11月15日(金) ～12月24日(火)	町民アンケートの実施 対象：町内在住の19歳以上(2,000人無作為抽出) 回収数：1,023票(51.2%) 青少年アンケートの実施 対象：町内に居住する15～18歳(全数614人) 回収数：206票(33.6%)
令和6年11月15日(金) ～令和7年1月31日(金)	職員アンケートの実施 対象：滑川町の職員(全職員120名)
令和6年11月20日(水) ～11月22日(金)	グループヒアリングの実施 ヒアリング対象者：産業・環境関係団体、教育・文化関係団体、保健・医療・福祉関係団体、防災・安全・防犯・地域まちづくり関係団体 ・生活していて感じる滑川らしさ(滑川町のよいところ、悪いところ) ・5年前、10年前と変わったと思うところ ・団体やグループの活動を通して感じる問題・課題 ・課題の解決のために、行政・地域・町民が取り組むべきこと
令和6年11月28日(木)	第1回滑川町総合振興計画審議会 ・第6次滑川町総合振興計画策定基本方針(案)について ・町民アンケート及びワークショップの実施について
令和6年12月14日(土)	町民ワークショップの実施 場所：滑川町役場 大会議室 参加者：28名(中学生14名、大人世代14名) テーマ：みんなの滑川町の未来像を考えてみよう
令和7年1月22日(水)	三役ヒアリング ヒアリング対象者：町長、副町長、教育長 ・情報提供について ・滑川町の課題について ・総合振興計画の策定にあたって など
令和7年2月13日(木)	第1回まちづくり研究会 ・第6次滑川町総合振興計画策定まちづくり研究会について ・情報提供 ・意見交換 ・将来像案の検討 ・全体のスケジュールについて



日程	内容等
令和7年2月19日(水)	第2回滑川町総合振興計画策定委員会 ・滑川町総合振興計画計画策定にかかる基礎的調査報告 ・滑川町総合振興計画計画策定にかかる町民意向調査報告 ・第5次滑川町総合振興計画 達成状況調査報告 ・三役ヒアリング実施報告 ・第6次滑川町総合振興計画 基本構想について
令和7年3月19日(水)	第2回滑川町総合振興計画審議会 ・基礎的調査報告 ・町民意向調査報告 ・第5次滑川町総合振興計画達成状況調査報告 ・三役ヒアリング実施報告 ・第6次滑川町総合振興計画基本構想について
令和7年3月19日(水)	第1回滑川町まち・ひと・しごと創生推進本部会議 ・第3期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針について ・基礎的調査報告 ・町民意向調査報告 ・前期総合戦略のふりかえり 
令和7年3月28日(金)	第1回滑川町まち・ひと・しごと推進審議会 ・第3期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針について ・基礎的調査報告 ・町民意向調査報告 ・前期総合戦略のふりかえり
令和7年4月25日(金)	第2回まちづくり研究会 ・将来像案の決定 ・情報提供 ・KGIの設定について
令和7年5月9日(金)	第3回滑川町総合振興計画策定委員会 ・滑川町総合振興計画基本構想(素案)について ・滑川町総合振興計画基本計画(骨子案)について ・滑川町総合振興計画重点施策(骨子案)について
令和7年5月22日(木)	第3回滑川町総合振興計画審議会 ・滑川町総合振興計画基本構想(素案)について ・滑川町総合振興計画基本計画(骨子案)について ・滑川町総合振興計画重点施策(骨子案)について 
令和7年6月10日(火)	第3回まちづくり研究会 ・策定委員会と審議会の結果報告 ・KGI(重要目標達成指標)の設定について
令和7年6月30日(月)	第4回まちづくり研究会 ・KGIの整理の考え方 ・KGIに基づく目指す町の姿の確認とKGIの向上につながるKPIの選択 ・KGIの算出方法のパターンの確認 
令和7年8月8日(金)	第4回滑川町総合振興計画策定委員会 ・滑川町総合振興計画基本構想(案)について ・滑川町総合振興計画基本計画(基本目標)(素案)について ・滑川町総合振興計画基本計画(重点施策)(素案)について

日程	内容等	
令和7年9月1日(月)	第5回滑川町総合振興計画策定委員会 ・滑川町総合振興計画基本構想(案)について ・滑川町総合振興計画基本計画(基本目標)(素案)について ・滑川町総合振興計画基本計画(重点施策)(素案)について	
令和7年9月18日(木)	第4回滑川町総合振興計画審議会 ・滑川町総合振興計画基本構想(案)について ・滑川町総合振興計画基本計画(素案)について ・滑川町総合振興計画重点施策(素案)について	
令和7年10月21日(火)	第6回滑川町総合振興計画策定委員会 兼 第2回滑川町まち・ひと・しごと創生推進本部会議 ・第6次滑川町総合振興計画(基本構想・前期基本計画)(案)について ・第3期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について	
令和7年11月4日(火)	第5回滑川町総合振興計画審議会 ・第6次滑川町総合振興計画(基本構想・前期基本計画)(案)について	
令和7年11月5日(水)	第2回滑川町まち・ひと・しごと推進審議会 ・策定方針の振り返りと策定経過 ・第3期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について ・総合戦略の施策の移行 ・進捗管理のための指標(KGI・KPI)	
令和7年12月5日(金)～ 令和8年1月5日(月)	パブリックコメント実施 ・結果 応募意見2件	
令和7年12月12日(金)	第7回滑川町総合振興計画策定委員会 ・第5次国土利用計画の策定について ・全員協議会での質問意見に対する対応について	
令和8年1月28日(水)	第8回滑川町総合振興計画策定委員会 兼 第3回滑川町まち・ひと・しごと創生推進本部会議 ・全員協議会での意見に対する考え方について ・パブリックコメントの結果と意見に対する対応について ・第6次滑川町総合振興計画(基本構想・前期基本計画)及び第3期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について ・第5次滑川町国土利用計画(案)について	
令和8年2月12日(木)	第3回滑川町まち・ひと・しごと推進審議会 ・パブリックコメントの結果と指摘事項への対応について ・答申について	
令和8年2月16日(月)	第6回滑川町総合振興計画審議会 ・パブリックコメントの結果と指摘事項への対応について ・答申について	
令和8年3月3日(火)	議案提出(議案第10号)第6次滑川町総合振興計画基本構想の策定について	
令和8年3月11日(水)	原案可決(議決第10号)同上	

# 4 策定体制



# 5 滑川町総合振興計画審議会条例

昭和 45 年 8 月 18 日条例第 17 号

改正

昭和 46 年 12 月 23 日条例第 29 号

昭和 60 年 3 月 20 日条例第 1 号

平成 11 年 3 月 16 日条例第 10 号

## 滑川町総合振興計画審議会条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 の規定に基づき、滑川町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 町長の諮問に応じ、町の総合振興計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、滑川町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。

- (1) 町の議会の議員 1 人
- (2) 町の農業委員会の委員 1 人
- (3) 町の区長会の代表 1 人
- (4) 町の教育委員会の委員 1 人
- (5) 町の商工会の役員 1 人
- (6) 町の都市計画審議会の委員 1 人
- (7) 町の民生・児童委員の委員 1 人
- (8) 町の学識経験を有する者 3 人
- (9) 公募により募集する町民 5 人

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第 6 条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 委員が属する部会は、会長が指名する。

第 7 条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議をひらくことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画主管課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(滑川村建設審議会条例の廃止)

2 滑川村建設審議会条例(昭和35年4月18日条例第15号)は、廃止する。

附 則(昭和46年12月23日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年7月10日から適用する。

附 則(昭和60年3月20日条例第1号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月16日条例第10号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。



## 6 滑川町総合振興計画審議会委員

令和8年2月時点  
(敬称略)

		氏名	構成	備考
1	会長	小林孝男	町の学識経験を有する者	
2	副会長	上野憲子	町の学識経験を有する者	
3	委員	吉野正浩	町の議会の議員	令和7年4月30日まで
		内田敏雄		令和7年5月22日から
4	委員	北堀高茂	町の農業委員会の委員	
5	委員	小林健治	町の区長会の代表	令和7年3月31日まで
		小宮國治		令和7年5月22日から
6	委員	吉野さつき	町の教育委員会の委員	
7	委員	井上章	町の商工会の役員	
8	委員	吉野晴夫	町の民生・児童委員の委員	令和7年11月30日まで
		小久保久美子		令和8年2月16日から
9	委員	野澤三智子	町の学識経験を有する者	
10	委員	宮島敏	公募委員	
11	委員	山下恵美子	公募委員	

# 7 滑川町まち・ひと・しごと推進審議会条例

平成 27 年 5 月 7 日条例第 21 号

滑川町まち・ひと・しごと推進審議会条例

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略について、重要な事項を調査及び審議を行うため、滑川町まち・ひと・しごと推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略(次号において「総合戦略」という。)の策定及び見直しに関する事。
- (2) 総合戦略に基づく施策の実施状況及び効果の検証に関する事。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、町長に意見を述べる事ができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 公募による者
- (2) 町議会、産業団体、官公庁、教育機関、金融機関、労働団体及び町民団体から推薦のあった者
- (3) 知識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認めた者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任する事ができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画主管課において処理する。

(補則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 8 滑川町まち・ひと・しごと推進審議会委員

令和8年2月時点

(敬称略)

		氏名	構成	備考
1	会長	田口 清	学識経験者	
2	副会長	上野 憲子	学識経験者	
3	委員	阿部 弘明	住民代表（議会議員）	
4	委員	小澤 実	住民代表（議会議員）	
5	委員	小林 健治	住民代表 （区長会長）	令和7年3月 31日まで
	委員	小宮 國治		令和7年11月 5日から
6	委員	北堀 高茂	農家代表（農業委員会会長）	
7	委員	井上 章	産業団体（商工会長）	
8	委員	古川 由夏	官公庁（埼玉県川越比企地域振興 センター東松山事務所長）	
9	委員	岩崎 千恵子	教育機関（女性教育委員）	
10	委員	福田 雅樹	金融機関 （JA埼玉中央 滑川支店長）	令和7年3月 31日まで
	委員	原 恒久		令和7年11月 5日から
11	委員	赤沼 稔	労働団体 （自治労滑川町職員労働組合執行 委員長）	令和7年9月 30日まで
	委員	武内 章泰		令和7年11月 5日から
12	委員	杉田 京子	学識経験者 （日赤奉仕団代表）	令和7年5月 13日まで
	委員	中村 雪子		令和7年11月 5日から
13	委員	岡野 浩明	公募による者	
14	委員	中村 利治	公募による者	
15	委員	山本 式彦	公募による者	

## 9 滑川町総合振興計画策定委員会委員

令和8年1月時点

		氏名	所属	職名
1	委員長	小柳博司		副町長
2	副委員長	上野修	教育委員会	教育長
3	委員	稲村茂之	総務政策課	課長
4	委員	島田昌徳	税務課	課長
5	委員	高坂克美	会計課	課長
6	委員	松本由紀夫	町民保険課	課長
7	委員	宮島栄一	福祉課	課長
8	委員	篠崎美幸	高齢介護課	課長
9	委員	上野聡	健康づくり課	課長
10	委員	関口正幸	環境課	課長
11	委員	服部進也	産業振興課	課長
12	委員	福島吉朗	建設課	課長
13	委員	大林具視	議会事務局	事務局長
14	委員	澄川淳	教育委員会事務局	事務局長
15	委員	神田等	上下水道課	課長

# 10 滑川町まち・ひと・しごと創生推進本部会議本部員

令和8年1月時点

		氏 名	所 属	職 名
1	本部長	大 塚 信 一		町 長
2	副本部長	小 柳 博 司		副町長
3	副本部長	上 野 修	教育委員会	教育長
4	本部員	稲 村 茂 之	総務政策課	課長
5	本部員	島 田 昌 徳	税務課	課長
6	本部員	高 坂 克 美	会計課	課長
7	本部員	松 本 由 紀 夫	町民保険課	課長
8	本部員	宮 島 栄 一	福祉課	課長
9	本部員	篠 崎 美 幸	高齢介護課	課長
10	本部員	上 野 聡	健康づくり課	課長
11	本部員	関 口 正 幸	環境課	課長
12	本部員	服 部 進 也	産業振興課	課長
13	本部員	福 島 吉 朗	建設課	課長
14	本部員	大 林 具 視	議会事務局	事務局長
15	本部員	澄 川 淳	教育委員会事務局	事務局長
16	本部員	神 田 等	上下水道課	課長

# 11 滑川町まちづくり研究会会員

令和7年6月時点

		氏 名	所 属	備 考
1	会長	長 野 純 一	上下水道課	
2	副会長	内 田 浩 輔	建設課	
3	委員	鹿 沼 智 裕	総務政策課	
4	委員	小 林 祐 太	税務課	
5	委員	綾 英 紀	会計課	
6	委員	中 村 菜 美 子	町民保険課	
7	委員	添 田 涼	福祉課	
8	委員	池 田 真 奈 美	高齢介護課	
9	委員	高 橋 絢	健康づくり課	
10	委員	高 橋 健 悟	環境課	
11	委員	菅 野 真 未	産業振興課	
12	委員	強 瀬 和 成	教育委員会事務局	

# 12 滑川町総合振興計画審議会への諮問書

滑 総 政 第 2086 号  
令和 6 年 11 月 28 日

滑川町総合振興計画審議会  
会 長 小林 孝男 様

滑川町長 大 塚 信 一

## 第 6 次滑川町総合振興計画（基本構想・前期基本計画）について（諮問）

本町のまちづくりの総合的な指針となる第 6 次滑川町総合振興計画（基本構想・前期基本計画）の策定について、滑川町総合振興計画審議会条例（昭和 45 年条例第 17 号）第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めたく下記のとおり諮問いたします。

### 記

- 1 第 6 次滑川町総合振興計画（基本構想・前期基本計画）について

以上

# 13 滑川町総合振興計画審議会からの答申書

令和8年2月16日

滑川町長 大塚 信一 様

滑川町総合振興計画審議会  
会長 小林 孝 男

## 第6次滑川町総合振興計画（基本構想・前期基本計画）について（答申）

令和6年11月28日付滑総政第2086号をもって諮問のあった「第6次滑川町総合振興計画（基本構想・前期基本計画）」について、当審議会において慎重に審議した結果、下記の意見を付して答申します。

### 記

- 1 本計画において定めた将来像「まちづくり ひとつづくり 笑顔あふれる滑川町」は、町民意向調査やまちづくり研究会等からいただいた多数のキーワードを参考に、簡潔で分かりやすいフレーズを将来像として定めた。行政と町民が協働してまちづくりに取り組むための合言葉として広く共有し、活用に努められたい。
- 2 全国的に少子高齢化が進む中、本町においても人口増の鈍化が始まっている。社会情勢の変化を的確にとらえながら、人口フレームに掲げた20,000人の維持を目指していただきたい。企業誘致や農業の活性化、担い手の育成、駅周辺を活用したにぎわいづくりなど、次の世代が希望を持ち、住み続けられるまちづくりの推進に努められたい。
- 3 本町が継続的に取り組んできた子育て支援については、今後、少子化の影響やライフスタイルの多様化などに柔軟に対応していく必要がある。家庭や地域と連携し、本町が培ってきた安心して子育てできる環境のさらなる充実に取り組み、住み続けたいまちづくりの推進に努められたい。
- 4 本計画の推進にあたっては、各施策において定めた指標を適切に管理し、PDCAサイクルによる進行管理及び効果検証を行い、改善を図りながら着実に遂行されるよう努められたい。

以 上



# 14 滑川町まち・ひと・しごと推進審議会への諮問書

滑 総 政 第 3026 号  
令和 7 年 3 月 28 日

滑川町まち・ひと・しごと推進審議会  
会 長 田 口 清 様

滑川町長 大塚 信一

## 第3期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略について（諮問）

本町の少子高齢化・人口減少対策の総合的な指針となる滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、滑川町まち・ひと・しごと推進審議会条例（平成 27 年条例第 21 号）第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めたく下記のとおり諮問いたします。

### 記

- 1 第3期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略について

以上

# 15 滑川町まち・ひと・しごと推進審議会からの答申書

令和8年2月12日

滑川町長 大塚 信一 様

滑川町まち・ひと・しごと推進審議会  
会長 田口 清

## 第3期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略について（答申）

令和7年3月28日付滑総政第3026号をもって諮問のあった「第3期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、当審議会において慎重に審議した結果、下記の意見を付して答申します。

### 記

- 1 第3期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）は、第6次滑川町総合振興計画 基本構想・前期基本計画（以下、「総合振興計画」という。）と一体的に策定されることとなった。このことにより、さらに包括的に地方創生に取り組み、積極的に施策を推進していただきたい。これまで開発等により継続していた人口増が、今後縮小していくことが想定される中、人口20,000人の維持は十分に高い目標となる。総合振興計画が網羅する各分野が連携を図り、効果的かつ着実な取組の実行に努められたい。
- 2 本町は、日本農業遺産に認定された「比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム」や、谷津田米というブランドを有する。また、都市と調和のとれた美しい里山や畑地が残る風景も、本町の住み心地のよさの一つである。これらの地域資源を有効に活用し、地方創生に取り組んでいただきたい。特に議論のあった郷土の伝統や食文化を大切にしていくことは、将来的に町への愛着を培っていくことに繋がるものである。様々な体験を通して、郷土の文化の継承に努められたい。
- 3 本計画の推進にあたっては、産官学及び町民の連携・協働による相乗効果を生み出せるよう、積極的な情報発信、コミュニケーションに取り組んでいただきたい。町民が、様々な場面でまちづくりに参画し、住み続けたいと実感できるよう、行政がリーダーシップをもって、施策の推進に努められたい。

以上

# 16 議案書及び議決書

議案第10号

## 第6次滑川町総合振興計画基本構想の策定について

第6次滑川町総合振興計画基本構想を別冊のとおり策定したいので、滑川町議会の議決すべき事件を定める条例（昭和59年条例第31号）第3号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

滑川町長 大塚 信一

### 提案理由

既存の第5次滑川町総合振興計画基本構想が令和7年度をもって計画期間を満了いたします。このため、町が総合的かつ計画的な行政運営を図るための次の10年間の行財政指針となる第6次滑川町総合振興計画基本構想を策定したいので、滑川町議会の議決すべき事件を定める条例第3号の規定により、議決を求めます。

議決第10号

令和8年3月11日 原案可決

埼玉県比企郡滑川町議会議長 内田 敏雄

第6次滑川町総合振興計画 基本構想・前期基本計画  
第3期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行 令和8年3月

編集 滑川町総務政策課

〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田 750-1

電話 0493-56-2211 (代表)

F A X 0493-56-2448

<https://www.town.namegawa.saitama.jp/>